

発刊登録番号

11-1430000-001652-10

	 出所表示	 商業用禁止	 変更禁止
公共ヌリ	公共製作物自由利用許諾		

2019 年度 特許庁 知的財産支援施策

(仮訳)



特 許 庁

KOREAN INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2019年特許庁知的財産支援施策(2018.12)」をジェットロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.ip_info.issue.BoardApp&c=1001&catmenu=m04_02_04

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

2019 年度 特許庁 知的財産支援施策

Contents 目次

	1 2019 年 特許庁細部事業要約表
<p style="text-align: center;">I 知的財産創出 <u>2</u></p>	4 IP 礎 (ティディムドル) プログラム
	6 IP 翼 (ナレ) プログラム
	8 グローバル IP スター企業の育成
	11 スタートアップ向けの特許バウチャー
	14 知財権連係型の研究開発戦略支援
	18 企業群の共通核心技術に対する IP 戦略支援事業
	20 グローバル技術革新 IP 戦略開発
	24 標準特許創出支援
	26 政府 R&D 特許戦略支援
	28 政府 R&D 特許設計支援
	30 政府 R&D 特許技術動向調査
	32 研究者中心の戦略的 R&D-先企画支援
	34 生活発明コリア
	36 知的財産データギフト制度
38 中小企業 IP 即時支援サービス	
<p style="text-align: center;">II 知的財産活用 <u>41</u></p>	43 知的財産活用戦略支援
	46 知的財産取引支援
	48 IP 事業化連係評価支援
	51 IP 金融連係評価支援
	54 優秀発明品の優先購買推薦制度
	55 知的財産サービス企業の海外市場の需要創出支援
	56 需要に基づく発明インタビュー支援
	58 製品単位特許ポートフォリオ構築支援
	60 特許ギャップファンド造成支援
62 公共機関の保有特許診断支援	
<p style="text-align: center;">III 知的財産保護 <u>64</u></p>	66 営業秘密保護センター運営事業
	68 海外知識財産センター (IP-DESK) 運営
	70 海外知財権紛争への初動対応支援
	72 K-ブランド保護基盤構築
	74 知財権紛争への共同対応協議体支援
	76 国際知財権紛争防止コンサルティング支援

	<p>78 韓流コンテンツの知財権保護支援</p> <p>80 海外知財権保護バウチャー事業</p> <p>82 産業財産権紛争調停制度</p>
<p>IV 知的財産教育 ・ コンサルティング <u>84</u></p>	<p>86 知的財産（IP）スマート教育事業</p> <p>89 知的財産教育先導大学</p> <p>91 知的財産出張教育</p> <p>93 海外知的財産実務人材の養成課程</p> <p>95 知的財産サービス企業採用連係教育</p> <p>96 知的財産基盤次世代英才企業家の育成</p> <p>98 特許経営専門家の派遣</p> <p>100 職務発明制度コンサルティング</p> <p>101 知的財産プロボノ</p> <p>103 特許支援相談窓口の運営</p> <p>104 公益弁理士特許相談センターの運営</p> <p>105 特許情報検索及び電子出願教育</p>
<p>V 知的財産関連行事 <u>108</u></p>	<p>110 発明の日の行事</p> <p>112 大韓民国知的財産大展</p> <p>114 IP 情報活用創業コンテスト</p> <p>117 D2B デザインフェア</p> <p>119 大韓民国学生発明展示会</p> <p>121 学生創造力チャンピオン大会</p> <p>123 大学創造発明大会</p> <p>125 特許技術賞</p>
<p>VI その他支援制度 <u>128</u></p>	<p>130 職務発明優秀企業認証制度</p> <p>132 知的財産経営認証</p> <p>134 手数料減免制度</p> <p>136 知的財産権関連租税支援</p> <p>138 特許審判-国選代理人制度</p> <p>139 特許共済制度</p>
<p>付録 <u>142</u></p>	<p>144 特許庁及び支援機関の連絡先</p> <p>146 地域知識財産センター</p> <p>148 海外知識財産センター（IP-DESK）</p> <p>149 世界特許庁の URL</p> <p>151 海外特許検索サイト</p> <p>153 国内知的財産権関連機関の URL</p>

2019 年特許庁細部事業要約表

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

分野	事業名	募集区分		予算 (億ウ ォン)	事業(制度)内容	募集 期間	頁
		支援対象	主管(実施) 機関				
創出	IP 礎 プログラム	起業準備者 及び個人	地域 知識財産 センター	36.4	RIPC、IP 創業ゾーン(*) 及び 創造経済革新センターで発掘され た優秀なアイデアに対する具体 化・権利化の支援	随時	4
	IP 翼 プログラム	技術ベース のスタート アップ * 創業後、 7年以内か、 転換創業後 5年以内	地域 知識財産 センター	60.3	スタートアップに対する知的財産 経営体系の高度化のための IP 技 術及び経営戦略コンサルティング の支援	2019 年 2月、6月	6
	グローバル IP スター企業の 育成	輸出(予定) 中小企業	地域 知識財産 センター	95.9	地域の有望な中小企業を発掘し、 特許/商標/デザイン総合支援(*) を通じて、地域の代表 IP 強小企業 に育成 * 海外出願費用の支援、特許技術 の広報映像製作、特許マップ、デ ザインマップ、デザイン開発 (包装/製品)、ブランド開発 (新規/リニューアル/非英語圏)、 企業 IP 経営診断・構築、特許&デ ザイン融合などを支援	2019 年 1~2月	8
	スタートアップ 向けの 特許バウチャー	スタートア ップ * 創業後、 7年以内	韓国 特許戦略 開発院	10	スタートアップが必要とする時期 に希望する IP サービス(*) を選 択して支援を受けられる特許 バウチャーを提供(5百万ウォン 及び1.7千万ウォン以内) * 国内外の IP 権利化、特許調 査・分析、特許技術価値評価、技 術移転(ライセンス)など	2019 年 2~3月 2019 年 5~6月	11
	知財権連係型 の研究開発 戦略支援	研究組織を 保有する 中小企業	韓国 特許戦略 開発院	147.1	企業が核心・源泉特許を確保でき るように、知財権連係研究開発戦 略を密着支援	上半期 2018 年 12月 下半期 2019 年 4月	14
	企業群の 共通核心技術 に対する IP 戦略支援 事業	同じ業界の 多数の 中小企業、 又は 関連業界の 多数の中小 企業	韓国 特許戦略 開発院	14.7	各分野の多くの中小企業が共通し て必要とする新技術、又は難しい 技術の IP 戦略を支援して、該当分 野の中小企業の競争力を 強化	2019 年 1~2月 (需要 調査)、 3~4月 (課題 公募及び 選定)	18

分野	事業名	募集区分		予算 (億ウ オン)	事業(制度)内容	募集 期間	頁
		支援対象	主管(実施) 機関				
	グローバル 技術革新 IP 戦略開発	研究組織を 保有する 中小・中堅 企業	未定	45.5	中小・中堅企業の商品がグローバル市場で IP 紛争なしで輸出競争において優位に立つために、商標・デザイン・特許権が融合した IP 総合戦略を支援	上半期 2018年 12月 下半期 2019年 4月	20
	標準特許 創出支援	大学・ 公共研、 中小・ 中堅企業	韓国 特許戦略 開発院	26.9	標準特許創出の全過程(研究開発、国際標準開発、標準化活動)における標準特許確保戦略を支援し、研究の生産性向上及び技術貿易収支の改善に寄与	2019年 1月～ 2月	24
	政府 R&D 特許戦略 支援	大学・ 公共研	未定	50.4	大学・公共研で行う政府 R&D 課題を対象に、知財権中心の研究開発戦略の策定(IP-R&D)を支援し、研究開発の質的生产性を向上させ、研究開発の効率性を向上	2018年 12月～ 2019年 2月	26
	政府 R&D 特許設計 支援	大学・ 公共研	未定	13.2	未活用特許問題を根本的に解決するために、大学・公共(研)が活用可能性が高い高付加価値の特許を戦略的に確保するように支援	2019年 1月～ 3月	28
	政府 R&D 特許技術 動向調査	R&D 部処・ 専門機関	韓国 特許戦略 開発院	20.8	政府 R&D の研究企画及び段階評価時に関連技術に対する特許の動向を分析し、効率的な研究企画及び R&D 予算の重複的投資を防止	随時	30
	研究者中心の 戦略的 R&D-先企画 支援	研究者	未定	4	政府 R&D を提案する予定の研究者に特許分析情報を直接提供し、研究技術を具体化し、長所を強化するなど、成果向上の側面で研究者を密着援	随時 (R&D 公告と 連係)	32
	生活発明 コリア	女性 起業準備者	韓国 女性発明 協会	6.2	女性の創造的アイデアのうち、商品化しやすい生活発明を発掘し、出願・デザイン・試作品製作・事業化を支援 部門1: 出願していない創作アイデア 部門2: 知的財産を出願したが、製品化していないアイデア * 2018年の実績: アイデア 1,409 件受理、試作品製作 39 件	2019年 2～4月	34
	知的財産 データ ギフト制度	起業準備者 及び 創業3年 以内の 小企業	韓国 特許 情報院	-	IP 情報サービス分野の商品開発に必要な IP データを創業型及び成長型に区分し、最大3年まで無償提供	随時	36
	中小企業 IP 即時支援 サービス	中小企業	地域 知識財産 センター	45.5	地域中小企業の経営現場において緊急対応が必要な IP 関連の悩みに対し、IP 専門家と相談して常時問題を解決	随時 (各地域 の知識財 産 センター の 日程を 参照)	38

分野	事業名	募集区分		予算 (億ウ オン)	事業(制度)内容	募集 期間	頁
		支援対象	主管(実施) 機関				
活用	知的財産 活用戦略 支援	中小企業	韓国 発明 振興会	38.8	製品の品質及び技術的難題、新製品開発など、中小企業の事業化における悩みに対し、知的財産(IP)という観点から解決できるように、コンサルティング支援(特許製品革新、デザイン製品革新、IP事業化戦略)	2019年 1～5月	43
	知的財産 取引支援	個人、 中小企業 など	韓国 発明 振興会	23.4	特許技術導入を希望する個人、中小企業に特許取引専門官が仲介サービスを提供し、民間IP取引会社の競争力強化による自立化の基盤を支援	随時	46
	IP事業化 連係 評価支援	個人、 中小企業 など	韓国 発明 振興会	53.7	個人、中小企業などが保有する知的財産を現物出資、技術認証、資金調達(保証、投資、融資)の手段などとして活用できるように、IP価値評価の所要費用を支援	2019年 1月、7月	48
	IP金融 連係 評価支援	中小企業 (計400社 前後)				随時	51
	優秀発明品の 優先購買 推薦制度	個人、 中小企業	韓国 発明 振興会	-	特許技術が適用された優秀な発明品を特許庁長が政府機関、地方自治体、公共機関などに優先的に購入するよう薦めて販路開拓を支援	随時	54
	知的財産 サービス 企業の 海外市場の 需要創出 の支援	知的財産 サービス 中小企業	知的財産 サービス 協会	2.2	知的財産サービス企業の国内外マーケティング促進及び海外市場の販路開拓を支援(広報ブース及び通訳を無料で支援)	海外 有名 展示会 開催 約1ヶ月前	55
	需要に基づく 発明インタビ ューの支援	大学・ 公共研	韓国 特許戦略 開発院	10.2	大学・公共(研)に出願前の発明インタビュー(発明審議制度)を受けさせ、強い知的財産を創出し、産業界での活用が見込まれる有望な特許技術を選別し、事業化につなげるように支援することで、特許技術の戦略的事業化を促進	2019年 1～3月	56
	製品単位 特許ポート フォリオ 構築の支援			26.3			58
	特許ギャップ ファンド 造成の支援	大学・ 公共研	韓国 特許戦略 開発院	18	大学・公共(研)が特許技術の商用化検証を持続可能に行える基盤である特許ギャップファンドを造成するように支援	2018年11 ～ 2019年 1月	60
	公共機関の 保有特許 診断の支援	大学・ 公共研	韓国 特許戦略 開発院	3	政府R&Dの特許成果の活用性を向上させるために、公共機関で保有する特許を診断し、戦略的に管理・活用できるように、コンサルティングを支援	上半期 2019年 1月 下半期 2019年 5月	62

分野	事業名	募集区分		予算 (億ウ オン)	事業(制度)内容	募集 期間	頁
		支援対象	主管(実施) 機関				
保護	営業秘密 保護センター 運営事業	中小企業	韓国 知識財産 保護院	8.6	営業秘密教育(オンライン)、営業 秘密管理システムの普及、営業秘 密保護コンサルティング、紛争初 動対応における法律諮問、営業秘 密原本証明サービスなど	随時	66
	海外知識 財産センター (IP-DESK) 運営	輸出(予定) 中小/中堅 企業	KOTRA	37.8	海外進出企業の輸出競争力を向上 させるために、現地での知財権確 保(*)及び知財権に関する悩みの 解決(**)を支援 * 商標・デザイン出願関連費用を 支援 ** 侵害調査及び行政取り締ま り費用の支援と相談など	随時	68
	海外知財権 紛争への 初動対応 支援	輸出(予定) 中小/中堅 企業	KOTRA	4	IP-DESKが設置されていない地域 での知財権紛争防止及び対応のた めの法律諮問及び侵害調査費用を 支援	随時	70
	K-ブランド 保護基盤 構築	中小/中堅 企業	韓国 知識財産 保護院	6.59	海外現地の商標ブローカー及びオ ンライン模倣品への対応支援、韓 国国内で主な業種団体と連携した 知財権保護に対する認識向上	随時	72
	知財権紛争へ の共同対応 協議体 支援	海外で知財 権紛争中の 中小/中堅 企業	韓国 知識財産 保護院	9.1	企業間の共同の紛争イシューの発 掘及び深化分析・諮問など、共同 対応を支援	随時	74
	国際知財権 紛争防止 コンサルティ ング支援	輸出(予定) 中小/中堅 企業	韓国 知識財産 保護院	98.23	海外進出のための紛争防止戦略及 び紛争危険に関する特許調査分 析、商標の現地化戦略などを提供	随時	76
	韓流コンテン ツの知財権 保護 支援	輸出(予定) コンテンツ 中小企業	韓国 知識財産 保護院	11.8	韓流コンテンツ企業に対する総合 的な海外コンテンツ知的財産保護 戦略を提供(コンテンツの企画か ら収益化段階まで総合IPコンサル ティング)	随時	78
海外 知財権保護 バウチャー 事業	輸出(予定) 中小企業	韓国 知識財産 保護院	10	知財権保護バウチャーを発行し、 海外進出のためのIP保護サービ ス(知財権紛争防止・対応戦略) を提供	2019年 2~3月、 6~7月	80	
産業財産権 紛争調停 制度	権利者・ 実施権者・ 職務発明者 など及び 利害関係者	韓国 知識財産 保護院	2	紛争調停を申込み際、当該分野の 専門家からなる調停部が相互合意 による紛争解決を誘導	随時	82	

分野	事業名	募集区分		予算 (億ウ オン)	事業(制度)内容	募集 期間	頁
		支援対象	主管(実施) 機関				
教育・ コンサル ティン グ	知的財産(IP) スマート教育 事業	国民	韓国 発明 振興会	15.4	特許・商標・デザインなど知的財産の基本及び経営関連e-ラーニングのコンテンツをオンラインで提供	随時	86
	知的財産 教育 先導大学	大学(院) で 知的財産 教育課程 を運営可能 な大学	韓国 発明 振興会	32	知的財産に対する体系的な教育を実施し、大学の自立的な知的財産教育基盤を強化し、知的財産力を持つ人材を養成	2019年 9~10月	89
	知的財産 出張教育	中小・中堅 企業	韓国 発明 振興会	7	企業を直接訪問し、IPに対する事前診断・分析を行い、それを基に問題解決中心の審議教育を実施	2019年 2~3月	91
	海外 知的財産 実務人材の 養成課程	中小・中堅 企業の 在職者			主な輸出国の出願戦略、紛争事例及び交渉戦略の提示など、知的財産権紛争対応(防止)教育を提供	随時	93
	知的財産 サービス企業 採用連係 教育	未就業大卒 者及びR&D 退職人材	知的財産 サービス 協会	4	知的財産サービス業専門人材の養成及び採用を支援 * (2017年の実績) 教育7回、計250人余り	2019年 3月~ 11月 年間 6~7回 教育 実施前 募集	95
	知的財産 基盤 次世代英才 企業家の育成	中学生 (又は13~ 16歳)	韓国 発明 振興会	9	創造性が優れた発明の英才を選抜し、今後新成長産業を創出する知的財産ベースの英才企業家に育成	2019年 8~9月	96
	特許経営 専門家の 派遣	既に特許経営 専門家が 派遣された か、派遣中 の大学・公 共(研)を 除く 大学・公共 (研)	韓国 特許戦略 開発院	9.7	特許経営の専門家を大学・公共(研)で直接採用して知的財産に対する認識を向上させ、知的財産専門部署の業務遂行能力を向上させようように指導することで、大学・公共(研)の全般的な知的財産力の水準を向上	2019年 1~3月	98
	職務発明 制度コンサル ティン グ	中小・中堅 企業	韓国 発明 振興会	4.65	職務発明補償制度を導入しようとする企業、又は導入しているが運営に苦戦する企業に弁理士などの職務発明専門家を派遣し、制度の規定策定を支援	随時	100

分野	事業名	募集区分		予算 (億ウ オン)	事業(制度)内容	募集 期間	頁
		支援対象	主管(実施) 機関				
	知的財産 プロボノ	小企業、 社会的企 業、起業準 備者など ※(寄付者) 弁理士など 知的財産 関連の専門 家、又は大 学、特許法 人、企業な ど機関及び 団体	地域 知識財産 センター	0.4	小企業、起業準備者などに知的財産相談、先行技術調査、知的財産権教育、ブランド開発、デザイン開発などを弁理士などの知的財産専門家、又は大学など団体のプロボノを通じて支援	随時	101
	特許支援 相談窓口の 運営	中小企業	地域 知識財産 センター	-	各地域の知識財産センター、IP創業ゾーン、創造経済革新センターで弁理士及び特許専門家の知財権関連の相談サービスを提供	随時	103
	公益弁理士 特許相談 センターの 運営	小企業、 障害者、 医療給与 受給権者 など 社会的弱者	韓国 知識財産 保護院	15.5	公益弁理士が社会的弱者を対象に産業財産権関連の相談及び書類作成の支援、審判・審決取消訴訟の直接代理など、無料で弁理サービスを提供	常時	104
	特許情報 検索及び 電子出願 教育	企業・機 関・研究所、 特許担当 者、学生及 び起業準備 者	韓国 特許 情報院	3.95	特許情報検索及び電子出願教育	上半期： 2019年 2月 下半期： 2019年 7月	105
行事	発明の日の 行事	国民	韓国 発明 振興会	3.7	世界初の測雨器を発明した5月19日を「発明の日」に指定して記念式を開催し、発明有功者を褒賞	2019年 1～2月	110
	大韓民国 知的財産 大展	国民	韓国 発明 振興会	10.8	発明特許大展、商標デザイン展、ソウル国際発明展を開催	2019年 7月～8月	112
	IP情報活用 創業 コンテスト	国民	韓国 特許 情報院	-	IP情報を活用した創造的なアイデアの発掘及び創業・事業化を支援するための大会で、優秀なチームを選定して授賞及びIPデータの無償提供、中企部の創業支援事業などに推薦	2019年 2～3月	114
	D2B デザイン フェア	国民	(株)クリ ームボク ス	3.15	独創的なデザインを権利化して事業化できる舞台を提供することで、強いデザイン権を創出・活用できる将来のデザイナーを養成し、韓国国内の優秀な中小企業に創造的デザインを供給	2019年 3～8月	117
	大韓民国 学生発明 展示会	小中高校生	韓国 発明 振興会	4.95	学生の発明アイデアを発掘・授賞し、創造的な発明人材を育成し、優秀な発明品を展示して学生の発明意識を高め、発明文化を拡散	2019年 2～3月	119

分野	事業名	募集区分		予算 (億ウ オン)	事業(制度)内容	募集 期間	頁
		支援対象	主管(実施) 機関				
	学生創造力 チャンピオン 大会	小中高校生	韓国 発明 振興会	3.3	小中高校生がチーム(5~7人)を 構成し、与えられた課題を創造的 に解決するようにし、未来社会が 要求する創造性、協調性、リーダ ーシップなどを啓発	2019年 3~4月	121
	大学創造 発明大会	大学(院) 生及び 発明サーク ル	韓国 発明 振興会	4	大学生の優秀な発明を発掘し、権 利化・事業化を支援	2019年 3~5月	123
	特許技術賞	国民	-	2.6	特許庁に登録された優秀な発明を 発掘・授賞することで、発明者の 士気を高め、発明する雰囲気 を拡散	上半期: 2019年 3月 下半期: 2019年 9月	125
その他 支援 制度	職務発明 優秀企業 認証制度	職務発明 制度を 保有し、 申請日 から2 年以内 に職務 発明補 償を実 施した 中小・ 中堅企 業	韓国 発明 振興会	-	認証された企業が政府支援事業に 参加する際、加点など多様なイン センティブを提供 (認証のための評価基準) -評価基準:職務発明補償規定(30 点)、補償実績(40点)、運用の 合理性(30点) -認証基準:認証審議委員会の審議 結果、70点以上	随時	130
	知的財産 経営認証	知的財産 経営を 模範的 に行う 中小企 業	韓国 発明 振興会	-	認証された企業が政府支援事業に 参加する際、加点など多様なイン センティブ提供 (認証のための評価基準) -評価基準:知的財産の保有状況、 特許技術の動向把握、知的財産権 紛争の事前点検など10の分野に 対して計100点 -認証基準:認証評価の結果、70 点以上の企業	随時	132
	手数料 減免制度	個人及び 中小企 業	-	-	特許・実用新案・デザイン出願料、 審査請求料、最初3年分の登録料 70%減免、4~9年目の登録料30% 減免	常時	134
	知的財産権 関連 租税支援	中小・ 中堅・ 大企業	-	-	1. 職務発明補償金の所得税非課税 2. 技術移転(貸与)の所得に対す る所得税・法人税減免 3. 技術取得に支払った金額・所得 控除	常時	136
	特許審判- 国選代理人 制度	小企業、 障害者 など 社会・ 経済 的弱者	-	-	代理人を選任しにくい社会・経済 的弱者に対し、国選代理人選任を 支援	常時	138
	特許 共済制度	事業中小・ 中堅企 業	選定中	-	企業間の相互扶助に基づいた共済 制度を通じ、中小・中堅企業の特 許など知的財産の負担を分散・軽 減させ、経営安定基盤を整える		139

I

知的財産創出

IP 礎（ティディムドル）プログラム
IP 翼（ナレ）プログラム
グローバル IP スター企業の育成
スタートアップ向けの特許バウチャー
知財権連係型の研究開発戦略支援
企業群の共通核心技術に対する IP 戦略支援事業
グローバル技術革新 IP 戦略開発
標準特許創出支援
R&D 特許戦略支援
政府 R&D 特許設計支援
政府 R&D 特許技術動向調査
研究者中心の戦略的 R&D-先企画支援
生活発明コリア
知的財産データギフト制度
中小企業 IP 即時支援サービス

IP 礎 (ティディムドル) プログラム

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 個人及び起業準備者の優秀なアイデアが事業のアイテムに具体化され、創業までつながるように、支援プログラムを運営して革新型創業を誘導するプログラム

支援規模：3,637 百万ウォン、930 件前後

支援事業	支援金	分担金
アイデア創出教育、 創業コンサルティング	無料	-
アイデアの具体化及び権利化	1,500 千ウォン以内	20% (現物又は現金)
製品化コンサルティング (3D 模型製作)	600 千ウォン以内	20% (現物又は現金)

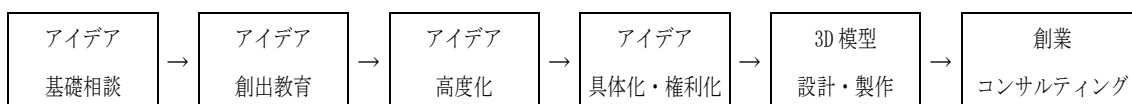
支援対象


- ◇ 創造的アイデアを保有する個人及び起業準備者

支援内容

- ◇ (IP 礎プログラムの運営) 個人のアイデアを創業に誘導するために、アイデア創出教育、アイデアの具体化及び権利化、アイデアの製品化 (3D 設計及び模型製作) 及び創業コンサルティングを支援
 - ・ 地域知識財産センターに派遣された知的財産の専門家によって発掘されたアイデアを具体化・権利化・製品化するなどのサービスを提供

IP 礎の支援体系図



 推進日程：年内常時受付

連絡先

- ・ 特許庁地域産業財産課（042-481-8660、8653）
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室（02-3459-2838、2860）
- ・ 地域知識財産センター（1661-1900）
- ・ ウェブサイト：<http://www.ripc.org>

IP 翼（ナレ）プログラム

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ スタートアップが創業初期から IP 問題を克服して安定的に市場に進入するとともに、
中小・中堅企業に成長できるよう、企業の知的財産経営体系の高度化を支援する

支援規模


類型区分	支援規模
支援対象	創業後 7 年以内の企業、又は転換創業（*） 後 5 年以内の企業 * 証明可能な場合のみ該当
支援期間	100 日以内
支援件数	453 社
支援金	計 2,500 万ウォン前後 (企業の分担金：現物 15%+現金 15%を含む)

支援内容


[企業の知的財産経営体系の高度化]

[IP 技術戦略]	[IP 経営戦略]
<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行技術調査（競合他社の特許分析） ・ 有望技術の導出（未来戦略） ・ IP 紛争防止戦略（紛争に備える） ・ 強い特許権の確保（競争力強化） ・ 特許ポートフォリオ戦略 など企業に必要な技術コンサルティングを提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP インフラ・組織構築の設計 ・ IP 資産構築戦略（技術評価） ・ IP 事業化戦略（技術取引） ・ IP 管理・活用戦略（持続成長） ・ IP ブランド・デザインの関係 など企業に必要な経営コンサルティングを提供

- ・ 特許専門家による密着コンサルティングを通じた強い特許の創出
- ・ 支援企業に最も必要なものを診断し、適材適所にソリューションを提供

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1次	説明会	募集公告		事業遂行		最終報告						
2次						募集公告		事業遂行		最終報告		

 その他事項（選定評価方法）

- ◇（選定方法）事業公告後、申請した企業から選定審査を通して支援企業を選定
（当該年度に同一企業は重複支援できない）
 - * 審査基準：技術の革新性（20点）、成長の可能性（25点）、IP支援の必要性（30点）、支援企業の参加意志（25点）（他部処の創業支援事業に参加したことのある企業は選定時に優遇する）

- ◇ 遂行協力機関は韓国発明振興会の協力機関プールを活用して企業が選定

連絡先

- ・ 特許庁地域産業財産課（042-481-5171、8653）
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室（02-3459-2836）
- ・ 地域知識財産センター（1661-1900）
- ・ ウェブサイト：<http://www.ripc.org>

グローバル IP スター企業の育成 知的財産支援施策 www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 海外輸出（予定）企業を選定し、海外での IP 競争力強化に向けた海外産業財産権の獲得、企業に合った特許マップ、非英語圏向けのブランド開発、特許技術のシミュレーションなど、企業の海外進出に必要な 3 年間の知的財産総合支援を実施

支援対象

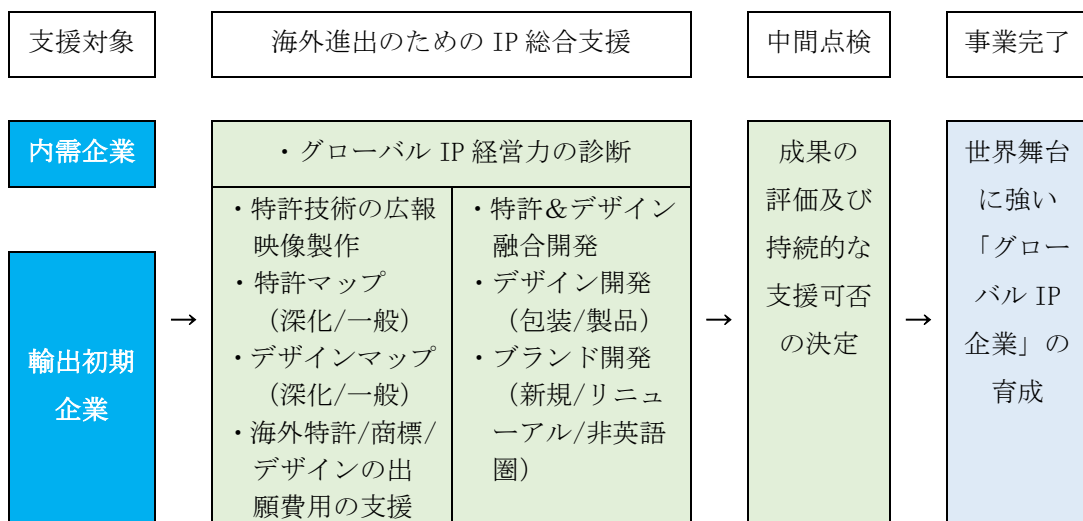
- ◇ 海外へ輸出・輸出（予定）の中小企業

企業区分	判断基準
中小企業	- 中小企業基本法第 2 条に基づく中小企業 ※中小企業の状況情報システム (sminfo.smba.go.kr) で確認できる
輸出（予定）	- 直近 3 年間の輸出証明書類（契約書、業務提携など）、又は輸出計画書

支援内容

- ◇ 選ばれた「グローバル IP スター」企業に地域知識財産センターの IP 専門家によるコンサルティング及び最大 3 年間の特許/ブランド/デザイン総合支援を実施

※企業の自分負担金 30%（現金 20%+現物 10%）（現物は会議場所の提供、企業の役職員の参加で代替）



細部支援課題

区分		支援内容
海外 出願費用 支援	特許 (PCT) 特許 (個別国) 商標 デザイン	海外出願において必要とされる代理人費用、翻訳料、出願官納料を支援
特許	特許技術の 広報映像製作	韓国に登録された特許技術を国内外での広報マーケティングとして活用できるよう、3D 映像を製作
	特許マップ (深化)	各特許に合った調査・分析を行い、研究技術開発の方向を提示し、特許活用戦略を策定し、報告書を製作
	特許マップ (一般)	
デザイン	デザインマップ (深化)	各デザインに合った調査・分析を行い、研究技術開発の方向を提示し、デザイン活用戦略を策定し、報告書を製作
	デザインマップ (一般)	
	製品デザイン開発	製品、包装デザイン開発、又はデザインモックアップ製作 (デザインモックアップは製品デザイン開発の産出物に対し後続支援のみ行う)
	製品デザイン モックアップ	
包装デザイン開発		
ブランド	新規ブランド開発	企業ブランド (CI)、又は製品ブランド (BI) の新規開発及びリニューアル
	リニューアルブランド 開発	
	非英語圏 ブランド開発	非英語圏の諸国の言語/文化/状況などを踏まえて市場を分析し、ブランドネーミングを支援
その他	企業 IP 経営の 診断・構築	中小企業のグローバル IP 経営力を外部の専門企業が診断し、海外進出に必要な企業の知的財産戦略を策定・推進
	特許&デザイン 融合開発	製品、包装デザイン、又は単純な外観中心のデザイン開発から脱し、特許・技術中心のデザインを開発

※上記の細部支援課題は 2018 年時点のもので、今後追加/変更の可能性あり

推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	統合公告 /地域ごと に申請 受付	企業審査及 び最終選定		支援課題 の調査及 び選定/遂 行会社の 公告	細部支援事業の推進							
				随時事業 (募集、評価) の支援								

※ 自治体のマッチング予算規模に合わせて企業を選定し、地域コンサルタントのコンサルティングを経て細部支援事業を推進

🌐 企業選定手続き

◇ (選定方法) 書面評価、現場実態調査及び運営委員会を構成して最終選定

区分	評価項目 (例示)	配点
書面評価	・企業の提出書類に基づく定量評価を実施	40 点
現場実態調査	・提出書類の事実確認と企業面談	-
運営委員会	・申請企業の発表・対面審査を通した最終選定	60 点

※選定後 10 日以内にオンラインで発表、又は書面で通知

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁地域産業財産課 (042-481-8622) ・ 韓国発明振興会地域知識財産室 (02-3459-2827) ・ 地域知識財産センター (1661-1900) ・ ウェブサイト : http://www.ripc.org

スタートアップ向けの特許バウチャー

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ スタートアップの特許競争力を向上させるために、スタートアップにバウチャーを発行するもので、スタートアップは IP サービスメニューとプールに登録された機関から、自社に必要なサービスや機関を自由に選択して利用し、費用はバウチャーで支払う

支援対象

- ◇ 第四次産業革命に関わる挑戦的な課題（*）を追求する技術・IP ベースのスタートアップ（**）
 - * 新しい製品/サービス/工程を開発、又は従来の製品/サービス/工程を画期的に改善
 - ** 韓国国内に設立された非上場会社（登録された個人事業者、又は法人）で、起業準備者は除く

選定手続き：書類及び面接評価を経て選定

<評価項目及び指標（案）>

評価項目		評価指標	配点
技術性、 IP 確保の 可能性 (40 点)	技術の 優秀性	保有するアイデア・技術は従来のアイデア・技術、又は競合他社の技術と差別化できる(競争力がある)のか？	20 点
	IP 確保の 可能性	保有するアイデア・技術は特許、又は営業秘密として保護できるのか？	20 点
市場性 (30 点)	市場の需要	事業アイテムの関連市場は充分なのか？ (Product-Market Fit)	20 点
	商用化 可能性	技術・アイデアの完成度・水準などは商用化の可能性が高いのか？	10 点
創業者（組） 能力(20 点)	創業者	創業者の情熱、リーダーシップ、遂行力など企業家精神に関わる能力	10 点
	構成員	創業者以外、スタートアップ構成員の能力	10 点
バウチャー 使用計画 (10 点)	適切性	バウチャー使用計画はバウチャー用途に合致するのか？	5 点
	具体性	バウチャーを使用する技術（デザイン、商標）を特定できるのか？	5 点
加点 (4 点)		職務発明優秀企業 (2 点)、協業事業支援企業 (2 点)	4 点

支援規模：1,000 百万ウォン

バウチャー 金額 (自分負担)	小型バウチャー (500 万ウォン以内) (現金 30%)	中型バウチャー (1,700 万ウォン以内) (現金 30%)
支援対象 (すべて 満たす)	創業 3 年未満、 売上高 10 億ウォン未満	創業 7 年未満、 売上高 100 億ウォン未満
発行/限度	自己負担金の納付後、発行/最大年 1 回再発行可能	
選定周期	年 2 回 (2~3 月、5~6 月)	
IP サービス 項目	国内・海外 IP (特許、実用新案、商標、デザイン) の権利化、特許調査・分析、 特許技術価値評価、技術移転 (ライセンス) の仲介など * (利用不可) 一般法律・会計サービス、事業申請前の利用サービス、IP 出願・ 登録手数料など	

バウチャーの発行及び使用など

- ◇ (発行) スタートアップの「自分負担 (現金 30%)」分前払い後にバウチャー金額がポイントで発行される。スタートアップが発行済みのバウチャー金額の 80%以上を使った場合、バウチャー使用期限内に限度 (*) 内で再発行が可能

* 最大年 1 回再発行が可能、予算を使い切るまで支援

- ◇ (使用) スタートアップはバウチャーの使用期限内に自由に IP サービスを利用してバウチャーで手数料 (*) を支払う


* 個別サービスの供給価格が精算の限度を超える場合、超過分は利用者が負担し、供給価格に対する付加価値税 (10%) も利用者が負担 (サービス遂行機関に別途で提供)

- ◇ (払い戻し) バウチャーの限度を 30%未満利用した場合、「自己負担金-バウチャー利用額」を払い戻す


30%未満を利用	30%以上を使用
「企業負担金-バウチャー利用額」を払い戻す	払い戻しなし

- ◇ (精算) サービス終了後、サービス機関がサービス利用の結果物・税金計算書を提出、サービス利用企業及び管理機関の確認を経て精算 (*)

* 遂行機関が受け取ったポイント→現金

 推進日程

推進内容	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
・事業説明会												
・公告、申請及び選定		1次			2次							
・バウチャー発行			1次			2次						
・バウチャー使用			1次			1次、2次						

 その他事項

- ◇ (サービス提供機関) サービスの種類・専門技術分野ごとに特許事務所、特許調査・分析業者などを募集してプールを構成 (上半期・下半期)

————— プール登録資格基準 (案) —————

- ・ (共通) 韓国国内で登録されている事業体 (個人事業者及び法人)、又は公共機関
- ・ (IP 権利化) 弁理士 3 人以上
- ・ (特許調査・分析及び技術移転) 事業歴 1 年以上、専門人材 2 人以上、実績 5 件以上
- ・ (特許技術価値評価) 15 の発明の評価機関

連絡先

- ・ 特許庁産業財産政策課 (042-481-5154)
- ・ 韓国特許戦略開発院事業企画チーム (02-3287-4217)
- ・ ウェブサイト : <http://www.kista.re.kr>

知財権連係型の研究開発戦略支援事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 中小企業が R&D の効率性を高め、核心・源泉特許を先取りできるよう、技術開発の現場に合った特許戦略を支援

支援規模

(単位：百万ウォン、VAT 含む)

課題類型	遂行 期間	課題 単価	企業負担金				
			小企業		中企業		
			現金	現物	現金	現物	
新技術・新事業 IP 戦略型	20 週 (5 月)	100	14	6	20	10	
R&D 遂行 IP 戦略型	12 週	60	8	4	12	6	
製品化 IP 戦略型	(3 月)		8	4	12	6	
デザイン 中心の 製品開発	新製品 IP 戦略型	20 週 (5 月)	120	17	7	24	12
	市場進出型	12 週 (3 月)	72	10	4	15	7
再起業・社会的企業型	12 週 (3 月)	60	現金		現物		
			4		2		

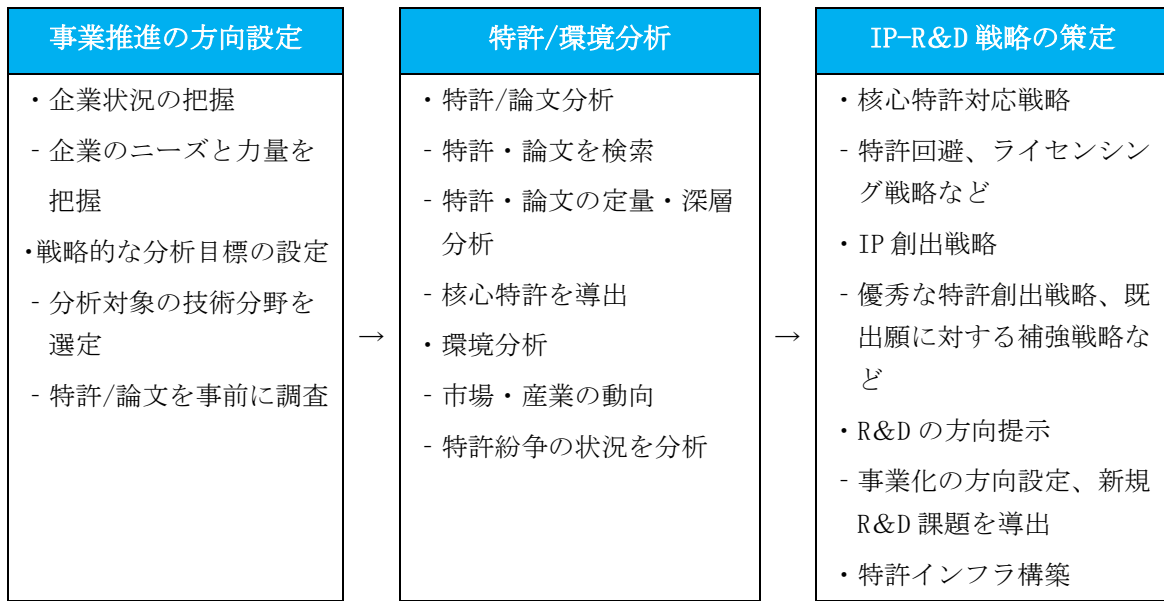
* 課題類型は一部変更される可能性あり (今後の事業公告を参照のこと)

支援対象

- ◇ 研究組織を保有する中小企業基本法第 2 条に基づく中小企業

支援内容

- ◇ (支援方式) 韓国特許戦略開発院の知的財産権戦略専門家 (PM) と知的財産権分析専門機関が専門チームを構成し、企業密着型特許戦略の策定を支援
- ◇ (支援過程) 方向設定、特許分析及び戦略策定など



◇ (支援内容) 企業の目標や状況に合わせ、特許分析を通じた核心特許対応戦略、最適な R&D 方向、優秀な特許創出戦略などを提示し、企画 (新技術・新事業 IP 戦略型)、遂行 (R&D 遂行 IP 戦略型)、事業化 (製品化 IP 戦略型) 及び IP 融合・複合 (デザイン中心の製品開発) など、R&D 段階に合う課題類型を運営

課題類型		期間	支援内容
新技術・新事業 IP 戦略型		20 週 (5 月)	特許・市場・競合他社について分析し、新技術・新事業 (製品又はサービス) を開発するための核心特許対応戦略、R&D の方向、優秀な特許創出戦略などを提供
R&D 遂行 IP 戦略型		12 週 (3 月)	特許分析を行い、R&D 課題の技術要素別細部 R&D 遂行戦略及び特許創出戦略を提示
製品化 IP 戦略型			保有する核心技術 (特許) の補完及び追加特許、周辺技術特許、製造技術特許戦略に基づく製品化・商用化を支援
デザイン 中心 製品開発	新製品 IP 戦略型	20 週 (5 月)	製品又はサービスコンセプトに対する市場及び競合他社のデザイン・特許を並行分析することで、製品又はサービスの R&D 戦略及びデザイン・特許創出戦略を策定
	市場 進出型	12 週 (3 月)	保有する核心技術 (特許) に関する製品デザイン開発及びデザイン・特許確保戦略に基づく製品化及び海外進出を支援
再起業・社会的企業型		12 週 (3 月)	核心特許対応、特許ポートフォリオ構築など、再起業企業の再起、社会的企業を支援するための特許戦略を支援

📅 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
区分	上半期 説明会 及び 事業 公告	上半期 選定 評価		下半期説明会 及び事業公告		下半期 選定評価						
			上半期の課題遂行				下半期の課題遂行					

📌 その他事項

◇ (選定方法) 申請企業に対する1次書面評価及び2次発表評価を実施

・(1次書面評価)

評価指標		評価基準	配点	
			中小	再起業 (社会的 企業)
IP	特許保有状況	直近3年間の企業の特許出願状況 ※海外特許出願は2倍を認定	5点	5点
	特許担当人材の状況	特許専門担当人材の在籍状況、又は参加人材のIP-R&D教育履修状況	10点	5点
R&D	R&D投資状況	直近3年間の平均R&D投資率 ※再起業企業なら雇用人材の状況	10点	5点
	R&D人材状況	R&D担当人材の人数	5点	5点
計			30点	20点

・(2次発表評価)

評価指標		評価基準	配点	
			中小	再起業 (社会的 企業)
事業 計画の 適正性	支援目的との合致性	事業推進の目的との合致性	10点	10点
	推進戦略の適切性	支援課題の開発範囲及び日程の明確性	10点	10点
	事業支援の緊急性	本事業を早急に支援する必要性	10点	15点
	従来技術との差別化度	従来技術との差別化度	10点	15点
期待 効果	知的財産権の創出力	支援課題を通じた関連分野における知財権の創出可能性	10点	10点
	産業への適用可能性	産業への適用可能性	10点	10点
	経済的波及効果	該当技術の経済的波及効果	10点	10点
計			70点	80点

- ◇ 遂行協力機関は管理機関（韓国特許戦略開発院）で別途選定

連絡先

- ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム（042-481-8184）
- ・ 韓国特許戦略開発院中小企業チーム（02-3287-4254）
- ・ ウェブサイト：<http://biz.kista.re.kr/ippro>

<h2 style="margin: 0;">企業群の共通核心技術に対する IP 戦略支援事業</h2>	知的財産支援施策 www.kipo.go.kr
--	--

事業概要

- ◇ 各分野の多くの中小企業が共通で必要とする新技術、又は難しい技術に対する IP 戦略を支援し、該当分野の中小企業の競争力を強化

支援規模

(単位：百万ウォン、VAT 含む)

課題類型	遂行期間	課題単価	企業負担金（*）
企業群の共通核心技術 に対する IP 戦略	24 週（6 月）	150～210	45～63

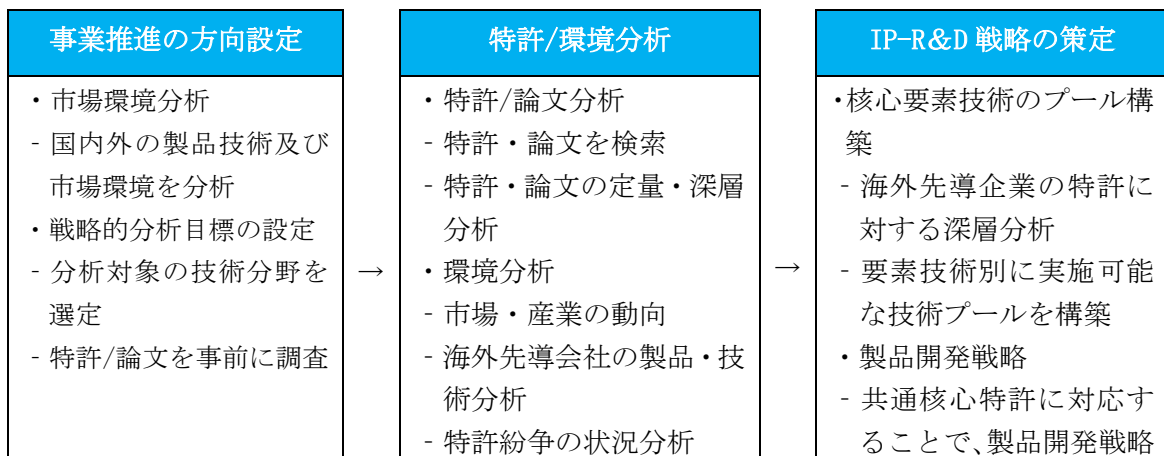
* 企業負担金は現金及び現物からなる。現金の割合は後日告知

支援対象

- ◇ 同じ業界の多くの中小企業（細部分野別、又は工程段階別の複数の企業など）、又は関連業界の多くの中小企業（共通核心技術の共有や協業が可能な企業など）

支援内容

- ◇ （支援方式）韓国特許戦略開発院の知的財産権戦略専門家（PM）と知的財産権分析専門機関が専門チームを構成し、業界の共通核心技術に対する特許戦略策定を支援
- ◇ （支援過程）方向設定、特許分析及び戦略策定などがある




企業群の共通核心技術に対する IP 戦略支援事業


		を提示 ・ R&D 課題の導出 - 新規有望 R&D 課題を導出 ・ 特許インフラ構築
--	--	--

◇ (支援内容)

課題類型	期間	支援内容
企業群の共通核心技術に対する IP 戦略支援	24 週 (6 月)	各分野の多くの中小企業が共通で必要とする新技術、難しい技術、又は基盤技術に対する IP-R&D 戦略を策定

 推進日程

区分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
内容	需要調査		課題公募及び選定		課題遂行						拡散・共有	

 その他事項

- ◇ (選定方法) 5 人前後の評価委員会を構成し、申請課題の対象評価を実施
 - * 支援の必要性、推進体系の適切性、推進意志及び能力、波及効果など
- ◇ 遂行協力機関は管理機関 (韓国特許戦略開発院) で別途選定

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム (042-481-8184) ・ 韓国特許戦略開発院企業群成長チーム (02-3287-4268) ・ ウェブサイト : http://biz.kista.re.kr/ippro

<h2 style="margin: 0;">グローバル技術革新 IP 戦略開発事業</h2>	知的財産支援施策 www.kipo.go.kr
---	--

事業概要

◇ 韓国の中堅・中小企業がグローバル市場を主導する製品・サービスを生み出せるようになるための IP（特許・デザイン・ブランド）融合戦略を支援

支援規模

課題 類型	細部 類型	支援 期間	課題 単価 (百万 ウォン)	企業負担金 (単位: 百万ウォン、VAT 含む)					
				中堅企業		中小企業		予備中堅	
				現金	現物	現金	現物	現金	現物
製品- サービス 融合型	製品-サービス戦略 (SPI)	28 週 (7 月)	228	49	65	34	34	-	-
	サービス戦略 (SI)	20 週 (5 月)	160	36	44	24	24	-	-
新製品 創出型	特許・デザイン・ ブランド開発 (TI)	28 週 (7 月)	200	45	55	30	30	-	-
	特許・デザイン開発 (PI)	20 週 (5 月)	160	36	44	24	24	-	-
	特許・ブランド開発 (BI) * 一部課題は中国に 特化して集中支援	20 週 (5 月)	160	36	44	24	24	-	-
製品 高度化型	特許 (技術) 開発 * 一部課題は中国に 特化して集中支援	20 週 (5 月)	120	33	27	-	-	26	22

※現物は参加人材の人的費、専用空間などから算定（契約する際、現物出資確約書を作成）

※海外 IP 確保戦略支援費、デザイン戦略を実現するための模型製作費は特許性、企業力、海外進出計画、緊急性などを評価して費用の一部を支援（選定課題を対象に今後別途で公告）

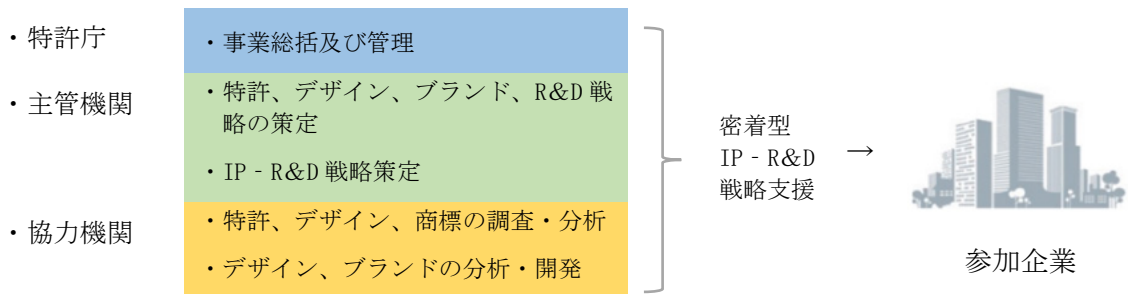
◇ 研究組織を保有する中堅企業及び中小企業

企業区分	判断基準
中堅企業	- 中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法第 2 条に基づく中堅企業
中小企業	- 中小企業基本法第 2 条に基づく中小企業 ※中小企業の状況情報システム (sminfo.smba.go.kr) で確認できる
予備中堅企業	- 中小企業のうち、中堅企業としての成長可能性が高いうえ、革新力がある企業 ※「中小企業基本法」第 2 条第 3 項、「中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法施行令」別表 1 を参照

🌐 支援内容

◇ (支援方式) 主管機関に所属する知的財産権戦略専門家(専門委員)と知的財産権分析専門機関(協力機関)がチームを構成し、総合的な IP 戦略策定を支援

※専門委員: R&D、IP、デザイン(ブランド)の経歴がある専門家(工学博士、弁理士など)で構成



◇ (支援過程) 環境・IP 分析及び IP 権利化など戦略策定

環境・IP 分析	製品及びサービスアイデンティティ構築	製品/サービスベースの融合 IP 開発	IP ポートフォリオ・権利化戦略
<ul style="list-style-type: none"> ・企業のニーズ分析 ・市場分析、3C (自社、競合他社、顧客) 分析 ・IP (特許/ブランド/デザイン) の動向分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・核心価値の分析 <ul style="list-style-type: none"> - 自社、競合他社の現在の核心価値及び差別化戦略を分析 ・未来の価値導出 <ul style="list-style-type: none"> - メガトレンド分析 - 製品の核心価値を確立 ・TI 又は SI 戦略策定 <ul style="list-style-type: none"> - PI (Product Identity) + BI (Brand Identity) - SI (Service Identity) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブランド開発/補完 <ul style="list-style-type: none"> - ターゲット市場に合わせたブランド開発 ・革新デザイン開発/補完 <ul style="list-style-type: none"> - IP 融合デザイン開発 ・革新サービス分析 <ul style="list-style-type: none"> - 革新サービス分析 ・先導特許開発 <ul style="list-style-type: none"> - ブランド・デザイン・サービス融合特許 (技術) 開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・融合 IP 出願・権利化戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 優秀な IP 設計及び IP 創出、IP ポートフォリオ構築 ・核心 IP 対応戦略 <ul style="list-style-type: none"> - 回避、無効化戦略など ・後続 R&D 方向の設定 <ul style="list-style-type: none"> - 製品ラインナップを考慮した後続製品の R&D 方向を導出

※戦略策定手続きは課題類型及び企業のニーズにより一部異なる可能性あり

◇ (支援内容) 製品-サービス融合型、新製品創出型、及び製品高度化などの類型に特化した支援

課題類型	細部類型	支援内容
製品-サービス融合型	製品-サービス戦略 (SPI)	製品関連技術 (特許など)・市場・競合他社を分析し、製品特許・デザインとサービス方法特許、UX/UI デザイン開発戦略を支援
	サービス戦略 (SI)	サービス戦略 (SI) 市場・ユーザー・競合他社の IP を分析し、サービス関連 UX/UI デザインを開発し、IP 戦略を支援
新製品創出型	特許・デザイン・ブランド開発 (TI)	製品に対する市場・デザイン・技術 (特許など) 分析に基づき、トータルアイデンティティ (TI) を策定し、これに対する特許・デザイン・ブランド融合開発戦略を支援
	特許・デザイン開発 (PI)	製品関連 IP 及び環境分析に基づいた品質・機能が向上したデザイン開発及び IP 融合戦略を支援

	特許・ブランド開発 (BI)	製品関連 IP 分析に基づいた製品の品質やブランド知名度の向上のためのブランド開発及び IP 融合戦略を支援 * 一部課題は中国に特化した集中支援
製品高度化型	特許 (技術) 開発	特許・市場・競合他社などを分析し、製品・技術関連 R&D の方向、核心特許への先制対応、強い特許の先取り及びポートフォリオ構築など、総合特許戦略を支援 * 一部課題は中国に特化した集中支援

推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
上半期	公告/ 受付	選定/ 契約	事業遂行					～SPI、TI 課題遂行				
下半期					公告/ 受付	選定/ 契約	事業遂行					

※上記日程は事情により変更される可能性あり

その他事項

- ◇ (選定方法) 評価委員会を構成し、申請企業に対する書面・発表評価を実施

区分	評価項目 (例示)	配点
書面評価	・企業の IP-R&D 力 (IP 保有件数、R&D 投資、人材)	30 点
発表評価	・事業計画の適正性及び期待効果	70 点

※他部処の支援事業及び第四次産業革命の核心技術分野の課題などには優遇点を付与 (最大 4 点)

- ◇ 課題ごとの協力機関は事業主管機関が別途選定

連絡先
・特許庁産業財産創出戦略チーム (042-481-8184)

標準特許創出支援事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 国際標準化を目指す韓国の企業・機関に標準特許確保戦略を提供し、高付加価値の標準特許創出を促進

支援規模：26.99 億ウォン

課題類型		課題数 (件)	支援期間 (ヶ月)	課題当たり 事業費	支援機関負担金 (30%)	
					現金 (*)	現物 (**)
R&D	類型 1	11	9 ヶ月	80 百万ウォン	8 百万ウォン	16 百万ウォン
	類型 2	7		110 百万ウォン	11 百万ウォン	22 百万ウォン
標準化		17		50 百万ウォン	5 百万ウォン	10 百万ウォン

* 標準特許戦略を策定に必要な標準・特許・論文の分析費用などに使用（研究課題 R&D の支援費用ではない）

** 現物は参加機関の専用空間の提供、参加研究員の人件費などから算定


支援対象

◇ R&D


- ・ (類型 1) 国際標準獲得を目的とする政府・民間 R&D 課題を遂行中の中小・中堅企業及び大学・研究機関
- ・ (類型 2) 国際標準関連技術を開発中の企業で、標準特許の競争力を迅速に確保し、強小企業への飛躍を希望する中小・中堅企業

◇ 標準化

- ・ 政府標準化事業 (*) 課題を遂行する中小・中堅企業及び大学・研究所
 - * 情報通信放送標準開発支援事業（科学技術情報通信部）、国家標準技術力向上事業（産業部）

 支援内容

- ◇ (一般状況の分析) 参加機関が保有する特許の分析、技術動向の分析
- ◇ (標準分析) 標準化機構ごとの標準動向の分析、目標標準化機構の標準化技術ツリーの作成、標準文書の分析
- ◇ (特許分析) 標準化機構主要メンバーの保有特許分析、すでに宣言された標準特許の分析、各国が寄稿した標準案関連の特許分析
- ◇ (標準特許確保戦略) 国際標準化及び標準特許の確保が可能な R&D 方向性、標準特許確保のための特許設計・出願・補正戦略、保有特許及び標準化動向を反映した標準案補完戦略などを提供

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	事業 公告	選定 評価	課題遂行								遂行 完了	結果 発表会

連絡先

- ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム (042-481-8499)
- ・ 韓国特許戦略開発院標準特許センター (02-3475-8560、8553)
- ・ ウェブサイト : <http://www.kista.re.kr>

政府 R&D 特許戦略支援事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 政府 R&D 課題を遂行する大学・公共（研）を対象に、知的財産権中心の研究開発の方向設定を支援し、政府 R&D 特許成果を向上させる

支援規模：50.4 億ウォン

支援類型	課題数	支援期間 (*)	課題当たり 事業費 (**)	参加機関の負担金 (50%)	
				現金	現物 (***)
中大型 R&D 戦略支援	84 件	5 ヶ月	130 百万ウォン	26 百万ウォン	39 百万ウォン
小型 R&D 戦略支援		3 ヶ月	70 百万ウォン	14 百万ウォン	21 百万ウォン

* 韓国特許戦略開発院専門委員の業務負担を軽減・分散させるために、課題申請順で着手時期をずらす可能性あり（例示：後順位の受付課題の場合、下半期に着手）

** 特許戦略導出のための特許・論文の分析費用などに使用（研究課題 R&D 支援費用ではない）


*** 現物は参加機関の専用空間の提供、参加研究員の人件費などから算定

支援対象

- ◇ 大学（大学病院含む）及び公共研（出捐（研）、公企業、政府 R&D 研究団など）が推進中の政府 R&D 課題、又は機関固有の課題


※ 第四次産業革命時代に備えた政府の主な支援政策関連課題、中大型規模（研究費 10 億ウォン以上）の早期商用化分野（*）の課題、中小企業の需要確保 R&D 課題などを優遇する予定

* スマートシティ、AR/VR、再生可能エネルギー、自動運転車、ビッグデータなど 8 の分野

 支援内容

- ◇ 戦略的な特許分析を行い、政府 R&D 課題の効果的な研究方向の設定及び優秀な特許創出戦略を支援
- ◇ 政府 R&D 課題ごとの特性を踏まえた支援タイプの構成及び支援戦略の差別化
 - ・ 特許を確保可能な R&D 方向、問題特許への対応戦略、特許ポートフォリオ構築戦略などの特許戦略コンサルティングを提供

類型	細部支援内容
中大型 R&D 戦略支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術・市場の動向及び特許分析 ・ 核心特許対応戦略の策定 ・ IP ポートフォリオ構築 ・ IP 補強戦略の策定及び新規 IP Seed の導出 ・ 技術事業化 R&D 戦略の策定 ・ 技術マーケティング企画 ・ ターゲット企業の選定及び SMK 製作など
小型 R&D 戦略支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術・市場の動向及び特許分析 ・ 核心特許対応戦略の策定 ・ IP ポートフォリオ構築 ・ R&D 方向の提示

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
上半期	公告及び選定		課題進行				完了					
下半期					公告及び選定		課題進行				完了	

連絡先

- ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム (042-481-8499)

政府 R&D 特許設計支援事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 未活用特許問題を根本的に解決するために、大学・公共（研）が活用可能性の高い高付加価値特許を戦略的に確保できるように支援
 - ・強い権利を確保するために最適な特許請求項の設計、及び技術別特性を踏まえて国内外の状況に合った特許創出を支援

支援規模：13.2 億ウォン

支援類型	支援規模	事業費	
		政府支援金（*） （50%）	民間負担金（**） （50%）
特許設計 支援事業	66 の課題 （機関当たり最大 10 の課題）	課題別 2,000 万ウォン	課題別 2,000 万ウォン

* 政府支援金の 2,000 万ウォンのうち、戦略院の運営金額を除き、一部を支援

** 民間負担金は現金と現物で負担可能であり、現物は事業費の 30%以内

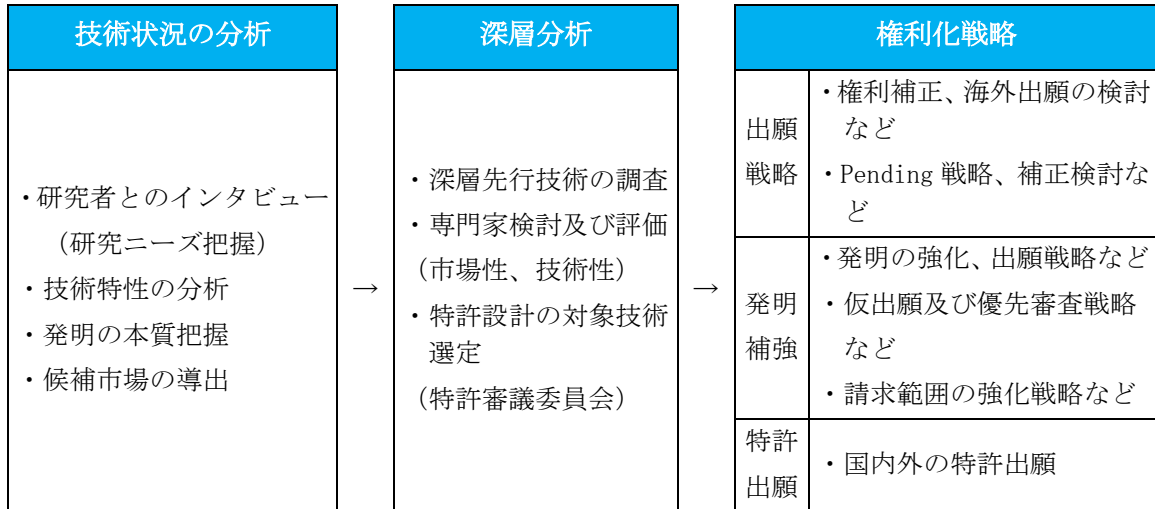
*** 現物は参加人材の人件費、又は課題に参加する人材の業務専用空間の費用などから算定可能

支援対象

- ◇ R&D 後期及び完了段階の政府 R&D の課題及び機関固有の R&D
- ◇ 機関当たり年間最大 10 の課題まで遂行可能
- ◇ 第四次産業革命時代に備えた政府の主要支援政策に関わる課題、中大型規模（研究費 10 億ウォン以上）の早期商用化分野（*）の課題、中小企業の需要確保に関わる R&D 課題などを優遇する予定
 - * スマートシティ、AR/VR、再生可能エネルギー、自動運転車、ビッグデータなど 8 の分野

支援内容

◇ 技術又は発明を総合評価（権利性・技術性・市場性）して選別し、最適な権利範囲の設計及び国内外の権利確保戦略を支援



※支援類型及びニーズによって段階別戦略が異なる

※申請機関は本事業を進めた協力機関を通じて特許を出願しなければいけない

※申請機関はコンサルティングの結果・戦略の履行などに対する成果の点検に必ず参加

※政府支援金と民間負担金は5：5で、コンサルティング（戦略策定）に必要な協力機関への用役費、会議費及び出願費などに使われ、参加機関にはコンサルティング結果物の形で提供される

推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1次	公告及び選定	課題進行							完了			
2次			公告及び選定	課題進行							完了	

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> 特許庁産業財産創出戦略チーム（042-481-8499）

政府 R&D 特許技術動向調査事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 政府 R&D の研究企画及び段階評価時に、関連技術に対する特許動向分析を通して効率的な研究企画を行い、R&D 予算の重複的投資を防止

支援規模：計 20.8 億ウォン

区分		分析期間	分析費用 (課題単価)	支援金	支援時期
特許 動向 調査	Aタイプ	3ヶ月	3,000万ウォン	特許庁 50%支援	年中随時 (予算が 尽きると、 受付終了)
	Bタイプ	2ヶ月	2,000万ウォン		
	Cタイプ	1ヶ月	1,000万ウォン		
先行特許調査		0.5ヶ月	78万ウォン	申請機関 100%負担	

支援内容


- ◇ 特許動向調査：R&D 課題の核心技術と関連性が高い特許及び論文を分析することで、該当技術分野の全般的な動向（国別・年度別・権利者別など）情報を提供し、深層的分析も行い、R&D 推進のための方向性を提示（技術範囲及び目的によって分析類型を決定）
- ◇ 先行特許調査：R&D 課題の選定時、先行特許文献の調査を行い、既に技術開発が完了したり、権利化された類似技術が存在するかなど、重複性の検討を支援

支援対象

- ◇ R&D 課題の研究企画時、技術的・経済的な妥当性を調査するために、特許動向調査が必要なすべての政府 R&D 事業（研究機関の遂行事業を含む）

※ 2019 年政府革新成長重点分野及び第四次産業革命に関わる技術を優先的に支援する予定

区分	主な内容
R&D 企画段階	<ul style="list-style-type: none"> 国家研究開発事業を推進するために事前調査及び企画研究を行う際、特許動向調査の履行を規定で明記（＊） ＊ 国家研究開発事業の管理などに関する規定第 4 条
R&D 評価段階	<ul style="list-style-type: none"> 国家研究開発事業の段階評価時には特許動向調査の履行を勧告（＊） ＊ 国家研究開発事業の管理などに関する規定第 16 条

 推進日程

主な内容	2019 年日程
R&D 部処を対象に特許動向調査の需要調査を実施	1 月～2 月
特許動向調査及び先行特許調査を受付（公文書依頼方式）	2 月～11 月に 課題を受け付け、 随時支援
各課題の遂行協力機関の選定及び特許分析の実務遂行	
特許動向調査及び先行特許調査の結果報告書を提供	
事業の成果分析実施及び結果報告	12 月

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> 特許庁産業財産創出戦略チーム（042-481-8248） 韓国特許戦略開発院特許動向チーム（02-3287-4309） ウェブサイト：http://www.kista.re.kr

研究者中心の戦略的 R&D-先企画支援の動向 知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

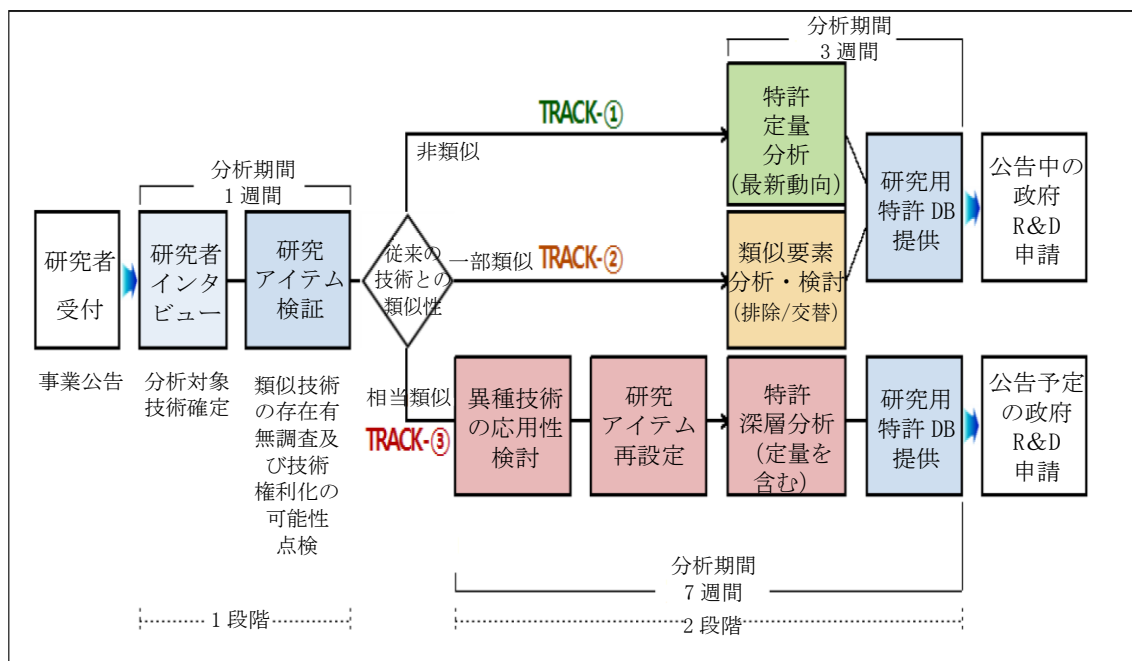
- ◇ 研究者が政府 R&D 事業に課題を提出する前に、当該の研究アイデアに対して特許技術の観点から国内外の競争技術、類似技術の開発状況などを分析することで、スタートから信頼性が確保された研究活動を支援

支援規模：計 4 億ウォン

区分	分析期間	分析費用 (課題単価)	支援金	支援時期
政府 R&D 関係型	1~2 ヶ月 (類似度の検討 結果によって 異なる)	500 万ウォン	特許庁 100% 支援	年中随時 (予算が尽きると、 受付終了)
一般公募型				

支援内容


- ◇ 研究者の研究技術とすでに公開された技術との類似性について判断し、研究の具体化、類似要素の分析及び研究アイテムの再設定などを支援



- ◇ TRACK-①：研究アイテムが従来の技術と似ていない場合は、最新の特許動向を分析し、研究技術の基盤を強化できる資料を提供
- ◇ TRACK-②：研究アイテムが従来の技術と一部似ている場合は、類似要素の分析及び検討を行うことで、類似要素の排除や交替できる補強資料を提供し、完成度の高い研究を支援
- ◇ TRACK-③：研究アイテムが従来の技術と非常に似ている場合は、他分野への適用可能性の検討及びアイテム再設定など、多角的な対応資料を提供し、次回、又は他の R&D 事業に申請できるように支援

 支援対象

- ◇ 政府 R&D 事業のうち、品目指定 (Middle-up)、又は自由公募 (Bottom-up) 課題に申請書を提出する予定の研究者 (指定公募は支援対象外)

 推進日程

主な内容	2019 年日程
政府 R&D 関係型を推進するための部処間の事前協議	1 月
政府 R&D 関係型事業支援対象の研究者を募集	2 月～3 月
遂行協力機関の選定、技術類似性の検討及び特許分析の実務遂行	課題受付により進行
一般公募型支援対象研究者の募集及び特許分析の支援	6 月～8 月 (予算が尽きると、支援しない)

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁産業財産創出戦略チーム (042-481-8499)

生活発明코리아

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 女性の創造的なアイデアから商品化につながるような生活発明を発掘して、出願・デザイン・試作品製作までを支援し、知的財産を基盤にした女性の起業を促進

支援規模

- ◇ 39 件の最終支援対象作（部門 1、部門 2 を統合）を選定

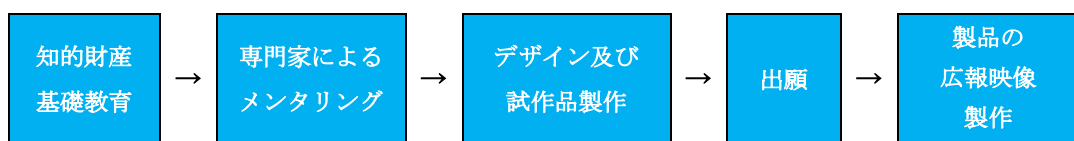
支援対象

区分	主な内容
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国に居住する女性に限る、年齢制限なし ＊ 部門 1：出願していない創作アイデア ＊ 部門 2：知的財産を出願したが、製品化していないアイデア
支援要件	<ul style="list-style-type: none"> ・部門 1 には 1 件のアイデアに対して 3 人以内で共同提案が可能 ・部門 2 には提案者が出願書上の出願人や発明者と一致すべきであり、共同提案は不可 ・アイデア登録時、参加部門の選択は必須、同じ件で部門 1 と 2 に提案することは不可 ・1 人当りのアイデア登録件数は制限なし

支援内容

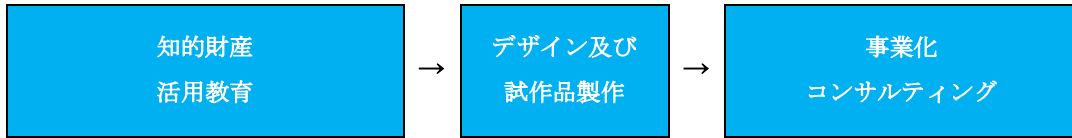
- ◇ 女性の創造的なアイデアから商品化につながるような生活発明を発掘して、出願・デザイン・試作品製作・事業化までを支援

- ・(部門 1) 専門家によるメンタリングを提供、アイデアの研究開発を支援、アイデア設計、デザイン・試作品製作費用を支援、知的財産権の出願費用を支援（弁理士の費用を含む）、公開審査の順位によって政府授賞（大統領賞、国会議長賞、國務総理賞、科学技術情報通信部など各部処長官賞、特許庁長賞など）



- ・(部門2) デザイン開発及び試作品製作の費用支援、起業、販路、マーケティングに関するコンサルティングを提供

* ただし、試作品製作費用が支援範囲を超える場合、提案者本人の負担が発生する



推進日程

主な内容	2019年日程
アイデア登録	2～4月
1次オンライン審査及び先行技術調査	5月
2次面接審査及び支援作の選定・発表	6月
支援プログラムの運営 (デザイン開発及び試作品製作、知的財産権の出願など)	7～11月
公開審査及び授賞	12月

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁産業財産政策課 (042-481-8496) ・韓国女性発明協会事務局 (02-538-2710) ・ウェブサイト : http://www.womanidea.net

知的財産データギフト（GIFT）制度

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

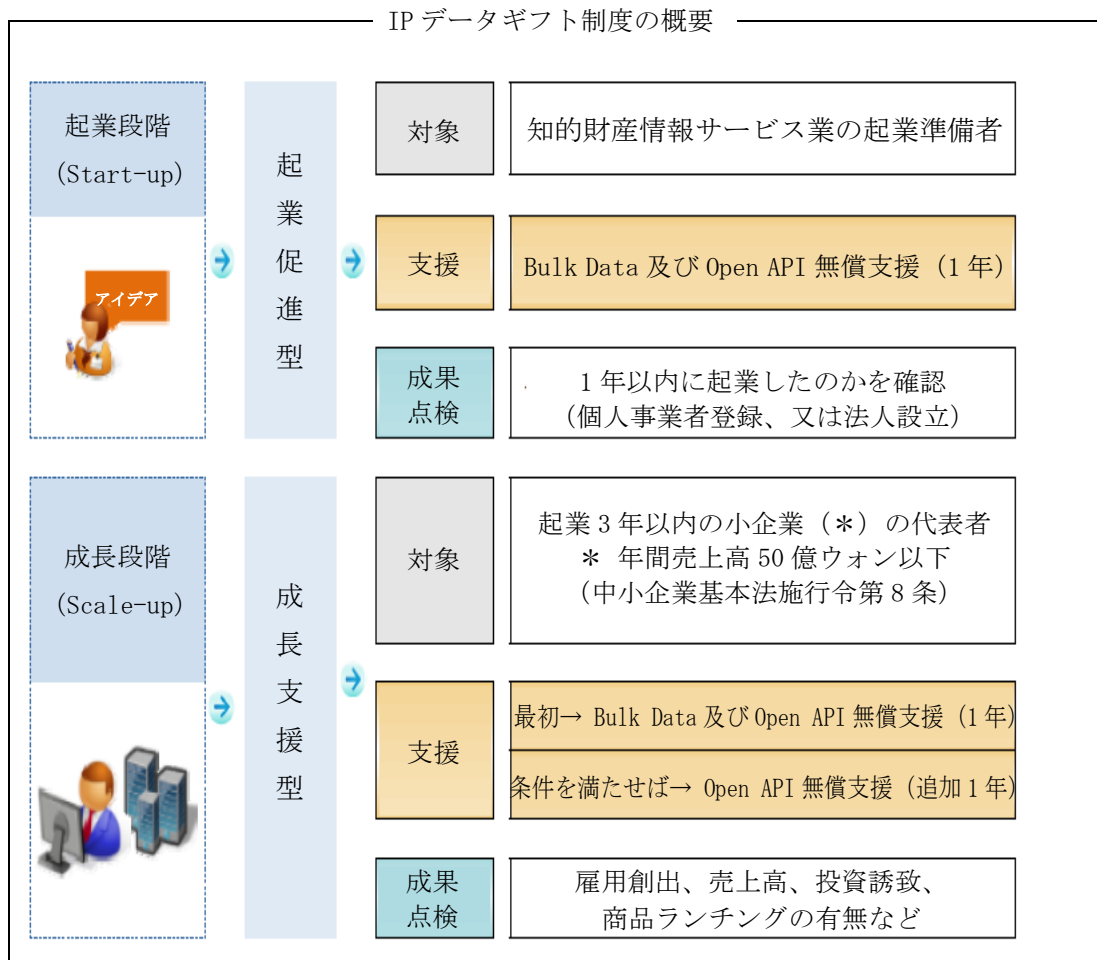
事業概要


- ◇（基本方向）IP 情報サービス分野の商品開発に必要な IP データを創業型及び成長型に分類して最大 3 年まで無償で提供

支援対象

区分	主な内容
創業型	・ 起業準備者を対象に 1 年間、無償で提供（起業後は成長型にシフト）
成長型	・ 起業 3 年以内の小企業を対象に、最大 2 年間、無償で提供

支援内容




 推進日程

主な内容	2019年日程
データ無償提供の申請受付	常時
審議委員会の構成及び開催	3、6、9、12月
支援対象についての審議及び選定	
データ無償提供及びモニタリング	常時

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁情報管理課（042-481-5139） ・ 韓国特許情報院 ・ ウェブサイト：http://plus.kipris.or.kr


<h1 style="margin: 0;">中小企業 IP 即時支援サービス</h1>	知的財産支援施策 www.kipo.go.kr
--	--

 事業概要

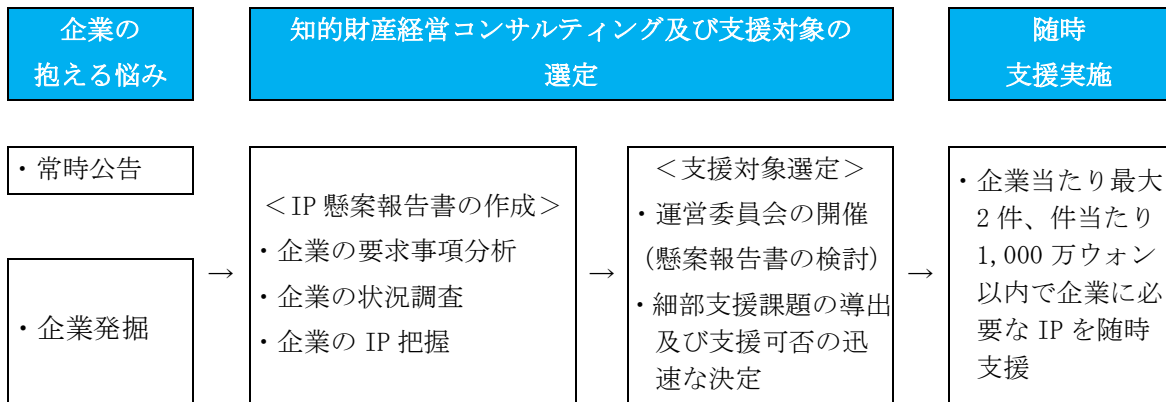
◇ 中小企業が経営現場で直面する多様な知的財産関連の悩みについて、全国 24 の地域知識財産センターでの随時解決・相談を可能にする知的財産緊急支援サービス

 支援対象：中小企業

企業区分	判断基準
中小企業	- 中小企業基本法第 2 条に基づく中小企業 ※中小企業の状況情報システム (sminfo.smba.go.kr) で確認できる

 支援内容

◇ 地域の中小企業が経営現場で向き合う IP 関連の悩みについて、IP 専門家との相談で解消



※企業の自己負担金 30% (現金 15%+現物 15%) (現物は会議場所の提供、企業の役職員の参加で代替)

◇ 細部支援課題

区分		支援内容
海外 出願費用 支援	特許 (PCT) 特許 (個別国) 商標 デザイン	海外出願において必要とされる代理人費用、翻訳料、出願官納料を支援
特許	特許技術の 広報映像製作	韓国で登録された特許技術を国内外での広報マーケティングに活用できるよう、3D映像を製作
	特許マップ (一般)	各特許に合った調査・分析を行い、研究技術開発の方向を提示し、特許活用戦略を策定し報告書を製作
デザイン	デザインマップ (一般)	各デザインに合った調査・分析を行い、研究技術開発の方向を提示し、デザイン活用戦略を策定し、報告書を製作
	製品デザイン開発 製品デザイン モックアップ	製品、包装デザイン開発、又はデザインモックアップ製作 (デザインモックアップは製品デザイン開発の産物物に対し後続支援のみ行う)
	包装デザイン開発	
ブランド	新規ブランド開発	企業ブランド (CI)、又は製品ブランド (BI) の新規開発及びリニューアル
	リニューアルブランド 開発	

※上記細部支援課題は 2018 年時点もので、今後追加/変更の可能性あり

🌐 推進日程：年中随時受付・支援

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	地域知識財産センター 計画策定及び公告			随時、知的財産関連の相談及び細部課題支援								

🌐 支援手続き：オンライン (www.ripc.org)、又は地域知識財産センターを訪問して応募

- ◇ IP 専門コンサルタントとの相談 (現場訪問など) 結果を受けて、課題支援を決定
- ◇ 企業の応募及び発掘→支援企業の選定・通知→相談 (現場訪問など) →即時支援必要の有無決定→事業遂行会社 (協力機関) の選定及び実施

◇ 地域知識財産センターの住所及び電話番号

地域	連絡先	住所
ソウル	02-2222-3860	ソウル特別市麻浦区ワールドカップ北路 400 ソウル産業振興院 1 階
京畿	031-500-3048	京畿道安山市常緑区ヘアル路 705
仁川	032-810-2882	仁川広域市南洞区ウンボン路 60 番通り 46 仁川商工会議所 6 階
江原	033-749-3327	江原道原州市ホジョ路 47
忠南	041-558-5706	忠清南道天安市西北区光長路 215
大田	042-930-4430	大田広域市儒城区テクノ 9 路 35 知能ロボット産業化センター206～208 号
忠北	043-229-2732	忠清北道清州市上党区上党路 106
釜山	051-974-9076	釜山広域市江西区科学産団 1 路 60 番通り 32
蔚山	052-228-3087	蔚山広域市南区トッチル路 97
大邱	053-242-8079	大邱広域市東区東大邱路 457
慶北	054-274-5533	慶尚北道浦項市南区ポスコ大路 333
慶南	055-210-3085	慶尚南道昌原市義昌区中央大路 166
全南	061-242-8587	全羅南道務安郡三郷邑五龍 3 通り 2
光州	062-954-3841	光州広域市北区チュアム路 249 イノビズセンター7 階 (月出洞 987)
全北	063-252-9301	全州市徳津区盤龍路 109 全北 TP ベンチャー支援棟 105 号
済州	064-755-2554	済州特別自治道済州市庁舎路 1 通り 18-4

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁地域産業財産課 (042-481-8622) ・ 韓国発明振興会地域知識財産室 (02-3459-2862) ・ 地域知識財産センター (1661-1900) ・ ウェブサイト : http://www.ripc.org

II

知的財産活用

知的財産活用戦略支援

知的財産取引支援

IP 事業化連係評価支援

IP 金融連係評価支援

優秀発明品の優先購買推薦制度

知的財産サービス企業の海外市場の需要創出支援

需要に基づく発明インタビュー支援

製品単位特許ポートフォリオ構築支援

特許ギャップファンド造成支援

公共機関の保有特許診断支援

知的財産活用戦略支援

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 製品の品質及び技術的難題、新製品開発など、中小企業の事業化関連の悩みを知的財産（IP）の観点から解決できるよう、コンサルティング支援

支援規模：計 38.8 億ウォン

- ◇ 年間 77 前後の課題
- ◇ 課題当たり最大 6 千万ウォン（企業負担金 10～40%）以内で支援


支援対象

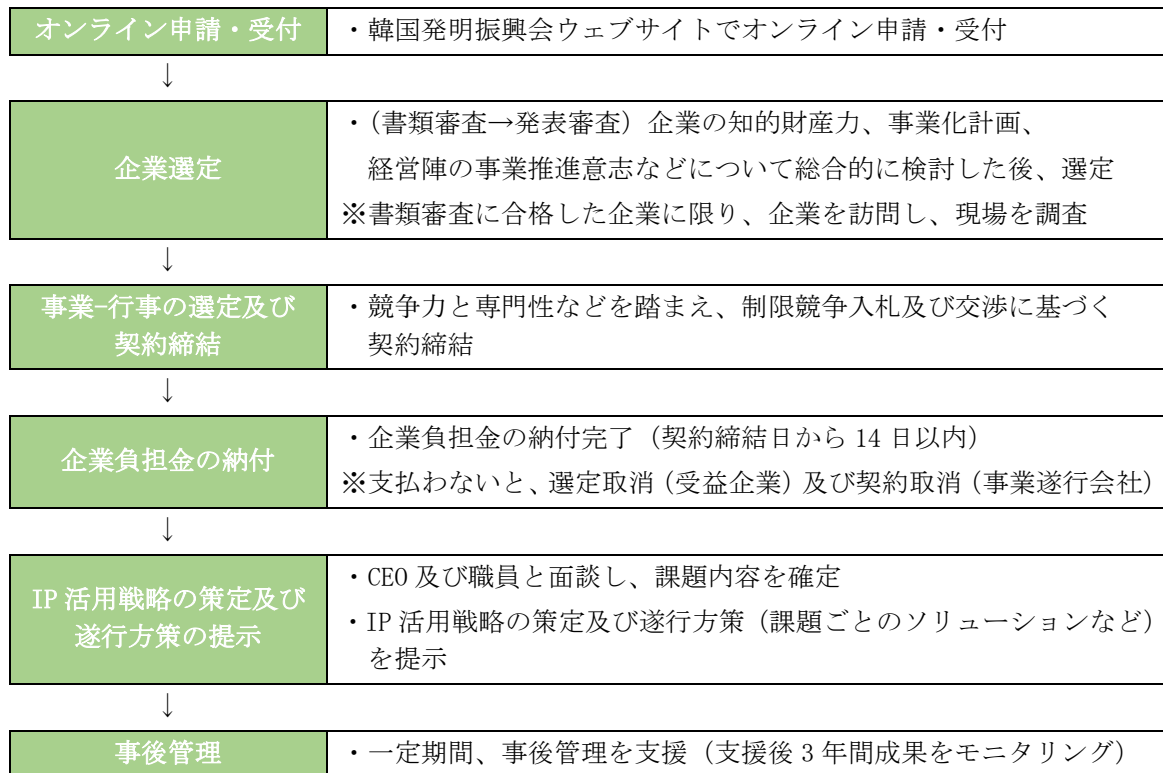
- ◇ 登録された特許・実用新案・デザイン権（専用実施権を含む）を保有する中小企業


支援内容

支援課題 (総事業費/事業期間)		主な内容
特許 製品 革新	最大 6 千万ウォン以内/ 最大 5 ヶ月以内	1. (製品問題解決) 企業が保有する IP を適用して製品を開発する際に、企業内部のリソースだけでは解決できない技術的問題（性能・品質・原価）の解決を支援
		2. (IP 応用製品の企画) 企業が保有する IP を新しく適用できる応用製品のアイテムを発掘し、製品開発時に直面する技術的問題の解決を支援
		3. (IP 融合製品の企画) 企業が保有する IP 製品に異種分野の IP を融合させ、融合製品のアイテムを発掘し、選ばれた新製品の開発企画の方向を提供
デザイン 製品 革新	最大 5 千万ウォン以内/ 最大 5 ヶ月以内	4. (製品デザイン開発) 異種分野の特許検索を活用した製品の機能改善とユーザー中心の製品デザイン融合支援（デザインモックアップ（*）を支援） *デザインモックアップ：形や規格などのデザインを評価するためにデザイン図面に基づき外形だけを作るモックアップ、中は加工されていないモックアップ

支援課題 (総事業費/事業期間)		主な内容
デザイン 製品 革新	最大2千万ウォン以内/ 最大3ヶ月以内	5. (デザイン改善) 商用中の製品を対象に特許を分析してデザインの改善事項を反映し、短期間でデザイン改善案を提示 (3Dモデリング(*) 支援) * 3Dモデリング: コンピュータグラフィックのレンダリング過程を経て実際の物体と似た量感や質感を表現
IP 事業化	最大6千万ウォン以内/ 最大5ヶ月以内	6. (IP事業化) 企業のリソースと外部資源の融合によるIP事業化ソリューションを支援 ・1次(共通支援) - 企業のIP経営診断及び産業・市場の動向を分析し、IP経営戦略及びIP事業化計画を策定 ・2次(IP事業化計画に伴う選択的支援) - マーケティング(市場及び技術トレンド分析、消費者・競合他社の分析/調査など) - 新事業(事業領域の探索及び需要予測、戦略開発など) - 金融連係(担保融資、保証・投資)支援などのソリューションを提供

 支援手続き



 推進日程

- ◇ (支援公告) 毎年1月～4月/3回実施(事情により変更の可能性あり)
- ◇ (事業期間) 最大5ヶ月以内(1次事業:3月～8月予定、2次事業:5月～10月予定、3次事業:6月～11月予定)

連絡先

- ・特許庁産業財産活用課(042-481-5107)
- ・韓国発明振興会知的財産経営支援室(02-3459-2937、2814)
- ・ウェブサイト:www.kipa.org

知的財産取引支援

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

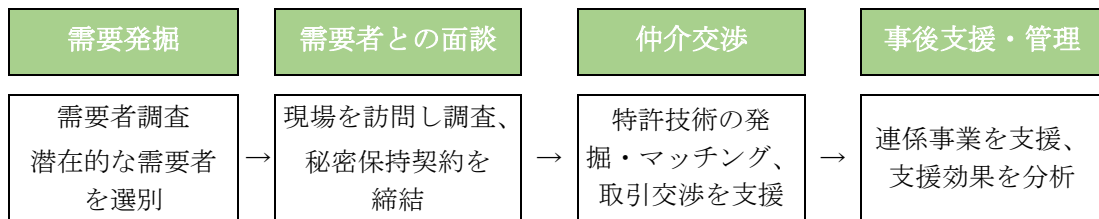
◇ 特許技術の導入など、知的財産（IP）取引を希望する個人、中小企業に特許取引専門官が仲介サービスを支援し、特許取引情報の活用を促進することで、民間中心の IP 取引活性化を支援

● 支援規模：技術分野及び圏域別の特許取引専門官（17 人）を配置、知的財産取引関連の情報をオンライン・オフラインで提供

● 支援対象：特許、実用新案、デザイン、商標など、知的財産権取引を希望する個人、中小企業など


支援内容

◇ 特許取引専門官を置くことで、特許技術取引に必要な相談、特許技術マッチング、仲介交渉及び契約締結のための法律検討などを支援



- ・（需要発掘）各業種の協会、団体などと協業して需要を調査し、市場及び技術分野を分析し、IP 活用ネットワーク、IP-Market の購買登録、技術説明会などを行う
 - ・（需要者との面談）需要企業を訪問し、企業の経営状況について診断するとともに、需要特許技術を分析するなどして知的財産取引戦略を策定
 - ・（仲介交渉）適正な供給技術の発掘・マッチング、取引希望の供給企業と需要企業間の技術ミーティングなど、特許取引仲介交渉及び契約締結を行う
 - ・（事後支援・管理）知的財産事業化のために IP 金融、IP 活用戦略、部処事業化（R & BD）など、支援事業関係を斡旋し、事業成果も分析
- ◇ 有望な技術分野別に企業需要に基づいた IP 需要、供給者、仲介者、投資家間の IP 活用ネットワークを構築し、優秀な IP の移転・事業化を支援
- ・ IP 需要者と供給者が信頼をベースに技術を取引し、IP 企業に対する投資・事業化をつなげる人的ネットワークプラットフォームを設ける

- ◇ 知的財産取引情報システム（IP-Market）を運営することで、オンライン上で知的財産及び技術需要、供給情報、取引事例などを構築して提供
 - ・ 販売及び購買を希望する知的財産・技術を登録・検索し、潜在的な需要を把握して提供
 - ・ 知的財産取引の事例、有望技術及び事業化関連の情報を提供
 - ・ 技術分野ごとの特許取引専門官の検索及びオンライン上の取引相談（予約）を支援
- ◇ 特許分析評価システム（SMART3）を運営することで、特許分析及び質的評価を低費用で利用し、リアルタイムでオンラインで確認できるサービスを支援
 - ・ 韓国、米国、欧州の登録特許の等級をリアルタイムで評価
 - ・ 特許の権利性、技術性、活用性の観点から質的分析を行い、評価を提供
 - ・ 技術ごとの特許ポートフォリオを分析し、企業間の特許競争力の分析などを提供

 推進日程：年中（常時）

連絡先
<ul style="list-style-type: none">・ 特許庁産業財産活用課（042-481-8501）・ 韓国発明振興会知的財産仲介所（02-3459-2882、2896）・ IP取引情報検索及び特許取引専門官との相談申請 <p>： www.ipmarket.or.kr</p> <ul style="list-style-type: none">・ オンライン特許評価： smart.kipa.org

IP 事業化連係評価支援

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 登録された特許・実用新案に対する性能分析及び比較分析、事業妥当性、価値評価などに必要とされる評価費用を支援し、特許技術の事業化及び活用促進のための客観的な評価結果を提供

支援規模

- ◇ 「特許技術評価報告書」の作成費用を最大 70%まで支援（付加価値税は別途、1人当たり年間最大 5 千万ウォン以内）

支援対象


- ◇ 個人又は中小企業で、登録された特許・実用新案の権利者及び専用実施権者

支援内容

- ◇ 特許庁が指定する発明の評価機関が事業化の用途に伴う「特許技術評価報告書」の作成を支援する
 - ・「特許技術評価報告書」とは、特許技術に対する技術性、権利性、事業性の評価及び技術価値評価を含む報告書であり、事業化のための特許技術取引、事業妥当性の検討、国内外の技術認証、現物出資などのための資料として活用できる
 - ・特許技術評価支援事業の申請者は下記の評価機関と事前評価に関する相談後、評価機関が発行した「発明の評価費用見積書」を必ず添付して申請する

< 発明の評価機関 >

評価機関名	連絡先	評価機関名	連絡先
韓国建設生活環境試験研究院	02-3415-8847 02-3415-8868	韓国科学技術情報研究院	02-3299-6023
韓国機械電機電子試験研究院	031-428-3813	韓国発明振興会	02-3459-2886、 2909
韓国産業技術試験院	055-791-3324	韓国産業技術振興院	(評価基盤構築)
韓国化学融合試験研究院	02-2164-0162	韓国産業銀行	02-787-5827 02-787-5828
技術保証基金	02-2155-3774	農業技術実用化財団	063-919-1331
(株) WIPS	02-726-9847	特許法人ダレ	02-3475-7726
特許法人ダナ	02-6957-9909	(株) ナイス評価情報	02-2124-6821
(株) ECREDIBLE	02-2101-9200 02-2101-9208	特許法人トダム	031-698-4120 031-698-4127
(株) KTG	070-7805-1618	信用保証基金	053-430-4184


 審議基準

◇ 1次審議（書類）選定基準

審議項目	細部項目
技術性評価（50）	技術の革新性及び差別化度（30）
	技術及び市場動向との合致性（10）
	権利の強度及び忠実性（10）
活用性評価（50）	活用計画の妥当性（30）
	申請者の事業化推進条件（10）
	商用化の可能性（10）

◇ 2次審議（PT 発表）選定基準

審議項目	細部項目
1次審議結果（30点）	1次審議の点数の換算（30）
技術性評価（30点）	技術の革新性及び差別化度（10）
	技術及び市場動向との合致性（10）
	権利の強度及び忠実性（10）
活用性評価（40点）	活用計画の具体性及び妥当性（15）
	申請者の能力及び活用意志（15）
	商用化及び市場参入の可能性（10）
加点（10点）	加点項目別、認定可否の確認（10）

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	説明会/ 1次公告申請/ 選定		評価報告書の作成支援				2次公告/ 申請/ 選定		評価報告書の作成支援			

連絡先

- ・ 特許庁産業財産活用課（042-481-5807）
- ・ 韓国発明振興会（02-3459-2953）
- ・ ウェブサイト：www.kipa.org

IP 金融連係評価支援

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 企業が保有する知的財産権の価値評価を行うことで IP を基に保証・担保融資・投資などの資金調達ができるよう、評価費用を支援

支援規模

- ◇ 「特許技術評価報告書」作成費用の一部を支援（付加価値税は別途）
 - ・（保証）評価費用 500 万ウォンの一部を支援（支援割合は今後、公告予定）
 - ・（担保融資）評価費用 500 万ウォンの 50%を支援（50%は銀行負担）
 - ・（投資）評価費用 1,500 万ウォン以内で一部支援（支援割合は今後、公告予定）

支援対象

- ◇ 申請日時点で、登録済みの特許権を保有しており、事業化して活用している中小企業

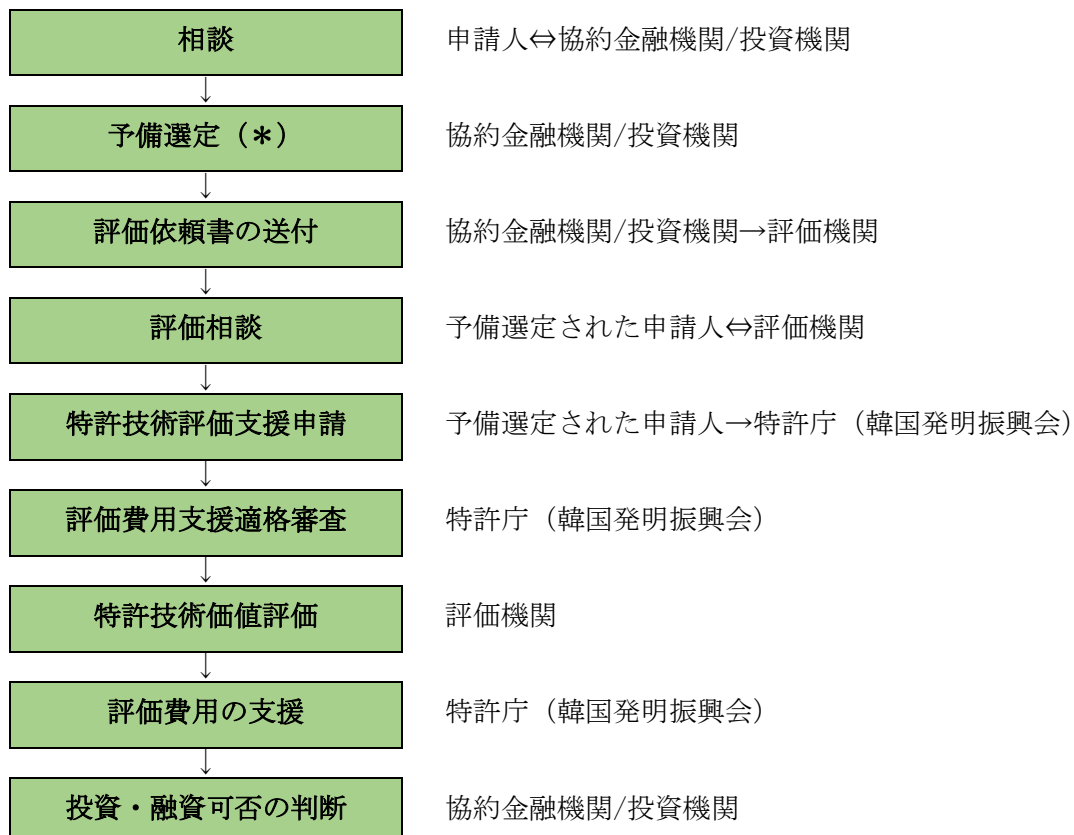
支援内容

- ◇ 特許の価値を正確に把握するために、特許庁が指定した発明の評価機関を通して特許技術価値評価を行い、金融機関の投資・融資の意志決定に活用できるよう、評価結果を提供
 - ・（保証協約機関）技術保証基金、信用保証基金
 - ・（担保融資協約機関）産業銀行、企業銀行、国民銀行
 - ・（投資）別途の協約なしで VC、エンジェル投資家などの投資機関が可能


< 発明の評価機関 >

評価機関名	連絡先	評価機関名	連絡先
韓国建設生活環境試験研究院	02-3415-8847 02-3415-8868	韓国科学技術情報研究院	02-3299-6023
韓国機械電機電子試験研究院	031-428-3813	韓国発明振興会	02-3459-2886、 2909
韓国産業技術試験院	055-791-3324	韓国産業技術振興院	(評価基盤構築)
韓国化学融合試験研究院	02-2164-0162	韓国産業銀行	02-787-5827 02-787-5828
技術保証基金	02-2155-3774	農業技術実用化財団	063-919-1331
(株) WIPS	02-726-9847	特許法人ダレ	02-3475-7726
特許法人ダナ	02-6957-9909	(株) ナイス評価情報	02-2124-6821
(株) ECREDIBLE	02-2101-9200 02-2101-9208	特許法人トダム	031-698-4120 031-698-4127
(株) KTG	070-7805-1618	信用保証基金	053-430-4184

申請手続き



* 予備選定された申請人（協約銀行及び投資機関が選定）に限り、評価支援申請が可能

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	説明会/ 事業公告		随時申請及び随時受付 年中、評価報告書の作成支援									

連絡先

- ・ 特許庁産業財産活用課（042-481-5807）
- ・ 韓国発明振興会（02-3459-2935）
- ・ ウェブサイト：www.kipa.org

優秀発明品の優先購買推薦制度

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 特許技術が適用された優秀発明品について、特許庁長が国家機関、地方自治体、公共機関などの調達需要機関に対して優先的な購入を促して販路開拓を支援

支援規模

- ◇ 申請及び推薦審査費用の全額支援

支援対象

- ◇ 登録された特許・実用新案・デザイン権（通商・専用実施権を含む）を保有する個人又は中小企業

支援内容

- ◇ 申請製品に対して所定の審査を経て推薦対象となる優秀発明品を選定
- ◇ 選ばれた優秀発明品を特許庁長が国家機関、地方自治体、公共機関など、調達需要機関に優先購入するよう、推薦する

※推薦対象となった優秀発明品は調達庁「優秀調達物品」の指定審査で加点を付与

推進日程

- ◇ 優先購買推薦の申請受付及び審査：韓国発明振興会（年4回、四半期毎に実施）


連絡先

- ・ 特許庁産業財産活用課（042-481-8658）
- ・ 韓国発明振興会（02-3459-2936）
- ・ ウェブサイト：www.kipa.org


知的財産サービス企業の海外市場の需要創出支援

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

 事業概要

- ◇ 知的財産サービス分野の企業の海外進出を促進し需要を創出するために、海外の有名な IP 展示会といった国際行事での広報ブースの運営及び海外市場販路の開拓を支援

 支援規模：計 2.2 億ウォン


- ◇ 展示会ごとに 7～9 社の選定を支援

 支援対象

- ◇ 知的財産サービス関連の専門企業

 支援内容

- ◇ 海外の有名な IP 展示会内に共同広報館（2～3 のブース）を設置
- ◇ 各社のサービスを紹介するなど、共同広報館の通訳を支援
- ◇ 該当国の産業視察及び IP サービス産業の交流会開催など、情報交流/ネットワーク構築を支援

 推進日程

- ◇ 米国 PIUG（5 月）、中国 CPAC（9 月）、日本 PIFC（11 月）、欧州博覧会への参加を支援
（事情により変更の可能性あり）

連絡先

- ・ 特許庁産業財産活用課（042-481-5322）
- ・ 韓国知的財産サービス協会（02-3789-0606）
- ・ ウェブサイト：www.kaips.or.kr

需要に基づく発明インタビュー支援

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 需要企業がある発明及び優秀発明を選別して出願するよう、需要に基づく発明インタビュー運営を支援し、事業化しやすい有望特許は技術移転までを支援

支援規模：計 7.5 億ウォン

支援類型 (発明インタビューの目標)	支援機関数 (2019 年選定)	機関別事業費	備考
Type1 (100 件)	20	3,000 万ウォン (国費) 3,000 万ウォン (自己負担)	<ul style="list-style-type: none"> ・自己負担の最大 50%は現物負担が可能 ・Type1 の 12 機関、Type2 の 4 機関については多年支援 (2018~)
Type2 (50 件)	10	1,500 万ウォン (国費) 1,500 万ウォン (自己負担)	

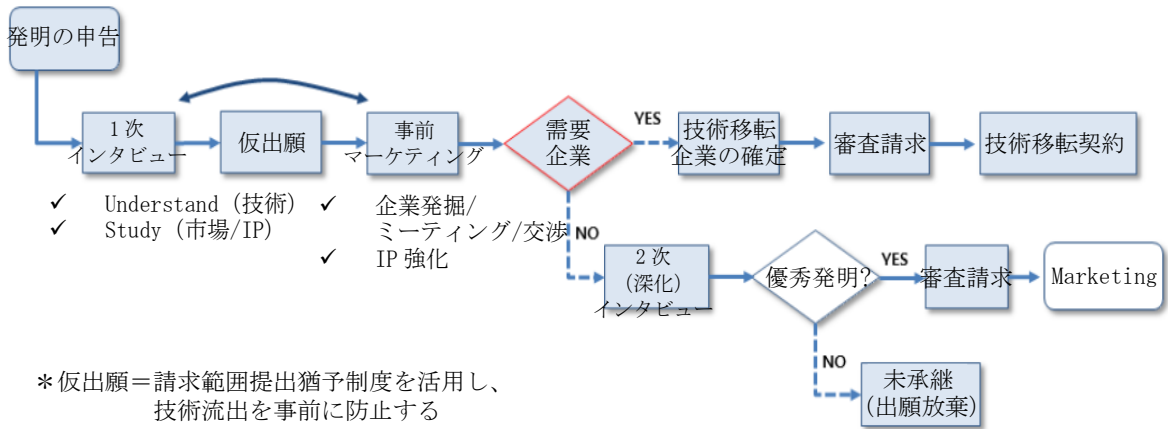
支援対象

- ◇ 公共研 (知識財産基本法第 3 条第 4 号)
- ◇ 大学産学協力団 (産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律第 25 条)
- ◇ 技術持株会社 (産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律第 2 条第 8 号)

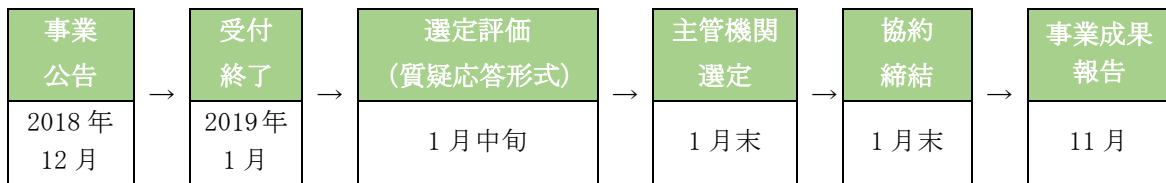
支援内容

- ◇ (発明インタビューの支援) 審査請求前、需要企業がある発明を先に発掘して出願 (仮出願) し、需要企業がない発明については専門家の審議評価を通して優秀発明を選別して出願するように支援
- ◇ (公共 IP 活用の支援) 選別された優秀発明に対する技術マーケティングを支援

＜需要に基づく発明インタビューのプロセス＞



📅 推進日程



連絡先

- ・ 特許庁産業財産活用課 (042-481-5437)
- ・ 韓国特許戦略開発院特許活用チーム (02-3475-8514)
- ・ ウェブサイト : <http://www.kista.re.kr>

製品単位特許ポートフォリオ構築支援

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 市場のニーズに応じて製品別に特許をパッケージにする（ポートフォリオ）、あるいは技術及び商用化の検証を行い、特許が企業に効率的に移転されるように支援

支援規模：計 10.1 億ウォン

支援類型	支援課題	課題別事業費
Type1. ポートフォリオ構築型	10 件	4,500 万ウォン
Type2. 商用化検証型	8 件	7,000 万ウォン

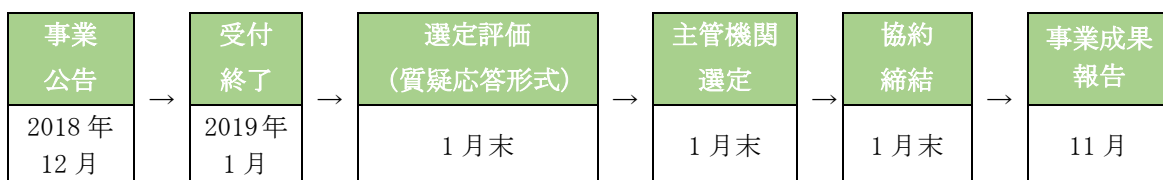
支援対象

- ◇ 公共研（知識財産基本法第 3 条第 4 号）
- ◇ 大学産学協力団（産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律第 25 条）
- ◇ 技術持株会社（産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律第 2 条第 8 号）

支援内容

- ◇ （Type 1）製品単位の特許技術移転戦略及び該当製品の関連技術のマーケティングに関わる諸費用を支援
- ◇ （Type 2）移転される特許の商用化のための費用（製品の具現、問題点分析、解決策導出、デザイン開発、試験/実験）及びマーケティングに関わる諸費用を追加支援


推進日程




連絡先

- ・ 特許庁産業財産活用課 (042-481-5437)
- ・ 韓国特許戦略開発院特許活用チーム (02-3475-8524)
- ・ ウェブサイト : <http://www.kista.re.kr>

<h1 style="margin: 0;">特許ギャップファンド造成支援</h1>	知的財産支援施策 www.kipo.go.kr
--	--

 事業概要

- ◇ 大学・公共（研）による特許技術の商用化検証が継続できる基盤となる特許ギャップファンドの造成を支援

 支援規模：計 18 億ウォン

 支援対象

- ◇ 公共研（知識財産基本法第 3 条第 4 号）
- ◇ 大学産学協力団（産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律第 25 条）
- ◇ 技術持株会社（産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律第 2 条第 8 号）


 支援内容

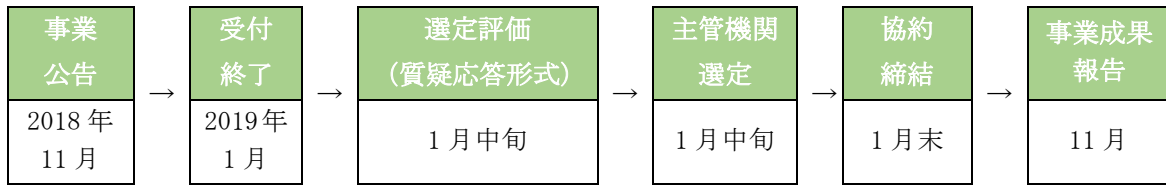
- ◇ 大学・公共(研)が自主的に運営する特許ギャップファンドの造成資金を基本 3 年(2019～2021)、中長期に優秀な成果を出した機関には追加で 3 年(2025～2027) 支援

IP 経営規模 (*)	40 億ウォン 以上	30 億ウォン 以上	20 億ウォン 以上	10 億ウォン 以上
機関当たり 年間支援金	4 億ウォン	3 億ウォン	2 億ウォン	1 億ウォン

* 技術移転収入と特許費用の合計の最近 3 年の平均（公示基準）

- ◇ 特許ギャップファンドは運営機関が保有する有望特許を選別し、特許 FTO (Free to Operate の確認) 及びポートフォリオの構築 (検索及びライセンス)、特許検証 (実験、試験)、試作品製作、技術マーケティング (SMK 製作、会議費、旅費) を支援

 推進日程



連絡先

- ・ 特許庁産業財産活用課 (042-481-5437)
- ・ 韓国特許戦略開発院特許活用チーム (02-3475-8524)
- ・ ウェブサイト : <http://www.kista.re.kr>

公共機関の保有特許診断支援事業

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 政府 R&D の特許成果活用度を高めるべく、公共機関で保有する特許を診断して戦略的に管理・活用することができるようにコンサルティング支援

支援規模：計 3 億ウォン

類型区分	機関パッケージ支援		技術分野支援
支援対象	大学・公共研		
支援期間	5 ヶ月		3 ヶ月
支援機関数	15		
予算（＊）	8,500 万ウォン	5,500 万ウォン	2,500 万ウォン
分析対象 特許件数基準 (登録特許)	機関全体登録特許		技術分野別登録特許 200 件前後
	1,000 件前後	500 件前後	

* 政府支援金及び参加機関の負担金 5 : 5

(ただし、参加機関の負担金の 30% 限度内で現物に代替可能)


支援対象

- ◇ 大学の産学協力団 (産学協力法第 25 条)、又は公共研 (知識財産基本法第 3 条第 4 号)

支援内容


- ◇ (機関パッケージ支援) 機関固有の Tech-Tree 構築、等級診断、特許の維持、又は放棄についての深層分析及び活用戦略を共に支援
- ◇ (技術分野支援) 技術分野別登録特許に対する保有特許診断及び戦略提示

※ただし、細部戦略は機関のニーズ及び特許分析の結果を受けて協議後、選択して提示

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
公告 及び 選定	説明会/ 上半期 公告	受付/選定		-	下半期 公告	受付/選定		-				
事業 支援	-			上半期・下半期支援（*）								

* 支援期間は支援類型ごとに（3ヶ月/5ヶ月）異なる

 その他事項

◇ （選定方法）評価委員会を構成し、参加機関に対する書面評価を実施

区分	評価項目（例示）	配点
書面 評価	・事業支援の妥当性（参加適切性、支援必要性、推進協調性）	60点
	・支援結果の活用性（支援結果活用戦略、管理力の強化策）	40点

◇ 協力機関は主管機関（韓国特許戦略開発院）で別途選定

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁産業財産創出戦略チーム（042-481-8248） ・韓国特許戦略開発院特許成果チーム（02-3475-8546） ・ウェブサイト：http://www.kista.re.kr

III

知的財産保護

営業秘密保護センター運営事業

海外知識財産センター（IP-DESK）運営

海外知財権紛争への初動対応支援

K-ブランド保護基盤構築

知財権紛争への共同対応協議体支援

国際知財権紛争防止コンサルティング支援

韓流コンテンツの知財権保護支援

海外知財権保護バウチャー事業

産業財産権紛争調停制度

営業秘密保護センター運営事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 国民の営業秘密保護に対する認識向上と企業の営業秘密管理体系の構築を支援し、営業秘密・技術奪取被害を防止

支援対象

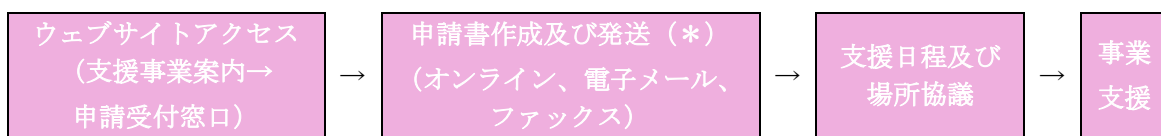
- ◇ 中・小企業

支援内容


区分	事業内容	支援規模 (回/1社)	備考
企業訪問教育	営業秘密保護制度及び管理策を教育	48	無料 (月、最大4回)
定期深化教育(*)	企業の営業秘密・セキュリティ担当者向けの営業秘密集団教育を実施	1	無料
営業秘密管理体系構築コンサルティング	営業秘密管理体系を診断し、段階的改善事項を提示	70	無料
営業秘密流出紛争法律諮問 (紛争初動対応)	営業秘密流出による被害企業を対象に紛争初期の法的対応策を諮問	20	無料
営業秘密管理システム	企業の営業秘密資料管理システムの普及・利用を支援	100	加入費 10 万ウォン (*) (支援事業に選ばれた企業は無料)

* 定期深化教育の場合、年1回教育申請者を募集して行う

支援手続き



* お問い合わせ (1666-0521)、電子メール (tsep_help@tsep.or.kr)

 推進日程：常時支援

連絡先

- ・ 特許庁産業財産保護政策課（042-481-5425）
- ・ 営業秘密保護センター（1666-0521）
- ・ ウェブサイト：<http://tradesecret.or.kr>

海外知識財産センター（IP-DESK）運営事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

◇ 海外 8 ヶ国 15 ヶ所（*）に設置されている IP-DESK を活用し、海外進出（予定）する韓国企業の知財権保護を強化し、海外市場での定着に寄与する

* 香港は 2019 年上半期に開所予定

支援規模：37.8 億ウォン

＜海外商標・デザイン出願費用の支援＞


区分		IP-DESK 設置国							
		中国	タイ	ベトナム	米国	ドイツ	日本	インド	インドネシア
支援 限度 (件)	商標	\$300	\$550	\$300	\$600	\$1,000	\$500	\$300	\$300
	デザイン	\$300	\$550	\$600	\$1,000	\$600	\$500	\$200	\$300
支援比率		実際の出願費用の最大 50%を支援							
支援件数		申請企業ごとに年間 8 件（国の制限なし）							

＜海外特許出願費用の支援＞


区分		IP-DESK 設置国							
		中国	タイ	ベトナム	米国	ドイツ	日本	インド	インドネシア
支援限度 (件)		\$1,000	\$1,500	\$2,000	\$2,000	\$1,600	\$1,500	\$1,500	\$1,500
支援比率		実際の出願費用の最大 50%を支援							
支援件数		申請企業ごとに年間 3 件（国の制限なし）							

<知財権侵害調査及び法律検討の支援>


区分	IP-DESK 設置国					
	中国	タイ	ベトナム	米国	ドイツ	日本
支援内容	侵害・被侵害調査、行政取り締まり、法律意見書（警告状、侵害鑑定書など）の作成費用を一部支援					
支援限度	\$10,000（侵害被害の実態調査だけを行う場合は\$6,000）					
支援比率	最大 70%を支援 （重複支援の場合は 20%ずつ支援比率が低下、70%→50%→30%）					
支援件数	申請企業ごとに年間 3 件（国家制限なし）					

 支援対象

- ◇ 韓国に事業者登録をしている個人又は中小・中堅企業で、IP-DESK が設置されている現地で事業を展開する（予定）の個人（企業）

 支援内容

- ◇ IP-DESK が設置された地域で知財権の出願、税関知的財産権の登録、侵害調査などの費用を支援し、相談に乗るなど法律サービスを無償で提供

 推進日程：常時支援

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁産業財産保護支援課（042-481-5085） ・ KOTRA 海外知的財産権保護室（02-3460-3359、3357） ・ ウェブサイト：www.kotra.or.kr <p>（海外進出支援-海外投資進出-知的財産権保護）</p>

海外知財権紛争への初動対応支援事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ IP-DESK が設置されていない国家で発生する、又は発生しかねない知財権紛争に対して現地で速かに初動対応が行われるよう、現地の知的財産権の専門家による法律諮問を支援

支援規模：4億ウォン

<法律諮問支援>

区分	細部内容	費用	回数
紛争防止	<ul style="list-style-type: none"> ・海外進出時に発生しうる紛争リスク要素に対する諮問 ＊先行特許・類似商品の検索、知財権侵害の有無検討など 	所要費用 50% (件当たり \$1,000 限度)	年4件/1社 (紛争防止 及び 対応統合)
紛争対応	<ul style="list-style-type: none"> ・警告状の受付など、実際の紛争発生に伴う対応諮問 ＊商標の無断先取り、警告状、異議申請などに対応 	所要費用 70% (件当たり \$3,000 限度)	


<被侵害実態調査及び取り締まり支援>

区分	細部内容	費用	回数
侵害調査	<ul style="list-style-type: none"> ・模倣品の流通状況の把握、出所追跡など 	所要費用 70% (件当たり \$6,000 限度)	年1件/1社 (紛争防止 及び 対応統合)
紛争対応	<ul style="list-style-type: none"> ・侵害調査の結果に基づき、侵害企業の現場取り締まり及び法律措置、税関措置の支援など 	所要費用 70% (件当たり \$10,000 限度)	


* 支援限度及び比率は予算の都合上、一部変更される可能性あり

支援対象

- ◇ 韓国に事業者登録している個人又は中小・中堅企業で、海外現地で事業を展開する(予定)の個人(企業)

 支援内容

- ◇ IP-DESK が設置されていない地域での知財権紛争に対する法律諮問及び侵害調査を支援、海外知財権保護関連の教育・広報などを行う

 推進日程：常時支援

連絡先
<ul style="list-style-type: none">・ 特許庁産業財産保護支援課（042-481-5085）・ KOTRA 海外知的財産権保護室（02-3460-3359、3357）・ ウェブサイト：www.kotra.or.kr <p>（海外進出支援-海外投資進出-知的財産権保護）</p>

<h1 style="margin: 0;">K-ブランド保護基盤構築事業</h1>	知的財産支援施策 www.kipo.go.kr
--	--

事業概要

- ◇ 中国・ASEAN 地域で K-ブランドの権利を確保し、紛争防止及び体系的紛争対応体系を構築

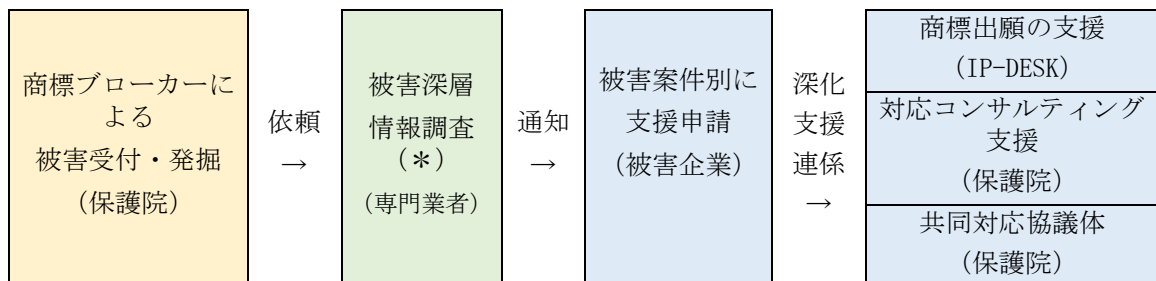
支援規模：該当なし

支援対象：中小、中堅企業

支援内容

- ◇ (商標ブローカーへの対応) 独自のモニタリング及び企業の申告に基づいて被害状況を把握、被害企業に通知、被害企業向けの説明会、海外知的財産権保護事業との連携など

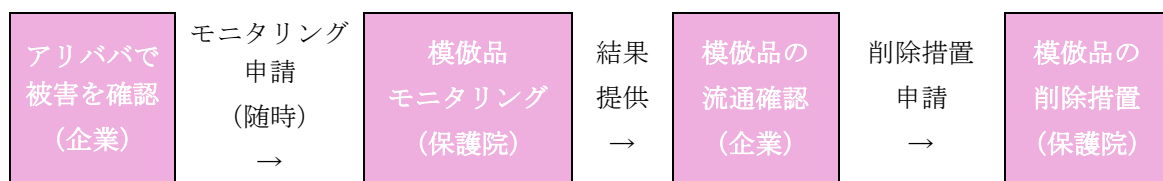
＜中国商標ブローカー対応支援手続き＞




* 中国に出願された商標調査及び韓国国内に出願・登録された商標との比較分析後、無断で先取りされた事実を確認

- ◇ (オンラインモニタリング) 中国アリババのオンライン上の模倣品モニタリング、支援対象企業向けの独自のモニタリング教育、代理申告の支援、掲示物の削除など

＜アリババのオンライン上の模倣品対応支援手続き＞



 推進日程：常時支援

連絡先

- ・ 特許庁産業財産保護支援課（042-481-8227）
- ・ 韓国知識財産保護院海外協力チーム（02-2183-5890）
- ・ ウェブサイト：<http://www.koipa.re.kr>

知財権紛争への共同対応協議体支援事業

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 海外進出（準備）する企業が抱える共通の国際知財権紛争懸案を解決するために構成した協議体に対し、コンサルティング専門機関を通じて解決策を支援

支援規模：9.1 億ウォン


区分	主な内容	支援金
共同権利の分析及び戦略導出	<ul style="list-style-type: none"> - ライセンス共通交渉への対応戦略 - パテント・トロールに関わる問題特許への対応戦略 - 問題企業の障壁特許への対応戦略 - その他新規指定懸案 	最大 20 百万ウォン 以内
提訴される時、共同対応	<ul style="list-style-type: none"> - 特許保証への共同対応 - 警告状への共同対応 - 訴えられた時の共同対応 - その他新規指定懸案 	最大 25 百万ウォン 以内
共同権利行使	<ul style="list-style-type: none"> - 共通する問題特許への法的対応（共同無効審判） - 商標ブローカーによる共同被害への法的対応（共同異議申請、共同無効審判） - オンライン・オフラインでの模倣品への共同法的対応（共同警告状、共同民事訴訟など） - その他新規指定懸案 	最大 40 百万ウォン 以内

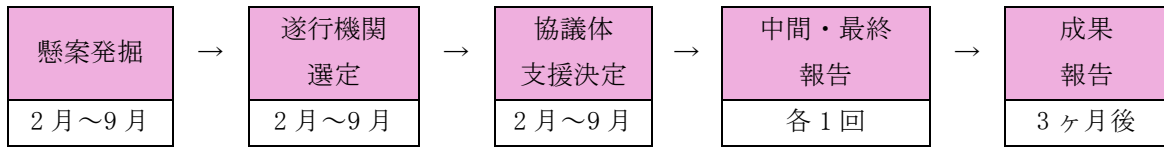
支援対象

- ◇ 共通の知財権紛争 이슈を有する中堅・中小・大企業 3 社以上からなる（ただし、中小・中堅企業は最少 2 社以上が参加すること）

支援内容

- ◇ 紛争懸案によって三つの類型で支援（共同権利分析及び戦略導出、訴えられた時の共同対応、共同権利行使を支援）

 推進日程




連絡先


- ・ 特許庁産業財産保護支援課 (042-481-5999)
- ・ 韓国知識財産保護院海外協力チーム (02-2183-5835)
- ・ ウェブサイト : <http://www.koipa.re.kr/>

国際知財権紛争防止コンサルティング支援事業


知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

 事業概要

- ◇ 中小・中堅企業のために国際知財権紛争防止及び対応コンサルティング費用の一部を支援することで、紛争対応力の強化と海外進出を支援

 支援規模：98.23 億ウォン

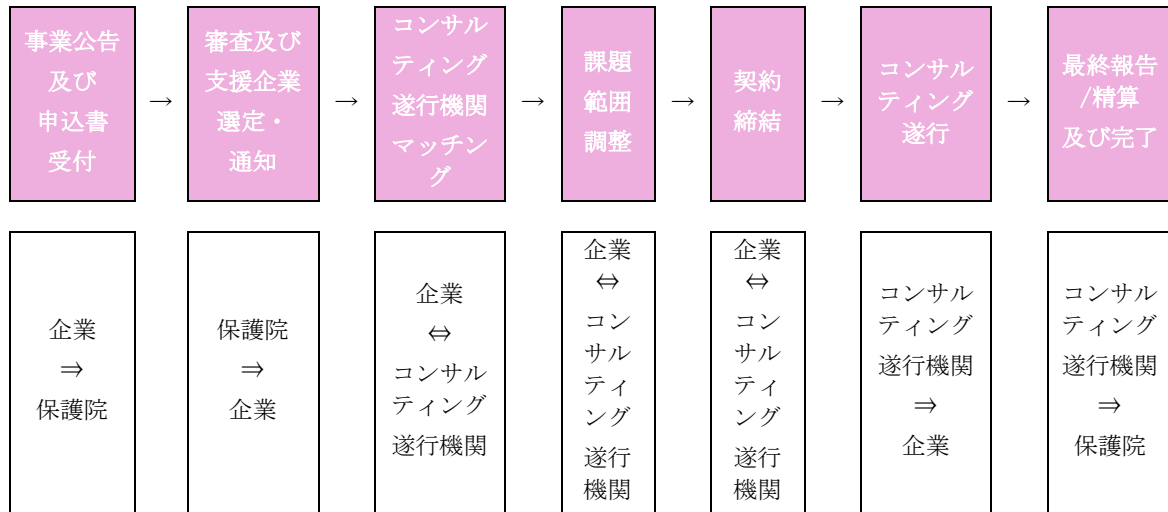
- ◇ (運営) 特許庁 (総括)、韓国知識財産保護院 (事業遂行)
 - * 保護院で毎年、事業公告を通じて支援企業及びコンサルティング専門遂行機関を審査・選定

 支援対象：輸出 (予定) の中小・中堅企業

 支援内容

区分		支援内容
特許 実用新案	防止	輸出 (予定) 地域で紛争リスクがある特許について調査・分析し、総合的な事前対応戦略を提供
	対応	(海外企業との) 警告状対応、訴訟対応、ライセンス紛争、権利行使戦略を提供
商標 デザイン	防止	海外での商標・デザイン紛争危険について調査し、商標・デザインの現地化戦略を提供
	対応	海外での模造品対応、又は無断で先取りされた権利を無効化する戦略を提供

支援手続き



推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	事業 計画 策定	説 明 会	1次 公 告	申 請 ・ 選 定	随時公告及び2次定期公告							
					随時申請・選定・支援							

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁産業財産保護支援課 (042-481-5992) ・ 韓国知識財産保護院紛争防止チーム (02-2183-5870) ・ ウェブサイト : http://www.koipa.re.kr

韓流コンテンツの知財権保護支援事業 知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 輸出（予定）する韓流コンテンツ企業に対する総合的な海外知財権保護戦略を提供し、企業の海外進出を支援

支援規模：11.8 億ウォン

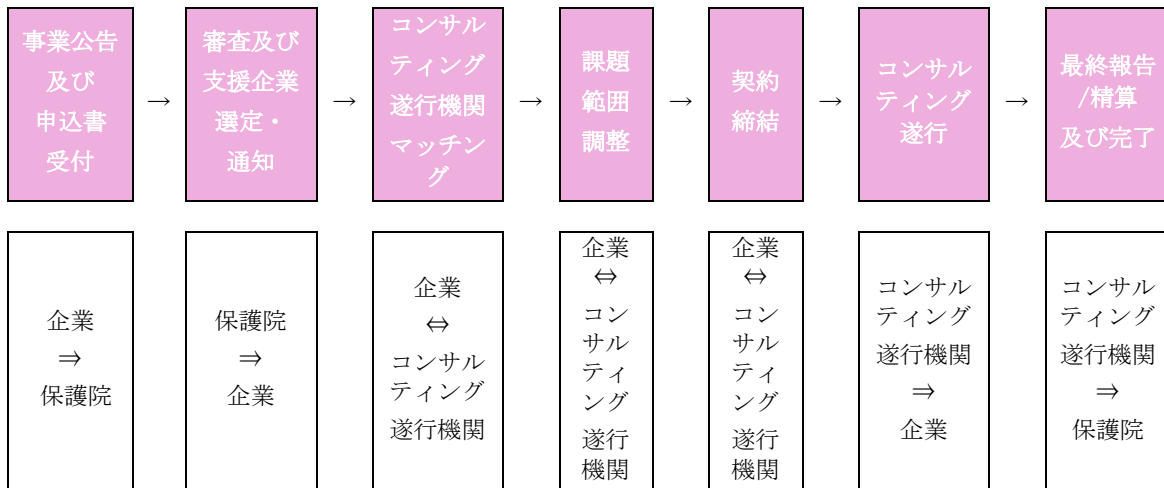
- ◇ （運営）特許庁（総括）、韓国知識財産保護院（事業遂行）
 - * 保護院で毎年、事業公告を通じて支援企業及びコンサルティング専門遂行機関を審査・選定


支援対象：輸出（予定）のコンテンツ企業

支援内容

区分	内容
韓流コンテンツの知財権保護コンサルティング	韓流コンテンツの企画から収益化（契約など）段階まで輸出の全週期における IP コンサルティングを支援（コンサルティング費用の 70%）
コンテンツの知財権保護協議会	韓流コンテンツの知財権保護協議会（官民合同協議体）の運営及び知財権保護に対する認識向上

支援手続き（コンサルティング）



 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	説明会	1次 公告				随時公告・申請・選定・支援						
						韓流コンテンツの知財権保護分科会議 及び協議会						

連絡先

- ・ 特許庁産業財産保護支援課 (042-481-5992)
- ・ 韓国知識財産保護院認識文化チーム (02-2183-5880)
- ・ ウェブサイト : <http://www.koipa.re.kr>

<h1 style="margin: 0;">海外知財権保護バウチャー事業</h1>	<p style="margin: 0;">知的財産支援施策 www.kipo.go.kr</p>
--	---

事業概要

- ◇ 輸出（予定）する中小企業が自主的に IP 保護サービスを選択して支援を受けられるよう、知財権保護バウチャー発行を支援

支援規模：10 億ウォン

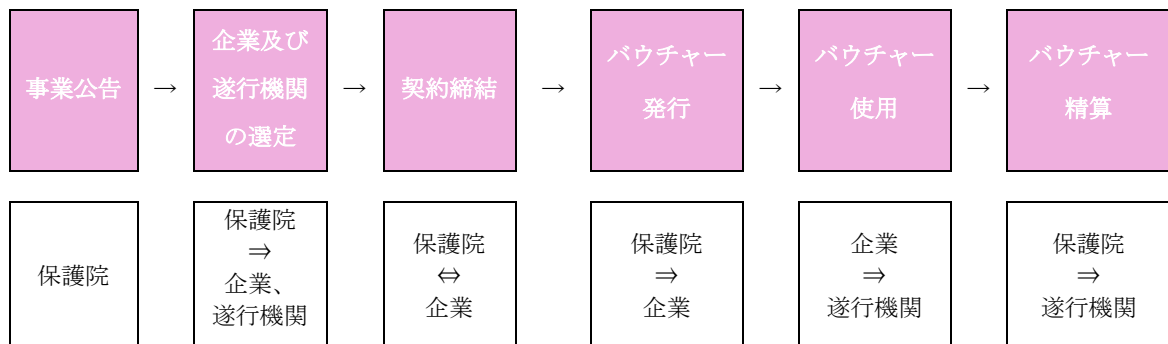
- ◇ （運営）特許庁（総括）、韓国知識財産保護院（事業遂行）
 - * 保護院で毎年、事業公告を通じて支援企業及びコンサルティング専門遂行機関を審査・選定


支援対象：輸出（予定）する中小企業

支援内容

- ◇ 海外知財権保護バウチャー発行費用の 70%を支援（最大 2,800 万ウォン）

支援手続き



 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	説明会 及び 1次 公告	申請 ・ 選定	バウ チャー 発行			申請 ・ 選定	バウ チャー 発行					
						バウチャー使用・精算						

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁産業財産保護支援課 (042-481-5992) ・ 韓国知識財産保護院紛争防止チーム (02-2183-5870) ・ ウェブサイト : http://www.koipa.re.kr

産業財産権紛争調停制度

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 産業財産権に関わる紛争が起こった場合に訴訟や審判による解決に要する費用や時間を減らせるよう、特許庁が設置した「産業財産権紛争調停委員会」で当事者を紛争解決手続きに直接参加させ、相互間の合意を誘導する制度

支援対象及び調停申請方法

区分	内容
申請資格	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権の権利者、実施権者、使用権者、職務発明者、及び当該権利の実施に直接的な利害関係がある者
申請対象紛争	<ul style="list-style-type: none"> ・産業財産権（特許権、実用新案権、デザイン権、商標権） ・職務発明 ・技術上の営業秘密に関する紛争
申請方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトにて申込書をダウンロードして作成し、産業財産権紛争調停委員会に郵便、電子メール、又はファックスで提出 - ウェブサイト：adr.kipo.go.kr - 電子メール：ip.adr@korea.kr - ファックス：02-2183-5899 - 郵便：ソウル特別市江南区テヘラン路 131（韓国知識財産センター6階） 産業財産権紛争調停委員会事務局

支援内容

- ◇ 産業財産権に関する紛争発生時に、産業財産権紛争調停委員会事務局で所定の申込書を作成して申請
- ◇ 申込書が受理されれば、被申請人の調停意思を確認した後、専門家からなる調停部が当事者と議論し、調停案を提示
- ◇ 調停が成立した際には調停調書が発給され、その調停調書は確定判決と同じ裁判上の和解の効力を持つ

 制度の長所

- ◇ 申請手続きが簡単で、調停過程で費用がほとんど発生しない
- ◇ 調停が成立すれば、3ヶ月以内に紛争の解決ができる
- ◇ すべての手続きが非公開で行われるため、企業の秘密が公開される恐れがない

連絡先
<ul style="list-style-type: none">・ 特許庁産業財産保護政策課（042-481-5925）・ 産業財産権紛争調停委員会事務局（1670-9779）・ ウェブサイト：http://adr.kipo.go.kr

IV

知的財産教育 ・ コンサルティング

知的財産（IP）スマート教育

知的財産教育先導大学

知的財産出張教育

海外知的財産実務人材の養成課程

知的財産基盤サービス企業採用連係教育

知的財産基盤次世代英才企業家育成

特許経営専門家の派遣

職務発明制度コンサルティング

知的財産プロボノ

特許支援相談窓口の運営


公益弁理士特許相談センターの運営

特許情報検索及び電子出願教育


知的財産（IP）スマート教育事業

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr


1. 対象別知的財産オンライン教育

 事業概要


- ◇ 国家知的財産教育ポータル（www.ipacademy.net）通じて、全国民を対象にオンライン上で知的財産教育を無料提供

 教育運営

- ◇ 申込資格：全国民
- ◇ 申込受付：年中随時受付
- ◇ 申込方法：オンライン申込（www.ipacademy.net）
 - * 対象別ウェブサイトで会員登録後、オンラインで申込
- ◇ 教育費：全額無料
- ◇ 教育形態：オンライン教育


 教育課程

区分	対象	内容
一般課程	一般人	発明・特許に関心のある一般人を対象に、知的財産権制度、特許情報の検索・分析など、知財権全般に関する教育コンテンツ及び情報を提供
	青少年	小中高校生が発明と特許を楽しく、分かりやすく学べるよう、様々な教育コンテンツ及び関連情報を提供
団体課程	企業	韓国企業、研究所及び公共研を対象に、知的財産権実務に必要な教育コンテンツ及び関連情報を提供
	大学	理工系大学、デザイン大学を対象に、大学（院）生に必要な教育コンテンツ及び関連情報を提供
	青少年	小中高校生に発明と創造力プログラムなど、知的財産権の基礎水準の教育コンテンツ及び関連情報を提供

 教育サイト


区分	対象	サイト名	コンテンツ数
一般人	企業、研究所、 専門家及び一般人	general.ipacademy.net	128
青少年	小中高校生	ipschool.ipacademy.net	30

2. 知的財産学の単位銀行制


 事業概要

- ◇ オンライン教育サイトを通じて、「知的財産学」の学士学位が取得できる単位銀行制教育課程を運営


⇒ 単位銀行制：「学点認定などに関する法律」に基づき、学校の外で行われる様々な形の学習と資格を単位と認め、単位が累積して一定の基準を満たせば、一般大学と同等の学位が与えられる制度

 教育運営

- ◇ 申込資格：高校卒業者、又は同等以上の学力を有する者
- ◇ 申込受付：年2回受付（1学期 - 2月、2学期 - 8月）
- ◇ 申込方法：オンライン申込（<http://cb.ipacademy.net>）
 - * サイトで会員加入後、オンラインで申込
- ◇ 教育費：全額無料
- ◇ 教育形態：オンライン教育
- ◇ 修了条件：D単位（計60点）以上（ただし、出席率80%以上）
 - * 出席15%、中間テスト30%、期末テスト30%、課題15%、授業参加10%

 運営課程

1 学期			2 学期		
科目	専攻	単位	科目	専攻	単位
デザイン経営と ブランド戦略	選択	3	知的財産概論	必須	3
知的財産審判・訴訟実務	選択	3	デザイン保護法	必須	3
特許法	必須	3	法学概論	必須	3
特許明細書作成実務	選択	3	自然科学概論	必須	3
商標法	必須	3	技術経営論	必須	3
著作権法	必須	3	インターネットと 知的財産権法	選択	3
特許情報の調査と分析	選択	3	研究開発と知的財産	必須	3
技術移転とライセンス の理解	選択	3	知的財産権管理論	必須	3

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
単位	1 学期		1 学期				2 学期		2 学期			
銀行制	受講申込		教育課程の運営				受講申込		教育課程の運営			


連絡先

- ・ 特許庁国際知識財産研修院教育企画課（042-601-4312）
- ・ 韓国発明振興会知識財産サイバー教育院（02-3459-2788）
- ・ ウェブサイト： <http://www.ipacademy.net>


知的財産教育先導大学

知的財産支援施策


www.kipo.go.kr

 事業概要

- ◇ 大学の自主的な知的財産教育システムを構築することで、知的財産に対する体系的な教育を実施し、知的財産力を備えた人材を養成

 支援規模：34 億ウォン

- ◇ 大学 1 校当たり年間 2 億ウォン以内で支援
 - * 3 年経過後、評価を行って欠格事由がある、又は極めて不十分との結果が出た場合、支援の打ち切りも可能

 支援対象


- ◇ 知的財産正規教科目を年間 6 講座（学部・大学院とも 2 講座以上、計 18 単位）以上開設
 - ・学部及び大学院それぞれ最低 2 講座（相当単位 6 単位）以上を開設・運営
 - ・大学（院）の知的財産標準教育課程を活用して自主的な教育カリキュラムを設計するとともに運営
- ◇ 講座を担当する教授の確保（1 人以上）をはじめとする教育インフラの構築
 - * 担当教授の資格要件：下記の要件のうち、いずれか 1 つ以上の要件を満たす者
 - ・弁理士資格の取得後、知的財産分野で 5 年以上の実務経験を有する者
 - ・知的財産分野の博士号取得者
 - ・企業・大学・公共機関などで 10 年以上の知的財産実務及び教育経験を有する者

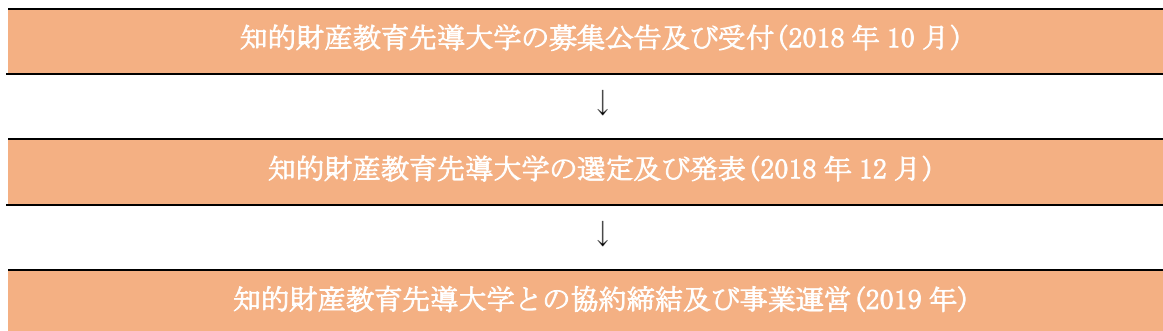
* 支援対象外

- 特許庁「知識財産専門学位課程運営支援事業」の主管大学（支援終了大学を含む）
- 特許庁「知識財産教育先導大学運営支援事業」の支援が終了した主管大学
- 教育部が指定した「政府財政支援可能な大学リスト」に含まれていない大学
- 国家研究開発事業への参加が制限されている者（主管大学、主管大学の長、総括責任者など）
- * 国家 R&D 事業管理ウェブサイト (<http://rndgate.ntis.go.kr>) 制裁情報検索で確認可能


 支援内容

- ◇ 知的財産担当教授の確保費用及び人件費
- ◇ 学生及び教授を対象にした知的財産教育課程の運営及び学生の発明活動の支援
- ◇ 知的財産教育インフラの構築費用

 推進日程（2019年）



* 新規先導大学の選定及び支援計画は毎年下半期に公告

 その他事項（選定取消）

- ◇ 2019年度計画（事業申込書基準）の定量指標（知的財産講座の開設数、担当教授の採用、対応投資など）を当該年度に達成できなかった場合、未達成分の事業費を還収し、選定を取り消すこともできる

連絡先

- ・ 産業財産人材課（042-481-5183）
- ・ 韓国発明振興会知識財産人力養成室（02-3459-2804）

知的財産出張教育

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

◇ 企業を直接訪問し、IPに関する事前診断・分析を行い、問題解決中心の教育を実施

支援規模：計5.5億ウォン（政府支援金）

区分		新規企業	継続企業
支援機関数		45社	
教育運営 予算	政府支援金	機関当たり800万ウォン	機関当たり800万ウォン
	民間負担金	機関当たり200万ウォン (現金200万ウォン)	機関当たり200万ウォン (現物100万ウォン+現金100万ウォン)

* 企業の民間負担金は20%水準、現物は教育空間の費用及び企業の参加人材の人件費などから算定・運営

支援対象

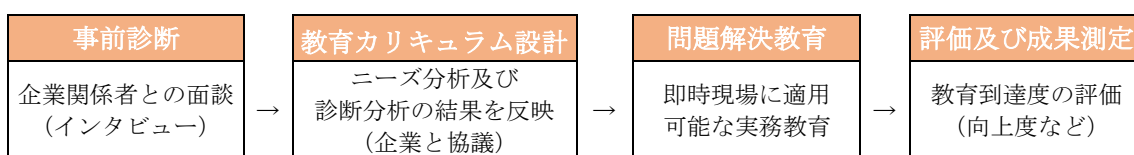
区分	内容
支援対象	・ 中小・中堅企業のうち、問題解決中心の知的財産実務教育を希望する企業
参考事項	・ 相互出資制限企業集団企業及び国家研究開発事業制裁企業は除く ・ 中小企業：中小企業基本法第2条に該当する企業 ・ 中堅企業：中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法施行令第2条に該当する企業

支援内容

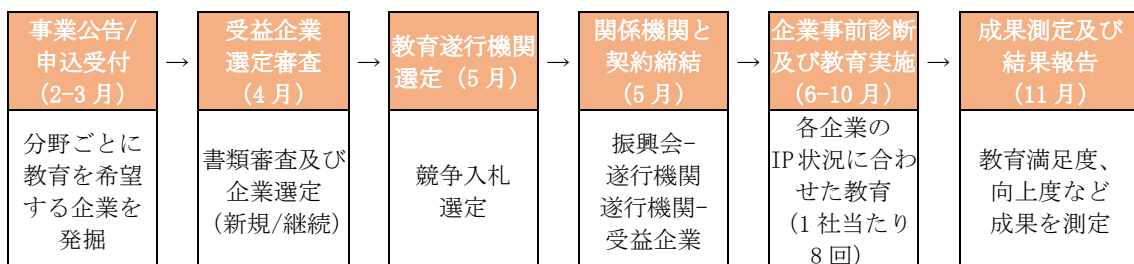
◇ 教育遂行機関の専門家と企業担当者間の事前協議により、教育運営の日程調整、企業の現場を訪ねる方式で教育を実施

- ・ 知的財産権法・制度などの概論、侵害判断・紛争対応などの深化教育及び各企業の問題解決が中心

- * 診断結果を基に企業担当者と協議して知的財産教育カリキュラムを構成し、R&D課題などと連係した問題解決（プロジェクト）型教育を実施



📅 推進日程



📌 その他事項 (選定取消)

◇ 受益企業の選定：書類審査により支援を受ける企業を選定

- ・ 知的財産担当人材の有無、研究開発力、知的財産インフラの状況、知的財産活動水準などを評価

<受益企業選定基準 (例) >

区分	評価項目	配点 (点)	備考
一般及び 知的財産の インフラ状況 (60点)	・ 一般状況 (売上高、輸出規模など)	6	定量
	・ 研究開発力 (付設研究所、研究開発費など)	20	
	・ 知的財産の登録状況 (国内外の IP 登録など)	15	
	・ 知的財産の管理及び活用力 (職務発明補償など)	14	
	・ 認証、指定及び受賞 (ベンチャー、イノビズ、NEP、NET など)	5	
支援の適合性 (40点)	・ 教育の推進意志 (教育ニーズの具体性検討など)	20	定性
	・ 教育支援の必要性 (教育の成果など)	20	
評価総点 (100点)		100	

◇ 教育遂行機関は管理機関 (韓国発明振興会) で別途選定

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁産業財産人材課 (042-481-3572) ・ 韓国発明振興会知識財産人力養成室 (02-3459-2835) ・ ウェブサイト : http://www.kipa.org/kipabiz

海外知的財産実務人材の養成課程

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 中小・中堅企業内部の特許紛争対応専門家を養成するために、主な輸出国の出願戦略、紛争事例及び交渉戦略の提示など、知的財産権紛争対応（予防）に関する教育を実施

支援規模：計 1.5 億ウォン

支援対象及び支援内容


- ◇ 支援対象：中小・中堅企業の在職者
- ◇ 支援内容：教育費の 80%を支援（自己負担 20%）
 - ・教育費

区分	1 日課程	2 日課程	備考
中小・中堅企業	30,000 ウォン	50,000 ウォン	
大企業、公共機関など	150,000 ウォン	250,000 ウォン	

- * 大企業集団 [相互出資制限企業集団（公正取引委員会）]、法律（特許/法務）、公共機関、出捐研、大学など関連業者、及び起業準備者（個人）などには支援できない

主な内容

- ◇ 教育運営：年間 20 回
 - ・中国課程（8 回）、米国課程（8 回）、欧州課程（2 回）、ライセンス契約及び交渉課程（2 回）
- ◇ 教育内容
 - 主要国の特許・商標・デザイン出願戦略、紛争対応事例及び交渉戦略の提示など、実際のケーススタディーを通して紛争防止及び対応戦略について教育

 推進日程

回次	日程	課程名	備考
1	3月2日（木）	・中国の知的財産の動向及び出願戦略	
2	3月13日（月）～14日（火）	・成功する米国の特許出願戦略	
3	3月28日（火）	・欧州の知的財産の動向及び出願戦略	
4	4月4日（火）～5日（水）	・米国の特許出願実務及びOA対応策	
5	4月12日（水）	・中国の知的財産紛争の動向及び対応戦略	非首都圏 （釜山）
6	4月24日（月）	・中国の知的財産の動向及び出願戦略	
7	5月16日（火）～17日（水）	・国際ライセンス契約及び交渉課程	
8	5月23日（火）	・米国の特許訴訟の段階別ガイド	非首都圏
9	5月30日（火）	・中国の知的財産紛争の動向及び対応戦略	
10	6月13日（火）	・米国の特許侵害類型と事例分析	
11	7月4日（火）	・欧州の知的財産の動向及び出願戦略	
12	7月19日（水）	・米国の特許訴訟の段階別ガイド	
13	8月17日（木）	・中国の知的財産の動向及び出願戦略	
14	8月23日（水）	・米国の特許侵害類型と事例分析	非首都圏
15	9月5日（火）～6日（水）	・国際ライセンス契約及び交渉課程	
16	9月19日（火）	・中国の知的財産紛争の動向及び対応戦略	
17	10月12日（木）	・米国の特許出願実務及びOA対応策	
18	10月24日（火）	・中国の知的財産の動向及び出願戦略	非首都圏
19	11月7日（火）	・米国の特許訴訟の段階別ガイド	
20	11月21日（火）	・中国の知的財産紛争の動向及び対応戦略	

* 上記の日程は都合により変更の可能性あり

連絡先

- ・特許庁産業財産人材課（042-481-3572）
- ・韓国発明振興会知識財産人力養成室（02-3459-2815）
- ・ウェブサイト：<http://www.iphuman.or.kr>

知的財産サービス企業採用連係教育

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 知的財産の創出、保護、活用を専門的に支援するサービス産業である知的財産サービス業を営む企業への採用連係教育を実施し、知的財産サービス専門人材の養成を支援

支援規模：計4億ウォン

- ◇ 年間約250人を教育

支援対象

- ◇ 知的財産サービス分野への就職を希望する既卒未就業者（卒業見込者）
- ◇ R&D退職者及びキャリアが途絶えた理工系女性など

教育内容

- ◇ 知的財産及び関連法制度の理解、知的財産サービス業務の理解と実習
- ◇ IP情報調査/分析、IP取引、IPコンサルティングなど知的財産サービス関連業務の理論と実務
- ◇ IP情報検索士などIPサービス分野の専門資格取得を支援

推進日程

- ◇ 毎年2月～10月中の教育実施、約1ヶ月前に教育生の募集を公告
- ◇ 毎年3月～11月中に4～5回、採用連係教育を実施

連絡先

- ・ 特許庁産業財産活用課（042-481-5322）
- ・ 韓国知識財産サービス協会（02-3789-0607）
- ・ ウェブサイト：www.kaips.or.kr

知的財産基盤次世代英才企業家の育成

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 創造性に富んだ少数精鋭の中高生発明家を、未来の新成長産業創出を担う、知的財産に基盤を置いた英才企業家に育成

* KAIST、POSTECHに英才企業家教育院を設置・運営

支援規模：計9億ウォン

支援対象

- ◇ 中学1年～3年生、又はそれに準ずる年齢（13歳～16歳）に該当する者

支援内容

- ◇ 大学に設置された次世代英才企業家教育院が選抜された教育生に基本課程及び深化課程教育を実施

- ・（基本課程）オンライン・オフラインで未来技術、知識融合、企業家精神、創造人文学など、企業家が備えるべき基礎素養教育を実施
- ・（深化・専門課程）企業事例研究、特許出願演習、チーム別活動を通じた起業活動の遂行及び専門家によるメンタリングなど

*（教育時間） 1、2年目：オンライン320時間、オフライン400時間以上

推進日程

次世代英才企業家教育院の新入生募集公告及び受付（2019年8月）




1次書類選考（2019年10月）



2次キャンプ遂行評価及び口述面接（2019年11月）



最終発表（2019年12月）

 その他事項（選抜方法）

◇ 2段階（1次→2次）の選抜手続きを運営

* 第1次書類選考により最終選抜人数の2倍を選抜

・ KAIST 教育院：（1次）書類選考、（2次）キャンプ遂行評価及び口述面接

・ POSTECH 教育院：（1次）書類選考、（2次）深層面接（*）

* 第2次選考の対象者に事前に課題を与え、課題関連グループ・個人面接を実施

連絡先
<ul style="list-style-type: none">・ 特許庁産業財産人材課（042-481-8241）・ 韓国発明振興会発明英才教育研究院（02-3459-2927）・ ウェブサイト：www.kipa.org

特許経営専門家の派遣

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 特許経営専門家を大学・公共研に派遣して知的財産に対する認識と知的財産担当部署の業務遂行能力を向上させるように指導し、大学・公共研の全般的な知的財産力の水準を引き上げる

支援規模：最大6千万ウォン前後（12ヶ月基準）

- ◇ 特許経営専門家の人件費支援、ただし、特許経営専門家の活動に必要な経費（*）（事業費）は機関で負担
 - * 特許経営専門家の活動費は年間2千万ウォン前後が配分され、主要業務推進費、出張費、競争力強化研修（教育）費、事務用品購入費などが含まれる

支援対象


- ◇ 「技術の移転及び事業化促進に関する法律（以下、技術移転法）」第2条第6号に基づく大学、研究所など公共研究機関及び非営利研究法人の技術移転担当組織
- ◇ 「産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律」第36条の2及び「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第21条の3に基づく技術持株会社
- ◇ 「先端医療複合団地の指定及び支援に関する特別法」など、その他特別法に定める公共研究機関
- ◇ 「韓国科学技術院法」、「光州科学技術院法」、「大邱慶北科学技術院法」に基づいて設立された機関
 - * 既に特許経営専門家が派遣されたか、派遣されている大学・公共研は除く

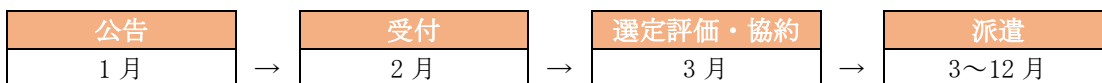
支援内容

- ◇ 機関の力量を考慮して知的財産に対する認識向上及び基盤づくり、知的財産の創出・管理・活用力を向上

<特許経営専門家の主要な役割（例）>

基盤づくり	知的財産管理規定の制定・改定、担当する特許事務所の選定・協力
IP 創出	研究者との相談及び諮問、特許審議委員会の運営
IP 管理	保有特許の資産実査、IP 管理システムの構築・高度化
IP 活用	特許活用計画の策定、核心特許パッケージング、外部専門機関（技術取引、知財権侵害調査、グローバルマーケティング）との協力ネットワーク構築

 推進日程



連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁産業財産活用課（042-481-5437） ・ 韓国特許戦略開発院拡散戦略チーム（02-3475-8514） ・ ウェブサイト：http://www.kista.re.kr

職務発明制度コンサルティング

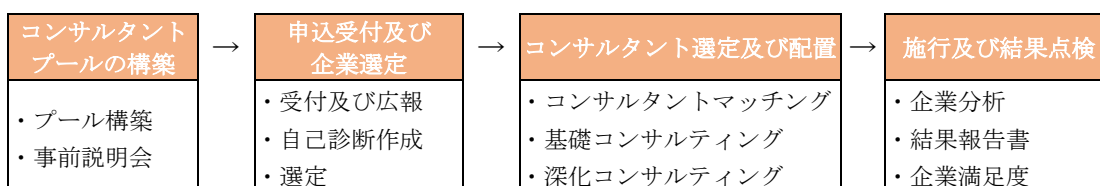
知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 職務発明制度の導入を計画中、又は運営に苦戦している企業に専門家を派遣し、実効性のある支援を行うサービス

< 職務発明制度コンサルティングの運営手続き（随時） >



支援対象

- ◇ 中小・中堅企業
- ◇ 職務発明制度を導入する予定の企業、規定を制定しているか、施行する予定の企業
- ◇ 職務発明制度の運営に苦戦している企業など

支援内容

- ◇ （基礎コンサルティング）企業の自己診断プログラムに基づいて類似企業群を選別し、3～5社の企業にグループコンサルティングを提供
- ◇ （深化コンサルティング）基礎コンサルティング企業のうち、要請企業に限り、マンツーマンの相談による問題解決コンサルティングを提供

連絡先

- ・ 特許庁産業財産政策課（042-481-8180）
- ・ 韓国発明振興会知識財産振興室（02-3459-2847、2844）
- ・ ウェブサイト：<http://www.kipa.org/kipabiz>

<http://www.ip-job.org>

知的財産プロボノ

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 知的財産分野に才能のある個人、企業又は団体が小企業、起業準備者などが必要とする知的財産活動を支援

支援規模：支援対象当たり最大3件以内（1分野につき1件）

- * 知的財産の相談及び教育は制限なし

支援対象


- ◇ （プロボノワーカー）弁理士、デザイナー、IPサービス業従事者、大学、特許法人など、知的財産分野のプロボノ活動が可能な個人又は団体
- ◇ （支援を受ける者）小企業、社会的企業、予備社会的企業、起業準備者など

* 留意事項

- 以前、支援を受けたことがある者（企業）は同一分野に重複申込は不可
- 支援を受ける条件を満たさない場合、地域知識財産センターでマッチング取消可能

支援内容

分野	内容
知的財産相談	知的財産の創出・活用・保護など、知的財産関連の相談を提供
知的財産教育	知的財産関連の教育を実施
先行調査	技術・商標・デザインが同一、又は類似した先行情報を調査・分析
ブランド開発	企業及び製品の特性に合ったブランド開発
デザイン開発	企業及び製品の特性に合ったデザイン開発

 推進日程：年中随時受付

連絡先

- ・ 特許庁地域産業財産課（042-481-8643）
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室（02-3459-2825）
- ・ 地域知識財産センター（1661-1900）
- ・ ウェブサイト：<http://www.ripc.org/ipnanum>

特許支援相談窓口の運営

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 知的財産の創出・保護・活用全般における中小企業及び個人の悩みを解決

支援規模：無料

支援対象：全国民

支援内容

- ◇ (特許支援相談窓口の運営) 知識財産センターからの知的財産専門人材の派遣により、知的財産専門相談を支援
 - * 主要相談窓口：地域別知識財産センター、IP 創業ゾーン、創造経済革新センターなど
 - * 相談内容：知的財産相談の専門性を高めるため、相談類型を知的財産一般相談と知的財産専門相談に区分して提供

推進日程：年内常時提供

連絡先

- ・ 特許庁地域産業財産課 (042-481-8600)
- ・ 韓国発明振興会地域知識財産室 (02-3459-2822、2838)
- ・ 地域知識財産センター (1661-1900)
- ・ ウェブサイト：<http://www.ripc.org>

公益弁理士特許相談センターの運営

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

◇ 社会的弱者層を対象に、知財権確保から紛争対応までを無料で支援

支援規模：該当なし

支援対象：小企業、障害者、「国民基礎生活保障法」上の医療給与受給権者など社会的弱者層

支援内容

区分	支援内容
産業財産権相談 及び説明会	- 訪問者、電話、オンライン、郵便、地域巡回相談、説明会
書類作成の支援	- 明細書、図面など出願関連書類（商標は除く） - 意見書、補正書、異議申立書など、出願関連の中間書類 - 拒絶査定不服審判関連の審判請求書、意見書及び補正書
審判・審決 取消訴訟の代理	- 支援対象者の保有する産業財産権の権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判及び商標登録の取消審判 - 上記の審判に対する審決取消訴訟
侵害事件訴訟の 費用支援	- 権利侵害に対する差止（又は防止）請求、損害賠償請求、仮処分申請 - 民事訴訟の相手が大企業、中堅企業又はこれに準ずる多国籍企業が投資した国内法人である場合、1千万ウォン限度で支援

推進日程：常時運営（9：00～18：00、土日祝日は除く）

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁産業財産保護支援課（042-481-8227） ・公認弁理士特許相談センター（02-6006-4300） ・ウェブサイト：http://www.pcc.or.kr/

特許情報検索及び電子出願教育

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 産業財産権の活用拡大と格差解消のために、中小企業及び社会的弱者向けの産業財産権情報検索及び電子出願方法に関する出張教育を実施

支援規模：該当なし

支援対象

区分	支援内容
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・国内企業（機関）及び R&D 研究所 ・大学、公共研 ・学生、起業準備者
支援要件	<ul style="list-style-type: none"> ・国内企業（機関）及び 研究所の特許担当者 ・特許法律事務要員、知的財産権関連機関及び企業の役職員 ・学生、起業準備者など知的財産権基礎検索及び直接電子出願に関心のある者 ・最低 10 人以上の教育人数が参加可能な企業（機関）

支援内容

◇ 情報検索教育


- ・国内特許情報の検索理論、検索サイトの活用及び実習
- ・国内デザインの検索理論、検索サイトの活用及び実習
- ・国内商標の検索理論、検索サイトの活用及び実習
- ・海外特許制度及び海外検索サイト（USPTO、JPO、EPO、KIPRIS）の検索実習

◇ 電子出願教育


- ・国内権利（特許、実用新案、デザイン、商標）ごとに電子出願の事前登録手続き、出願書・明細書・図面作成、電子出願ソフトの利用実習
- ・PCT 出願制度及び電子出願ソフト（PCT-SAFE、PCT K-EDITOR）の利用実習
- ・マドリード（国際商標）出願制度及び出願書作成方法、電子出願ソフトの利用実習

◇ 地域別招請教育

- ・個人及び最低教育人数を下回る企業などを対象に、特許情報利用者の招請教育を地域別に別途実施

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	-	下半期公告 申込/受付	教育申込者を支援				下半期公告 申込/受付	教育申込者を支援				

 その他事項（申込方法）

◇ 特許庁及びKIPRISで公示し、電子メール又はFAXにて受付

- ・特許庁（www.kipo.go.kr）及び特許情報ネット KIPRIS（www.kipris.or.kr）で公示
- ・FAX（02-6915-1350）又は電子メール（kpdsedu@hanmail.net）にて受付

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁情報管理課（042-481-5127） ・韓国特許情報院 IP 情報拡散チーム（02-569-2865） ・韓国特許情報院：www.kipi.or.kr ・KIPRIS：www.kipris.or.kr ・教育ブログ：http://blog.daum.net/kpdsed

V

知的財産関連行事

発明の日の行事
大韓民国知的財産大展
IP 情報活用創業コンテスト
D2B デザインフェア
大韓民国学生発明展示会
学生創造力チャンピオン大会
大学創造発明大会
特許技術賞

<h1 style="margin: 0;">発明の日の行事</h1>	知的財産支援施策 www.kipo.go.kr
-------------------------------------	--

行事の概要

- ◇ 国民全体の発明機運と発明家の士気を高めるために、測雨器を発明した 5 月 19 日を「発明の日」に指定し、記念式など発明イベントを開催
- ・ 韓国を代表する各分野の発明に寄与した者、及び源泉・核心技術などを開発して「偉大な発明業績を成し遂げた者」を中心に見つけ出して褒賞


授賞規模

2018 年第 53 回発明の日時点

産業勲章及び褒章 (11)						表彰 (67)									計
金塔	銀塔	銅塔	鉄塔	石塔	褒章	大統領	国務総理	知財委員長	科技部長官	産業部長官	中企部長官	特許庁長	振興会長		
1	2	2	1	1	4	9	8	5	1	18	4	12	10	78	

申込資格

区分	内容
褒賞申請	<ul style="list-style-type: none"> ・「発明家」：個人、職務（企業、研究機関、教授、教師、公務員）、学生（小中高校生、大学（院）生） ・「発明有功者」：企業及び研究機関の代表、又は役員 ・「発明奨励有功者」：弁理士、公務員、発明団体従事者、その他発明奨励に貢献した者 ・「発明指導有功者」：発明教室及び発明クラスの指導教師、教授、その他発明指導に貢献した者 ・「発明奨励有功団体」：企業、研究機関、大学、発明教室及び発明クラスの運営学校、発明関連団体及びその他発明奨励に貢献した団体 <p>※申請分野は功績内容により一部調整される可能性あり</p>
今年の発明王	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦対象：新技術研究開発業績及び技術革新で国家産業の発展に寄与し、発明業界及び科学技術業界において手本になる者（ただし、発明に直接参加しなかった者は除く） ・推薦者：行政機関、広域地方自治体、研究機関、大学、企業、学会・協会及び地域知識財産センターなどの長が推薦 ・副賞：賞金（3,000 万ウォン）、副賞品〔トロフィー、発明講演活動支援〕などを授与

 推進行程

区分	内容	日程
褒賞申請公告及び受付 (特許庁、韓国発明振興会)	・ 日刊新聞に公告、優秀な発明家などを発見	1月2日～ 2月12日
褒賞推薦審査委員会 (韓国発明振興会)	・ 審査委員：発明特許分野の産学研官の専門家からなる（約15人） ・ 審議内容：褒賞申請者を対象に審査し、特許庁功績審査委員会に推薦	3月初め
欠格事由の照会 (警察庁、産業安全公団、公取、雇用労働部など)	・ 褒賞対象外者の調査 - 刑事処罰などを受けた者、労働災害が発生したと公表された事業場及びその役員、公正取引関連法に違反した法人及びその役員、社会的に非難を受ける者、賃金未払い雇用主など	3月中旬
功績審査委員会 (特許庁)	・ 審議内容：勲章別に政府褒賞推薦対象者の選定及び政府褒賞以下の褒賞者決定 * ウェブサイトによる褒賞者の公開検証（10日以上）	3月末
褒賞対象者の推薦 (特許庁)	・ 行政自治部に政府褒賞対象者として推薦	4月初め
次官会議/閣僚会議	・ (功績事項検討) 行政自治部で欠格事項又は過去の褒賞経歴などを再検討 ・ (案件上程) 次官会議/閣僚会議を経て大統領裁可で最終褒賞者を確定	4月中～ 5月初め
発明の日の記念式	・ 5月19日「発明の日」褒賞授与（計80人）	5月19日

連絡先

- ・ 特許庁産業財産政策課（042-481-8498）
- ・ 韓国発明振興会（02-3459-2950、2793）
- ・ ウェブサイト：www.kipa.org

大韓民国知的財産大展

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

行事概要

- ◇ 特許、デザイン、商標など優秀な知的財産関連の製品・技術の流通を促進し、最新技術の動向を共有することで、知的財産に対する国民の認識向上を推進

展示会名称	目的	2018年 参加規模
大韓民国 発明特許大展	国内の優秀な技術及び特許製品を発掘・選定、展示・広報し、事業化を促進	90点 (申込：304社、383件)
商標・デザイン権展	国内の優秀な商標・デザインを展示・広報し、付帯展示イベントを開催し、一般人の関心を誘導	22件授賞 (申込：225件)
ソウル 国際発明展示会	国内外の優秀な発明品を展示し、海外技術の動向を把握して発明特許製品と特許技術取引を促進	32ヶ国、604点

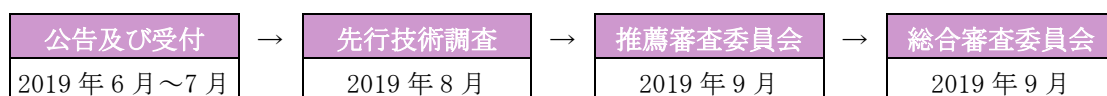
行事日程：12月6日（木）～12月9日（日）、4日間/COEX Hall A（2018年）

申込対象：韓国人のうち、特許・実用新案を出願、又は登録した権利者とその承継人の発明品（商標権、デザイン権は除く）

支援内容

- ◇ 大韓民国発明特許大展、ソウル国際発明展示会の出品作及び商標・デザイン権関連の説明館、主要政策 이슈、トレンドなどテーマ別企画展示館などを運営

推進日程



連絡先

- ・ 特許庁産業財産政策課（042-481-8498）
- ・ 韓国発明振興会（02-3459-2950、2793）
- ・ ウェブサイト：www.kipa.org

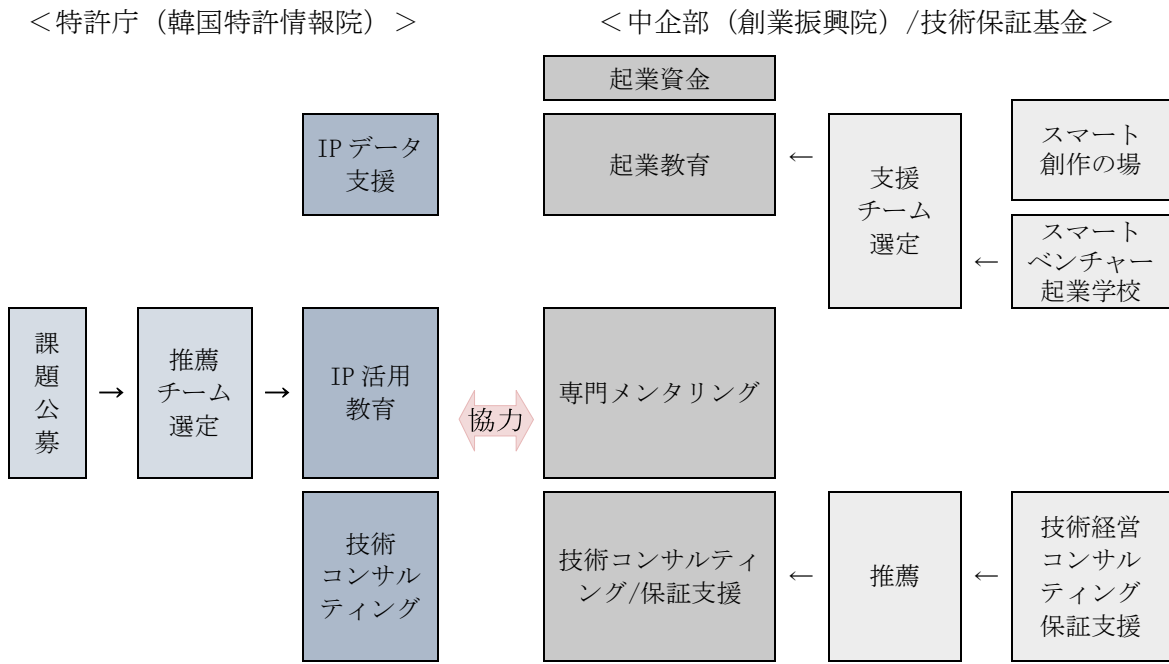
IP 情報活用創業コンテスト 知的財産支援施策 www.kipo.go.kr

大会概要

◇ IP 情報を活用した独創的なアイデアを発掘して起業・事業化を支援するための大会で、優秀なチームを表彰してデータを無償提供し、中企部の創業支援事業などに推薦

* 2015～2017 年まで別運営していた「IP 情報分野創業支援プログラム」と「IP 情報活用アイデアコンテスト」を統合して運営

機関との連携支援手続き



＜中企部（創業振興院）創業支援プログラム＞

区分	スマート創作の場	スマートベンチャー起業学校
支援対象及び予算	起業準備者、 又は創業3年以内の企業	39歳以下、起業準備者、 又は創業3年以内の企業
事業内容	アイデアを製品・サービスに 具体化するための実習型 教育プラットフォームを提供	アプリ、SW、融合分野に おける実戦起業を支援
支援内容	起業教育及び試作品製作	開発空間の提供、教育・メンタ リング、マーケティング
事業費支援	事業化資金	開発及び事業化資金
特許庁推薦による 特典	事業化評価時、加算点付与 (1点)	書類評価の免除

 授賞規模：賞金 800 万ウォン

区分	褒賞勳格	選定	選定分野及び賞金	
			アイデア企画	起業及び事業化
最優秀賞	特許庁長	2チーム	200 万ウォン	250 万ウォン
優秀賞		2チーム	100 万ウォン	100 万ウォン
奨励賞		2チーム	50 万ウォン	50 万ウォン
団体賞	韓国特許 情報院長	1機関	50 万ウォン	
入選		9チーム以内	—	—
計		15チーム	800万ウォン	

* 内訳については、大会の推進状況次第で変更される可能性あり

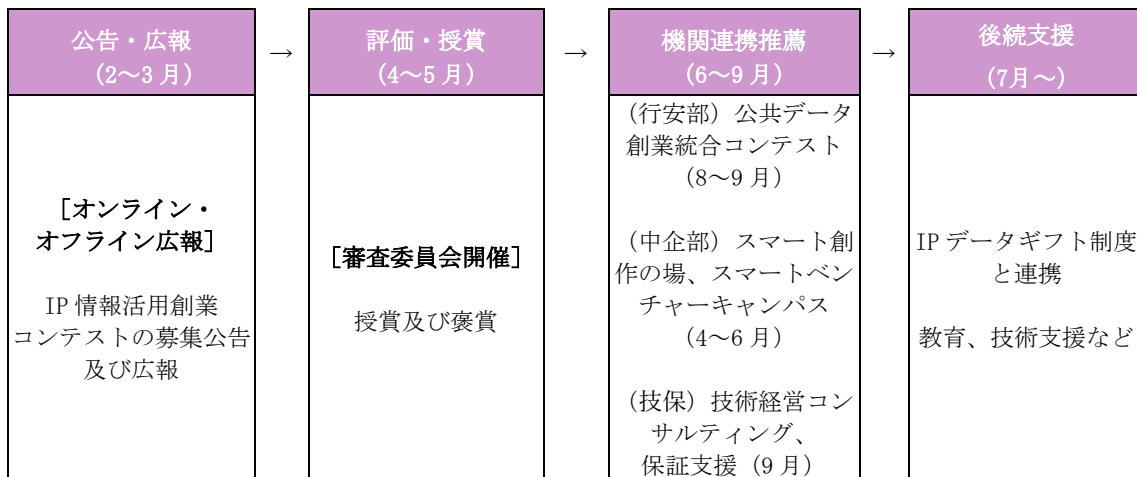
 支援及び参加対象

区分	主要内容
支援分野	①アイデア企画：IP情報を活用した独創的なアイデア ②起業及び事業化企画：新規BM、サービス・システム開発
公募テーマ	・IP情報を活用した起業アイテム（商品・システム）企画部門
審査・評価	・審査委員会が別途で優秀なチームを選抜する予定
機関連係	・優秀（授賞）チームを対象に推薦（行安部、中企部など）

支援内容


- ◇ (参加者全員) IP 情報 4 ヶ月無料利用サービス (Open API 方式) 及び参加者アイデアを保護するための「営業秘密原本証明サービス」の無償提供
- ◇ (受賞チーム) 中企部など外部機関の創業支援事業への連携推薦、IP データの無償支援、知識財産サービス協会の IP 関連教育料の免除 (又は割引)

2018 年推進日程





連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許庁情報管理課 (042-481-5139) ・ 韓国特許情報院 (02-6915-1429、1433) ・ ウェブサイト : http://plus.kipris.or.kr


D2B (Design-to-Business) デザインフェア

知的財産支援策
www.kipo.go.kr 事業概要

- ◇ 若手デザイナーにデザインを権利化・事業化する機会を提供し、国内の中小企業などに独創的なデザインを供給

 支援規模：315 百万ウォン 支援対象

- ◇ 18 歳以上の個人、又はチームで出品可能
 - ・ただし、1 チームのメンバーは 2 人まで
- ◇ 留意事項
 - ・出題企業と出品者の間に雇用関係がある、又は出品作が出品者が所属する会社の業務領域に属する場合は、応募資格なし
 - * 例) A 家具会社の社員が家具を出品 (ただし、A が許諾した場合は、自由出品部門での応募資格を認める)

 支援内容 (受賞者特典)


- ◇ 知的財産教育 (「D2B サマースクール」) を提供 (1 次合格者)
 - ・日時及び場所：7 月 12 日 (水) ~14 日 (金)、雪岳大明デルピノリゾート
 - ・内容：デザインなど知的財産制度及び出願要領に関する教育
 - ・参加費：3 万ウォン (交通・宿泊・教育費 40 万ウォンのうち 37 万ウォンを支援)
 - ・教育修了証を授与
 - * 不参加者向けのデザイン権利保護特講：7 月 8 日 (土)
- ◇ 製品の量産及びそれに伴うロイヤリティの支払い
 - ・(参加企業の物品デザイン) 参加企業が受賞作を生産する場合、契約に基づき適正なロイヤリティを支払う
 - ・(自由出品デザイン) 国内外の展示にデザインを出品して企業に紹介するなど、専門

企業を通じて商品化した後、適正なロイヤリティを支払う

- * 出品者は商品化を希望する場合、関連企業の要請に積極的に対応すること
- * 詳しい内容は契約に基づいて決め、知的財産流通専門家との相談、交渉仲裁及び契約書作成を支援

◇ 参加企業と専門家によるメンタリング

- ・事業化ができるよう、生産性・商品性に対するメンタリングを実施
- * メンタリングは企業を訪問するか、サマースクールを開催して行い、品目と参加企業の条件により回数及び内容などを決定

 推進日程（2019年時点）

日程	期間
大会公告	3月20日
1次作品受付	・企業出品部門：5月1日～6月9日24時 ・自由出品部門：現在受付中～6月9日24時
1次審査の結果発表	6月27日
D2B サマースクール	7月12日～14日（不参加者向けの特講7月8日（土））
2次作品受付及び出願	7月21日～8月21日24時
2次審査の結果発表	9月22日
2019年度自由出品部門 1次作品受付	10月10日～2019年度1次作品受付締切日（*）
D2B ライセンス懇談会	10月13日
最終受賞作の発表	11月17日
授賞式	11月30日

連絡先

- ・特許庁産業財産人材課（042-481-5924）
- ・ウェブサイト：www.d2bfair.or.kr

大韓民国学生発明展示会

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 児童生徒の発明アイデアを発掘・授賞し、独創的な発明人材を育成
- ◇ 優秀な児童生徒の発明品を展示し、児童生徒の発明意識を高め、発明文化を拡大

予算規模：(国費) 495 百万ウォン

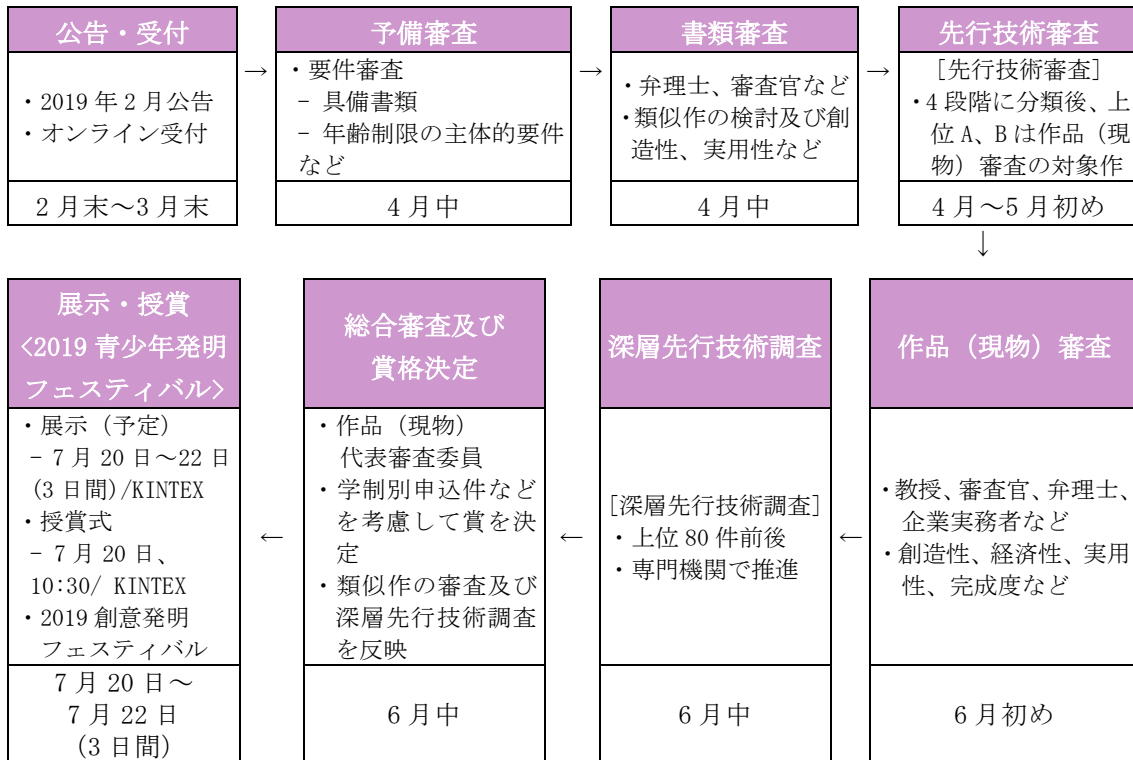
参加資格

- ◇ 大韓民国国籍の小中高校生及び青少年
 - * 正規の学校に在学していない青少年は、生年月日を基準に小中高校チームに分かれて参加

大会内容

- ◇ 出品部門：日常生活でひらめいたすべての発明
(※テーマ/分野は制限なし、1人当たり5点まで出品可)
- ◇ 指導教師：児童生徒の市・郡管轄の現職教員 (*)のみ可能
 - * 全国小中高校の現職教員 (教授は除く)
- ◇ 大会の流れ
 - ・ (公告・受付) 韓国発明振興会を通じ、公告及び受付 (2、3月)
 - ・ (出品作審査) 書類審査 (4月) 及び作品審査 (6月) など
 - ・ (展示会開催) 受賞作の展示、開幕式及び授賞式の開催 (7月)
 - * 発明品展示館の運営 (学生展は銅賞以上及び教員展は特別賞以上の受賞作)
 - * 発明及び創造力体験プログラム
 - * 大韓民国学生創造力チャンピオン大会を同時進行

📅 推進日程



連絡先

- ・ 特許庁産業財産人材課（042-481-3555）
- ・ 韓国発明振興会未来人材室（02-3459-2748）
- ・ ウェブサイト：<http://www.kosccc.net>

学生創造力チャンピオン大会

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 優れた創造性とアイデアを持つ発明人材を発掘し、授賞することで、児童生徒の発明文化を拡大
- ◇ 青少年がチームを組み、与えられた課題を解決する過程でチャレンジ精神、批判的思考力、コミュニケーション能力、協調性、創造力などを強化

予算規模：(国費) 330 百万ウォン

支援対象

- ◇ 大韓民国国籍の小中高校在学学生及び青少年
 - * 正規の学校に在学していない青少年は、生年月日を基準に小中高校チームに分かれて参加

大会内容

- ◇ 参加分野別に表現課題、製作課題、即席課題の3課題で構成（本選大会）

参加チーム 水準 課題類型	小学校	中学校	高校
表現課題	創作公演を行って創造性を表現		
製作課題	科学原理を利用した構造物などを製作（小中高の問題は異なる）		
即席課題	水準別（小中高）に即席問題の解決能力を評価（非公開進行）		

- ◇ 予選大会では表現課題と即席課題を審査
 - * 予選大会での表現課題：公表された表現課題を、小道具を一切使わずに大会当時、非公開で審査委員の前で公演

📅 推進日程

区分	書類審査		市・道予選大会		全国本選大会
日時	- 公告：3月初め - 受付：3月～4月中		2018年6月初め（土） /予定		7月20日（金）～ 7月22日（日）
場所	オンライン受付 (www.koscc.net)	→	16の市・道別に 後日公表	→	KINTEX (京畿道高陽市)
大会単位	16の市・道別 受付及び審査		16の市・道別に開催		全国単位で開催
選抜	市・道予選大会への 出場チーム選抜		全国本選大会への 出場チーム選抜		本選大会の 受賞チーム選定
課題類型	書類審査 (表現課題の解決計画書)		表現課題 即席課題 * 書類審査の評価に 反映		表現課題 製作課題 即席課題

連絡先

- ・ 特許庁産業財産人材課 (042-481-3555)
- ・ 韓国発明振興会未来人材室 (02-3459-2748)
- ・ ウェブサイト : <http://www.koscc.net>

大学創造発明大会

知的財産支援策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 創造力のある優秀な発明人材を発掘して権利化・事業化を支援し、参加大学（院）生の知的財産権を基盤とした創造性を育成

支援規模：計 365 百万ウォン

支援対象

- ◇ 国内の大学（院）生が、個人又はチーム（3 人以内）で出品可能


支援内容

- ◇ 知的財産権教育及び知的財産専門家によるマンツーマンでのコンサルティング支援（書類選考通過者に限る）
- ◇ 書類選考の通過者に限り、知的財産権利化（出願から登録まで）を支援
- ◇ 受賞者を対象に賞金及び賞状を発行
- ◇ 受賞者に就職インセンティブを提供
 - * 対象：公募部門に参加する企業のうち、受賞者に就職優待特典を提供することにした企業の受賞者
 - ** 特典：企業の提示した就職優待約定に基づく


<授賞内訳>

賞名	賞金	授賞主体	賞数
大統領賞	300万ウォン	大統領	1
国務総理賞	200万ウォン	国務総理	1
科学技術情報通信部長官賞	各150万ウォン	科学技術情報通信部	2
産業通商資源部長官賞		産業通商資源部	2
特許庁長賞		特許庁	2

賞名	賞金	授賞主体	賞数
韓国発明振興会長賞	各100万ウォン	韓国発明振興会	3
後援機関長賞	各50万ウォン	後援機関 (16)	24
参加企業賞		参加企業 (8)	
指導教授賞	各50万ウォン	韓国科学技術団体 総連合会	2
最多申込発明サークル賞	100万ウォン	中小企業技術革新協会	1
最多受賞発明サークル賞	100万ウォン	韓国科学創意財団	1

 推進日程

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	参加 企業 募集	問題 出題	大会 公告	5段階審査					授 賞 式			
				知的財産権 権利化支援								
			受付及び 課題提出		IP- サマース クール							

 その他事項（審査基準）

区分	評価項目（例）	配点
斬新性	・アイデアの創造性及び新規性	00点
優秀性	・アイデアの有用性	00点
実現可能性	・アイデアの実現可能性	00点
事業化可能性	・アイデアの経済性及び商業性	00点

連絡先

- ・ 特許庁産業財産人材課（042-481-5183）
- ・ 韓国発明振興会知識財産人力養成室（02-3459-2813）
- ・ ウェブサイト：www.kipa.org

特許技術賞

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 特許庁に登録された優秀な発明を発掘・表彰することで、発明者の士気と同時に発明の機運を高めるべく、毎年半期ごとに世宗大王部門と洪大容部門（個人・中小企業向け）の表彰を行い、受賞した発明の事業化を支援

支援規模

部門	区分	種類	授賞数	賞金	受賞者	授与者
世宗大王部門	特許・ 実用新案	世宗大王賞	1	1,000万ウォン	発明者	特許庁長 中央日報 代表理事 共同授与
		忠武公賞	1	500万ウォン		
		池錫永賞	2	各200万ウォン		
	デザイン	丁若鏞賞	1	500万ウォン	創作者	
洪大容部門	特許・ 実用新案	洪大容賞	2	各100万ウォン	発明者	
計			7	2,600万ウォン		

支援対象

- ◇ 大韓民国国民により韓国国内で出願・登録され、有効に存続している発明（考案）又はデザインのうち、審査局が推薦する発明などを選定する毎年4月及び10月の第3金曜日（以下、「審査局推薦日」とする）から3ヶ月以上前に設定登録され、次の各号のいずれかに該当すること。

1. 世宗大王部門（技術性及び実施効果を反映して評価）

- ・半期ごとに審査局推薦日から5年以内に設定登録又は実施権が設定登録されたか、事業化に成功した発明（考案）又はデザイン
- ・1999年7月1日から2006年9月30日までに提出された実用新案登録出願は、毎半期の審査局推薦日から5年以内に実用新案登録維持決定に対する確定登録又は実施権の設定登録がなされた、又は事業化に成功した場合に限る


2. 洪大容部門（技術性及び今後の可能性を評価）

- ・個人、「中小企業基本法」第2条に基づく中小企業、「産業教育振興及び産学研協力促進に関する法律」第25条に基づく産学協力団、又は「地方自治法」第2条に基づく地方自治体が行った出願で、毎半期の審査局推薦日から5年以内に設定登録又


は実施権の設定登録がなされた発明（考案）

- ・1999年7月1日から2006年9月30日までに出席された実用新案登録出願は、毎半期の審査局推薦日から5年以内に実用新案登録維持決定に対する確定登録又は実施権の設定登録がなされた場合に限る

※上記の要件をすべて満たす場合、2部門への重複申込が可能

 支援内容

- ◇ 特許庁のウェブサイト及び中央日報の紙面などを通して受賞者及び受賞作を広報
- ◇ 起業跳躍パッケージ、起業成功パッケージ、創業先導大学支援事業の対象を選定する時に優待
- ◇ 特許技術取引コンサルティング、優先購買推薦、特許技術評価支援、知的財産活用戦略支援、IP金融など、発明奨励事業支援の対象を選定する時に優待
- ◇ 受賞作の事業化・マーケティング支援のため、受賞マークを進呈（奨励賞は除く）

 推進日程

主要日程	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2018年施行計画策定	→										
委託業者の選定・契約		→									
申込受付の外部公募及び広報		■						■			
審査局別優秀発明・デザイン推薦			■						■		
推薦発明・デザインの重複性検討			■						■		
選定審査協議会開催				■						■	
授賞式開催					■						■

連絡先

- ・特許庁審査制度課（042-481-3461）
- ・ウェブサイト：www.patent.go.kr/jsp/kiponet/mp/patentprize

VI

その他支援制度

職務発明優秀企業認証制度

知的財産経営認証

手数料減免制度

知的財産権関連租税支援

特許審判-国選代理人制度

特許共済事業

職務発明優秀企業認証制度

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 職務発明に対して適正な補償対価を支払っている中小・中堅企業を、「職務発明補償優秀企業」に認証し、インセンティブを付与する制度

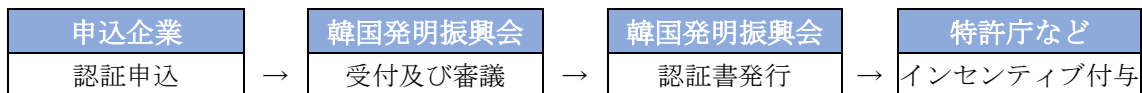
支援規模：該当なし

支援対象

- ◇ 職務発明制度を有し、申込日から2年以内に職務発明補償を行った中小・中堅企業
 - * 中小企業：中小企業基本法第2条に基づく中小企業
 - * 中堅企業：中堅企業成長促進及び競争力強化に関する特別法第2条に基づく中堅企業

推進日程（申込時期）

- ◇ 四半期毎に1回、年4回
- ◇ 手続き



◇ 認証基準

- ・ 評価項目：職務発明補償規定（30点）、補償実績（40点）、合理的運用（30点）
- ・ 認証基準：審議委員会の評価点数70点以上
 - * 100点満点中70点以上であれば認証

支援内容

- ◇ 優先審査：特許・実用新案・デザイン出願に対する優先審査
- ◇ 4～6年目の登録料一部減免：特許・実用新案・デザインの4～6年目の登録料について

て 20%を追加減免

◇ 認証企業支援施策（政府支援事業に対する加点を付与、1点～5点）

（特許庁）先端部品・素材 IP-R&D 連携戦略支援、知的財産活用戦略支援、事業連携特許技術評価支援

（中企部）企業成長促進、融合・複合技術開発事業、商用化技術開発事業

（科技部）ソフトウェアの工学技術現場への適用支援事業

連絡先

- ・ 特許庁地域産業財産政策課（042-481-8180）
- ・ 韓国発明振興会（02-3459-2848、2844）
- ・ ウェブサイト：<http://www.kipa.org/kipabiz>、<http://www.ip-job.org>

知的財産経営認証

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 知的財産経営を中小企業の普遍的経営方式として拡散し、知的財産経営企業の信頼性を高める

支援規模：該当なし

支援対象

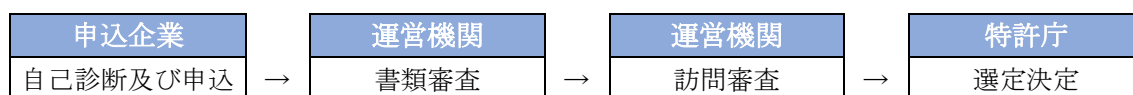
- ◇ 中小企業基本法第2条に基づく中小企業

推進日程（申込時期）

- ◇ 常時申込可能

支援内容

- ◇ 手続き



- ◇ 審査項目

審査項目	配点	減免対象及び手数料	配点
知的財産担当組織及び人材	10点	研究開発人材及び金額	12点
職務発明制度の導入及び運営	5点	知的財産権動向の把握及び活用	18点
役職員1人当りの国内外の産業財産権の出願比率	12点	知的財産権を適用した製品の売上の割合	5点
国内外の産業財産権の保有件数	23点	知的財産権の実施権などを活用	5点
知的財産権教育	5点	知的財産権に関する紛争の事前点検	5点

* 100点満点中70点以上であれば認証

◇ 認証企業への支援施策

- ・ 特許庁
 - ・ 特許・実用新案・デザインの優先審査対象に指定
 - ・ 特許権・実用新案権・デザイン権に対する年次登録料（4～6年目）を70%減免
 - * 現在、中小企業に対して年次登録料（4～6年目）を50%減免しているが、認証企業には20%を追加減免し、計70%の減免特典を提供
 - ・ 特許庁による各種支援事業に参加する際、加点を付与
 - * 優秀発明品の優先購買推薦制度、IP活用戦略支援事業、IP R&D：知財権連携研究開発戦略支援事業
- ・ 中小・ベンチャー企業部
 - ・ 政策資金の融資におけるに限度を増額（45億ウォン→70億ウォン）
 - * 新成長基盤資金のうち、施設資金に革新型企業基準を適用
 - ・ 技術開発支援事業（起業成長技術開発、技術革新開発、製品サービス技術開発、工程・品質技術開発など）に参加する際、加点を付与（2019年に適用予定）
- ・ 韓国放送広告振興公社
 - ・ TV・ラジオなど放送広告費を70%割引
 - ・ TV・ラジオなど放送広告製作費を50%割引
- ・ SGI ソウル保証（2019年に適用予定）
 - ・ 履行保証限度を増額（最大30億ウォン追加保証）
 - ・ NICE 評価情報（株）の信用管理サービスを無償で提供

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域産業財産課（042-481-8622） ・ 韓国発明振興会地域知識財産室（02-3459-2861） ・ ウェブサイト： www.ipcert.or.kr

手数料減免制度

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr


事業概要

- ◇ 特許・実用新案・デザイン出願料、審査請求料、最初3年分の登録料を70%減免、4～9年目の登録料を30%減免

支援規模：該当なし

減免対象者及び手数料

減免対象者	減免率	減免対象手数料
<ul style="list-style-type: none"> - 医療給与受給者、国家有功者、5・18民主有功者、独立有功者、参戦有功者、枯葉剤後遺症患者、学生、障害者、6歳以上19歳未満、兵士、公益勤務要員、転換服務遂行者 *年10件を超過すれば、個人減免 	免除 (100%)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願料、審査請求料、最初3年分の登録料 ・ 積極的権利範囲確認審判請求料は70%減免 *出願1件当たり、特許・実用新案審査請求料の免除を受けられる請求項数を30項以下に指定
<ul style="list-style-type: none"> - 19歳以上30歳未満の者 - 65歳以上の者 *年20件を超過すれば、出願料を30%減免 	85%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願料、審査請求料、最初3年分の登録料 ・ 積極的権利範囲確認審判請求料は70%減免
<ul style="list-style-type: none"> - 個人、小企業、中企業 *個人の特許・実用新案・デザイン出願がそれぞれ年間20件を超過する場合、出願料の減免率を30%に適用 	70%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願料、審査請求料、最初3年分の登録料 ・ 積極的権利範囲確認審判請求料は70%減免
<ul style="list-style-type: none"> - 公共研、担当組織、地方自治体 - 大企業(*)と中企業又は小企業が契約により共同研究開発を通じて共同で特許(実用新案)を出願する場合 *中小企業基本法第2条の規定に基づく中小企業でない企業 	50%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願料、審査請求料、最初3年分の登録料 ・ 担当組織は積極的権利範囲確認審判請求料を50%減免
<ul style="list-style-type: none"> - 中堅企業 	30%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願料、審査請求料、最初3年分の登録料
<ul style="list-style-type: none"> - 個人、小企業、中企業、公共研、担当組織、中堅企業 	30%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4～9年分の登録料
<ul style="list-style-type: none"> - 職務発明補償優秀企業及び知的財産経営認証企業に選ばれた小企業、中企業、中堅企業 	20%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4～6年分の登録料

 推進日程（申込時期）

◇ 常時申込可能

- * 出願、審査請求、技術評価請求、権利範囲確認審判請求、登録時に免除・減免理由を記入して証明書類を提出


連絡先

- ・ 情報顧客政策課（042-481-5083）
- ・ ウェブサイト： www.patent.go.kr
（手数料情報案内/出願料などの減免案内）


知的財産権関連租税支援

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr


 制度概要

- ◇ 技術取引の活性化及び職務発明の拡大に向けた税制支援

 支援規模：該当なし

 支援根拠

- ◇ 所得税法第 12 条第 5 号（職務発明補償金に対する所得税の非課税）、租税特例制限法第 10 条（R&D 税額控除）及び第 12 条（技術移転・貸与・取得に対する所得控除）

 支援時期：常時支援

 支援内容

支援分類	内容	支援対象
職務発明補償金に対する所得税の非課税	(所得税法第 12 条及び施行令第 17 条の 3) ・ 発明振興法に基づき、使用者から支払われた職務発明補償金（年 300 万ウォン以下）に対して所得税が非課税になる	従業員
職務者発明補償金に対する R&D 税額控除	(租税特例制限法第 10 条及び施行令別表 6) ・ 企業が職務発明補償金として支払った費用については R&D 税額控除を適用 * 中小企業 25%、中堅企業 8%、大企業 3~6%	中小・中堅・大企業
技術移転所得に対する税額減免	(租税特例制限法第 12 条第 1 項) ・ 中小・中堅企業が内国人に技術を移転した場合、技術移転所得に対する所得税・法人税を 50%税額減免	中小・中堅企業
技術貸与所得に対する税額減免	(租税特例制限法第 12 条第 3 項) ・ 中小企業が技術を貸与した場合、貸与所得に対する所得税・法人税を 25%税額減免	中小企業
技術取得費用に対する税額控除	(租税特例制限法第 12 条第 2 項) ・ 中小企業が内国人から技術を取得した場合、取得金額を 10%税額控除 ・ 中堅・大企業が中小企業から技術を取得した場合、取得金額を 5%税額控除	中小・中堅・大企業

連絡先

- ・ 特許審判院産業政策課（042-481-5175）
- ・ ウェブサイト：www.kipo.go.kr

特許審判-国選代理人制度

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

事業概要

- ◇ 代理人の選任が困難な社会・経済的弱者に対し、国選代理人の選任を支援

支援根拠

- ◇ 特許法第 139 条の 2 号、実用新案法第 33 条、商標法第 124 条の 2、デザイン保護法第 125 条の 2 (国選代理人)

支援対象

- ◇ 小企業、大企業と紛争している中企業、医療給与受給者など社会・経済的弱者

支援対象事件

- ◇ 社会・経済的弱者が有する産業財産権に関わる審判（無効審判、取消審判など）

手数料減免

- ◇ 国選代理人が選任された案件の当事者に対する手数料減免

推進日程

- ◇ 2019 年 7 月末から施行する予定
- * 支援対象は国選代理人選任申込書を提出し、証明書類を添付

連絡先

- ・ 特許審判院審判政策課 (042-481-8444)
- ・ ウェブサイト : www.kipo.go.kr/ipt/

特許共済制度

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

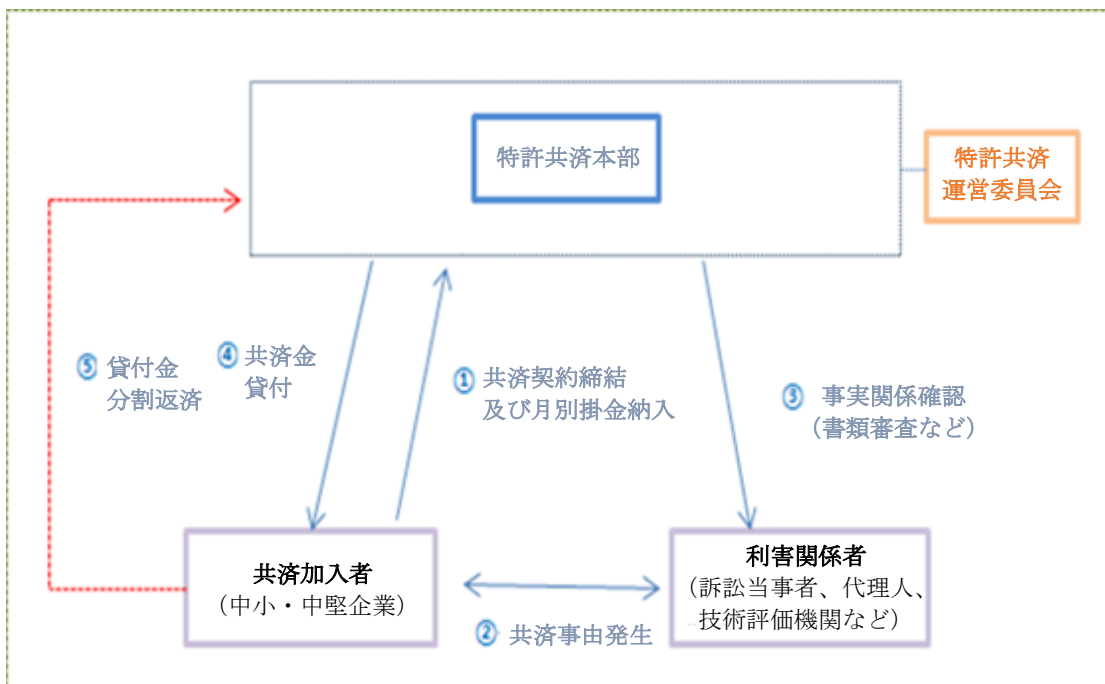
事業概要

- ◇ 企業間の相互扶助に基づいた共済制度を通じ、中小・中堅企業における特許などの知的財産負担を分散・軽減し、経営安定の基盤を構築

加入資格：中小・中堅企業

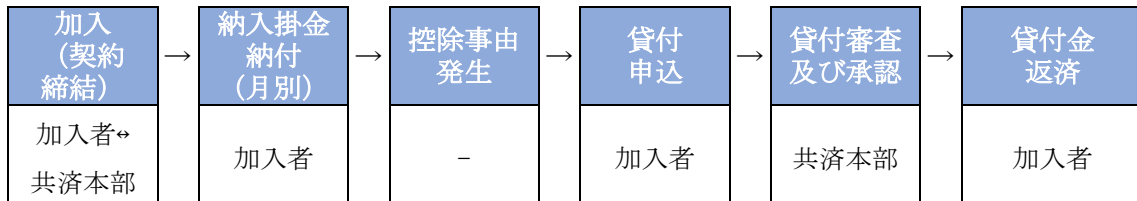
- ※ 産業財産権の保有に関わらず、加入可能

事業構造



※政府は制度を早期に定着させるために、事業運営費と法制度を支援し、委託機関（特許共済本部）が管理・監督を行う

🌐 推進手続き



※ 共済事由：海外出願、国内外審判及び訴訟、知的財産コンサルティング費用など

◇ [掛金積立] 加入者が納入する小額の月別掛金は一定の利率で積み立てられ、積み立てられた元利金は契約を解除する際に一度に支給

◇ [先貸付・後返済] 海外出願、国内外審判・訴訟などが発生すれば、加入者は当該費用を先に借りて使い、後で分割返済する

🌐 推進日程：2019年第2四半期に事業開始（予定）

区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
内容	委託機関選定及び 事業準備			加入企業募集								

🌐 その他

◇ 利率及び加入方法など共済契約約款をはじめとする詳細については、後日公示

連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁産業財産政策課（042-481-5175、5423） ・ウェブサイト：2019年第2四半期にオープン予定

付 録

特許庁及び支援機関の連絡先

地域知識財産センター

海外知識財産センター（IP - DESK）

世界特許庁の URL

海外特許検索サイト

国内知的財産権関連機関の URL

1. 特許庁及び支援機関の連絡先

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

1-1. 特許庁

☎1544 - 8080 www.kipo.go.kr

部署名	電話番号
産業財産政策局	
産業財産政策課	042) 481-5052、5175
産業財産活用課	5107、8501
産業財産人材課	5930、3501
地域産業財産課	8452、8643
産業財産創出戦略チーム	8248、862
産業財産保護協力局	
産業財産保護政策課	8411
産業財産保護支援課	8210
情報顧客支援局	
情報顧客政策課	5090
情報管理課	5127
出願課	5211
登録課	5247
国際出願課	5209
商標デザイン審査局	
商標審査政策課	5342
デザイン審査政策課	8205
特許審査企画局	
特許審査企画課	5658
特許審査制度課	3461
特許審判院	
審判政策課	5856
国際知識財産研修院	
教育企画課	042) 601 - 4321
知識財産教育課	042) 601 - 4340

1-2. 韓国発明振興会

☎02-3459-2800 www.kipa.org

部署名	電話番号
地域知識財産室	02-3459-2861、2862、2829、2821
知識財産振興室	02-3459-2950、2794
知識財産経営支援室	02-3459-2947、2933、2932
韓国知識財産評価センター	02-3459-2890
韓国知識財産仲介所	02-3459-2786
知識財産人材養成室	02-3459-2806
知識財産サイバー教育院	02-3459-2770

1-3. 韓国特許戦略開発院

☎02-3287-4250 www.kista.re.kr

部署名	電話番号
中小企業チーム	02-3287-4268、4221
グローバル成長チーム	02-3287-4383、4238
標準特許センター	02-3475-8560、8553
特許動向チーム	02-3287-4309、4369
政府協力チーム	02-3475-1330、1325
特許成果チーム	02-3475-8544、8546

1-4. 韓国知識財産保護院

☎02-2183-5800 www.koipa.re.kr

部署名	電話番号
経営企画チーム	02-2183-5817
不正競争調査チーム	02-2183-5844
基盤情報チーム	02-2183-5827
認識保険チーム	02-2183-5891
紛争防止チーム	02-2183-5879
海外協力チーム	02-2183-5894
公益弁理士特許相談センター	02-553-5861

1-5. その他機関

機関及び部署	電話番号
韓国特許情報院	02-6915-1400 www.kipi.or.kr
営業秘密保護センター	1666-0521
韓国女性発明協会(事務局)	02-538-2710 www.inventor.or.kr
大韓貿易投資振興公社(KOTRA)	1600-7119 www.kotra.or.kr
技術保証基金	1544-1120 www.kibo.or.kr
KDB 産業銀行	1588-1500 www.kdb.co.kr
韓国ベンチャー投資(株)	02-2156-2000 www.k-vic.co.kr
信用保証基金	1588-6565 www.kodit.co.kr
韓国知識財産研究院	02-2189-2600 www.kiip.re.kr

2. 地域知識財産センター

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

センター名 (運営期間)	住所	電話番号
ソウル知識財産センター (ソウル産業振興院)	ソウル特別市麻浦区ワールドカップ北路 400 ソウル産業振興院 1 階	02-2222-3860
京畿知識財産センター (京畿テクノパーク)	京畿道安山市常緑区ヘアル路 705	031-500-3043
仁川知識財産センター (仁川商工会議所)	仁川広域市南洞区ウンボン路 60 番通り 46	032-810-2882
江原知識財産センター (江原道産業経済振興院)	江原道原州市ホジョ路 47	033-749-3327
忠南知識財産センター (忠南北部商工会議所)	忠清南道天安市西北区広場路 215	041-559-5700
大田知識財産センター (大田テクノパーク)	大田広域市儒城区テクノ 9 路 35 知能ロボット産業化センター206~208 号	042-930-4455
忠北知識財産センター (清州商工会議所)	忠清北道清州市上党区上党路 106	043-229-2732
釜山知識財産センター (釜山テクノパーク)	釜山広域市江西区科学産団 1 路 60 番通り 32	051-974-9065
蔚山知識財産センター (蔚山商工会議所)	蔚山広域市南区タッチル路 97	052-228-3087
蔚山 TP センター (蔚山テクノパーク)	蔚山広域市中区ヨンガ路 15(茶雲洞)	052-219-8510
大邱知識財産センター (大邱商工会議所)	大邱広域市東区東大邱路 457	053-242-8079
慶北知識財産センター (浦項商工会議所)	慶尚北道浦項市南区ポスコ大路 333	054-274-5533
慶南知識財産センター (昌原商工会議所)	慶尚南道昌原市義昌区中央大路 166	055-210-3085
全南知識財産センター (木浦商工会議所)	全羅南道務安郡三郷邑五龍 3 通り 2	061-242-8587

センター名 (運営期間)	住所	電話番号
光州知識財産センター (韓国発明振興会光州支会)	光州広域市光山区河南産団 8 番路 177	062-954-3841
全北知識財産センター (韓国発明振興回転北支部)	全州市徳津区盤龍路 109 全北 TP ベンチャー支援棟 105 号	063-252-9301
済州知識財産センター (済州商工会議所)	済州特別自治道済州市庁舎路 1 通り 18-4	064-755-2554
水源地植栽山センター (水原商工会議所)	京畿道水原市長安区水城路 311	031-244-8321
富川知識財産センター (富川産業振興財団)	京畿道富川市達美区評天路 655 富川テクノパーク 401 棟 1503 号	070-7094-5483
春川知識財産センター (韓国発明振興会江原支会)	江原道春川市江原大学通り 1、 江原大学ポドゥム館 403 号	033-254-6580
太白知識財産センター (太白商工会議所)	江原道太白市荒地路 188-1	033-552-5555
江陵知識財産センター (江陵商工会議所)	江原道江陵市総合運動場通り 88	033-643-4413
忠州知識財産センター (忠州商工会議所)	忠清北道忠州市ウトゥム路 31	043-843-7005
釜山南部知識財産センター (韓国発明振興回付産地会)	釜山広域市釜山鎮区カヤ大路 607 セマウル会館 6 階	051-645-9683
安東知識財産センター (安東商工会議所)	慶尚北道安東市祭り場通り 240	054-859-3093
亀尾知識財産センター (亀尾商工会議所)	慶尚北道亀尾市松亭大路 120	054-454-6613
晋州知識財産センター (晋州商工会議所)	慶尚南道晋州市同進路 255	055-762-9411

3. 海外知識財産センター (IP - DESK)

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

・海外 IP - DESK の連絡先

国		連絡先
中国	北京	TEL:+86-10-6410-6162(ext47) FAX:+86-10-6505-2310 E-mail:ipkotra@126.com
	上海	TEL:+86-21-5108-8771(ext148) FAX:+86-21-6219-6015 E-mail:ikakan@aliyun.com
	青島	TEL:+86-532-8388-7931(ext302) FAX:+86-532-8388-7935 E-mail:kotrama@163.com
	広州	TEL:+86-20-2208-1630 FAX:+86-20-2208-1636 E-mail:shane.bai@aliyun.com
	瀋陽	TEL:+86-24-3137-0770(ext813) FAX:+86-24-3137-0773 E-mail:ipdesksy@kotra.or.kr
	西安	TEL:+86-29-8883-1060(ext111) E-mail:hln0705@kotra.or.kr
日本	東京	TEL:+81-3-6273-4638 FAX:+81-3-3214-6950 E-mail:mh10004@kotra.or.kr
ベトナム	ホーチミン	TEL:+84-28-3822-3944(ext134) FAX:+84-8-3822-3941 E-mail:hcmipdesk@gmail.com
タイ	バンコク	TEL:+66-2-035-1558 FAX:+66-2-204-2504 E-mail:ipdeskthailand@gmail.com
インドネシア	ジャカルタ	TEL:+62-811-8388-894 E-mail:ipdesk.jk@gmail.com
米国	ロサンゼルス	TEL:+1-323-954-9500(ext132) FAX:+1-323-954-1707 E-mail:laipdesk.kotra@gmail.com
	ニューヨーク	TEL:+1-646-918-5594 FAX:+1-212-888-4930 E-mail:graceahn.kotra@gmail.com
ドイツ	フランクフルト	TEL:+49-69-2429-9299 FAX:+49-69-25-3589 E-mail:donghee.lee@kotra.or.kr
インド	ニューデリー	TEL:+91-124-462-8500 E-mail:ipdeskindia@gmail.com

4. 世界特許庁の URL

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

国	URL
ギリシャ	http://www.obi.gr
南アフリカ共和国	http://www.cipc.co.za
ニュージーランド	http://www.iponz.govt.nz
デンマーク	http://www.dkpto.dk
台湾	http://www.tipo.gov.tw
ドイツ	http://www.dpma.de
ロシア	http://www.fips.ru
ルーマニア	http://www.osim.ro
マレーシア	http://www.myipo.gov.my
モナコ	http://en.gouv.mc
モロッコ	http://www.ompic.org.ma
モンゴル	http://www.ipom.mn
米国	http://www.uspto.gov
ベルギー	http://www.boip.int/en
ブラジル	http://www.inpi.gov.br
スウェーデン	http://www.prv.se
スペイン	http://www.oepm.es
スイス	http://www.ige.ch
シンガポール	http://www.ipos.gov.sg
湾岸協力会議	http://www.gccpo.org
アイルランド	http://ie.espacenet.com

世界特許庁の URL

国	URL
イギリス	http://www.ipo.gov.uk
ユーラシア	http://www.eapo.org
イタリア	http://www.uibm.gov.it
インド	http://www.ipindia.nic.in
日本	http://www.jpo.go.jp
中国	http://www.sipo.gov.cn
チェコ	http://www.upv.cz
カナダ	http://opic.gc.ca
トルコ	http://www.turkpatent.gov.tr
チュニジア	http://www.inorpi.ind.tn
ポーランド	http://www.uprp.pl
ポルトガル	http://www.marcaspatentes.pt
フランス	http://www.inpi.fr
フィンランド	http://www.prh.fi
フィリピン	http://www.ipophil.gov.ph
ハンガリー	http://www.hpo.hu
オーストラリア	http://www.ipaustralia.gov.au
香港	http://www.ipd.gov.hk/
欧州連合知的財産庁 (EUIPO)	https://euipo.europa.eu/
EPO	http://www.epo.org
WIPO	http://www.wipo.int

5. 海外特許検索サイト

知的財産支援施策

www.kipo.go.kr

機関 (国)	検索区分	URL
世界 知的所有権機関 (WIPO)	国際特許検索	http://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf
	国際商標検索	http://www.wipo.int/romarin
	デザイン検索	http://www.wipo.int/designdb/hague/en/
米国 (USPTO)	特許検索	http://patft.uspto.gov/
	商標検索	https://www.uspto.gov/trademark
欧州 (EPO)	特許検索	http://worldwide.espacenet.com/?locale=en_EP
日本 (IPOL)	特許/商標/デザイン検索	https://www.j-platpat.inpit.go.jp
欧州連合 知的財産庁 (EUIPO)	商標検索	https://www.tmdn.org/tmview/
	デザイン検索	https://oami.europa.eu/ohimportal/en/
豪州 (AU)	特許検索	http://pericles.ipaustralia.gov.au/ols/auspat/
	商標検索	https://search.ipaustralia.gov.au/trademarks/search/
	デザイン検索	http://pericles.ipaustralia.gov.au/adds2/adds.adds_simple_search.paint_simple_search
カナダ (CA)	特許検索	http://www.ic.gc.ca/opic-cipo/cpd/eng/introduction
	商標/デザイン検索	http://www.ic.gc.ca/
中国	特許検索	http://211.157.104.77:8080/sipo_EN/search/tabSearch.do?method=init
	商標検索	http://wsjs.saic.gov.cn

機関 (国)	検索区分	URL
イギリス (GB)	特許検索	http://www.ipo.gov.uk/types/patent/p-os/p-find/p-ipsu.htm
	商標検索	https://trademarks.ipo.gov.uk/ipo-tmcase
	デザイン検索	https://www.registered-design.service.gov.uk/find
香港	特許検索	http://ipsearch.ipd.gov.hk/patent/main.jsp?LANG=en
	商標検索	http://ipsearch.ipd.gov.hk/trademark/jsp/main.jsp
ドイツ (DE)	特許検索	https://register.dpma.de/DPMAREGISTER/pat/uebersicht
	商標検索	http://register.dpma.de/DPMAREGISTER/marke/uebersicht
	デザイン検索	https://register.dpma.de/DPMAREGISTER/gsm/uebersicht
ニュージーランド	特許検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296415025624841
	商標検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296414944036841
	デザイン検索	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/Default.aspx?sid=635296414856832841
フィリピン	特許検索	http://121.58.254.45/ipophilsearch/patentsearch.aspx
	商標検索	http://www.wipo.int/branddb/ph/en/
ロシア	特許/商標/デザイン検索	http://www.rupto.ru/rupto/portal/96bb3146-3081-11e1-351c-9c8e9921fb2c?lang=en
デンマーク	特許検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Patent
	商標検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Varemaerke
	デザイン検索	http://onlineweb.dkpto.dk/pvsonline/Design
Thomson Reuters	MicroPatent	http://www.micropat.com/static/index.htm

6. 国内知的財産権関連機関の URL

知的財産支援施策
www.kipo.go.kr

機関名	リンク
特許庁	http://www.kipo.go.kr
韓国発明振興会	http://www.kipa.org
韓国特許戦略開発院	http://www.kista.re.kr
韓国知識財産サービス協会	http://www.kaips.or.kr
国際知的財産権紛争情報ポータル	http://www.ip-navi.or.kr
営業秘密保護センター	http://www.tradesecret.or.kr
韓国知識財産保護院	http://www.koipa.re.kr
公益弁理士特許相談センター	http://www.pcc.or.kr
標準特許センター	http://www.epcenter.or.kr
韓国特許情報院	http://www.kipi.or.kr
韓国特許情報院特許情報振興センター	http://www.pipc.or.kr
韓国女性発明協会	http://www.inventor.or.kr
特許情報ネット KIPRIS	http://www.kipris.or.kr
特許情報活用サービス	http://plus.kipris.or.kr
知識財産能力試験	http://www.ipat.or.kr
職務発明制度	http://www.kipa.org/ip-job/index.jsp
デザインマップ	http://www.designmap.or.kr
IP-Market (知的財産取引情報システム)	http://www.ipmarket.or.kr
地域知識財産センター	http://www.ripc.org
D2B デザインフェア	http://www.d2bfair.or.kr
IP キャンパス	http://www.ipcampus.kr
国家知識財産教育ポータル	http://www.ipacademy.net
韓国半導体産業協会	http://www.ksia.or.kr
半導体設計財産流通センター	http://www.kipex.or.kr
韓国知識財産研究院	http://www.kiip.re.kr

2019 年度
特許庁知の財産支援施策

発行日 2018 年 12 月

発行者  特許庁

産業財産政策課
大田西区庁舎路 189
政府大田庁舎

電話 042) 481-5052

FAX 042) 472 - 3464
